

第6次岡崎市防犯活動行動計画

～市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に向けて～

《 都 市 宣 言 》

令和4年1月8日



令和5年3月

岡 崎 市

都 市 宣 言

『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』

犯罪のない安全で安心な地域社会を築くことは、岡崎市民の大きな願いであります。

本市においては、平成 21 年 12 月に「岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例」を制定し、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に向け、地域一丸となって様々な防犯活動に取り組み、犯罪は着実に減少してきました。

しかしながら、犯罪の前兆と思われる「不審者による子どもへの声掛け」や潜在化している「女性への付きまとい行為や性犯罪」、大切な財産を騙し取る「高齢者を狙った特殊詐欺」などの悪質な犯罪は後を絶ちません。万一、犯罪に巻き込まれてしまった場合は、長期にわたり心理的、身体的に重大な悪影響を与えるだけでなく、その家族や地域社会全体にまで大きな影響を及ぼすため、対策を講じなければならない重要な課題であります。

そこで、市民一人ひとりが、自らの生命及び財産を守るために必要な防犯に関する知識の習得に努めるとともに、行政、議会、警察、事業者、地域が一丸となって、悪質な犯罪から、子ども、女性、高齢者を守り、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、ここに、

『子ども、女性、高齢者を犯罪から守るまち岡崎』を宣言いたします。

令和4年 1月 8日

岡 崎 市 長 中 根 康 浩

岡崎市議会議長 加 藤 学

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の改定経過	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 本計画とSDGsとの関連	4
5. 計画の対象範囲	4
6. 計画期間	5
第2章 国・県の動向	6
1. 国内の犯罪情勢と動向	6
2. 愛知県内の犯罪情勢と動向	14
第3章 岡崎市の現状と課題	21
1. 岡崎市内の犯罪情勢	21
2. 本計画に関連するその他生活安全上の社会情勢（岡崎警察署管内※）	43
3. 市民の安全・安心に対する意識	45
4. 本市の防犯対策の取組状況	57
5. 防犯対策上の課題と必要な対策	60
第4章 計画の方向性	64
1. 計画の基本理念	64
2. 計画の基本方針	64
3. 計画の基本目標と成果指標	65

第5章 基本戦略及び重点事業	66
1. 基本戦略の設定と施策体系	66
2. 重点事業の設定	67
3. 各戦略における具体的な事業と活動指標	70
基本戦略Ⅰ 防犯意識・わがまち意識の醸成	70
基本戦略Ⅱ 犯罪が起こりにくい環境整備	73
基本戦略Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪等への対策	76
基本戦略Ⅳ 犯罪被害者等支援の推進	80
第6章 計画の実現に向けて	82
1. 計画の進行管理	82
2. 計画の推進体制	83
第7章 資料編	84
1. 岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例	84
2. 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会設置要綱	86
3. 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会委員名簿	87
4. 第5次計画の取組と第6次計画における施策の位置付け	88
5. 市民意識調査結果	89

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

本市の刑法犯認知件数は、様々な社会情勢の変化を背景に平成10年頃から増加傾向が顕著となり、ピークであった平成16年には年間過去最高の8,955件に達しました。

このような状況の中、本市では、警察だけでなく行政、事業者、市民が連携した官民一体となった犯罪防止施策の促進を図るため、平成16年4月に防犯行政の窓口として安全安心課を設置しました。平成18年2月には、犯罪が起こりにくい安全・安心なまちづくりを目指し、地域一体で推進する防犯対策の取組を示した「岡崎市防犯活動行動計画」を策定しました。また、平成22年1月には「岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例」を施行し、本計画を条例に基づく計画に位置付け、継続的な防犯活動の促進を図ってきました。

その後の刑法犯認知件数は、地域一体となった地道な防犯活動により、毎年一貫して減少傾向ではありましたが、愛知県内の住宅対象侵入盗認知件数は、平成19年から平成30年にかけて12年連続全国ワースト1位を記録している状況であり、本市においては、平成30年の侵入盗認知件数が300件(うち住宅対象侵入盗認知件数143件)発生し、県内市区町村でワースト1位という非常に厳しい治安情勢でした。

そこで、第5次防犯活動行動計画では、侵入盗対策として、市による街頭防犯カメラの整備促進を図り、令和4年度までの目標であった1,000台を超える1,050台の整備が完了しました。加えて、警察との連携による啓発活動の強化や地域との合同パトロールの実施、自主防犯活動団体への活動支援の拡充等により、防犯に対する意識の高揚の活発化を図ってきました。

これらの施策により、令和3年の侵入盗認知件数は約3分の1の108件(うち住宅対象侵入盗認知件数48件)まで減少し、また、刑法犯認知件数は1,552件でピーク時の平成16年から5分1以下にまで減少しており、着実に成果を上げてきています。

一方で、犯罪の傾向や社会情勢が変化していく中で、犯罪の前兆と思われる行為や認知されていない潜在化している犯罪に対しても対策を講じていく必要があり、中でも、子どもや女性に対する犯罪行為、高齢者を狙った悪質な犯罪は、万一犯罪に巻き込まれた場合、長期にわたり心身に大きな悪影響を及ぼし、その家族や地域社会にまで大きく影響するため、今一度、防犯に関する市民一人ひとりの意識の高揚と市全体が一丸となって防犯活動を促進していくという強い思いを込めて、令和4年1月8日に都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を市長・市議会議長の連名で表明しました。

これらを踏まえ、絶えず変化する現代社会の状況や市民ニーズを的確に把握するとともに、犯罪情勢をしっかりと分析し、市民に大きな不安を与える犯罪等の抑止に向けた取組を示す本市の指針として「第6次岡崎市防犯活動行動計画」を策定し、犯罪のない安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。



2. 計画の改定経過

年月	沿革
平成16年4月	市民文化部に安全安心課を設置
平成18年2月	岡崎市防犯活動行動計画を策定
平成21年3月	第2次岡崎市防犯活動行動計画を策定
平成22年1月	岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例を施行
平成24年4月	岡崎市暴力団排除条例を施行
平成25年5月	第3次岡崎市防犯活動行動計画を策定
平成28年6月	第4次岡崎市防犯活動行動計画を策定
令和2年3月	第5次岡崎市防犯活動行動計画を策定
令和3年4月	組織改正により「市民安全部防犯交通安全課」へ名称変更
令和4年1月	都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を表明

第6次岡崎市防犯活動行動計画 策定までのプロセス	
年月	内容
令和4年1月	市長と話そう！「まちづくりほっとミーティング」の開催
令和4年4月	岡崎市防犯活動行動計画策定委員会を設置（令和4年4月1日施行）
令和4年6月	第1回岡崎市防犯活動行動計画策定委員会の開催
令和4年7月	防犯に関する市民意識調査の実施
令和4年11月	関係者等意見徴収の実施
令和4年12月	第2回岡崎市防犯活動行動計画策定委員会の開催
令和5年1月	パブリックコメントの実施
令和5年3月	第6次岡崎市防犯活動行動計画策定・公表

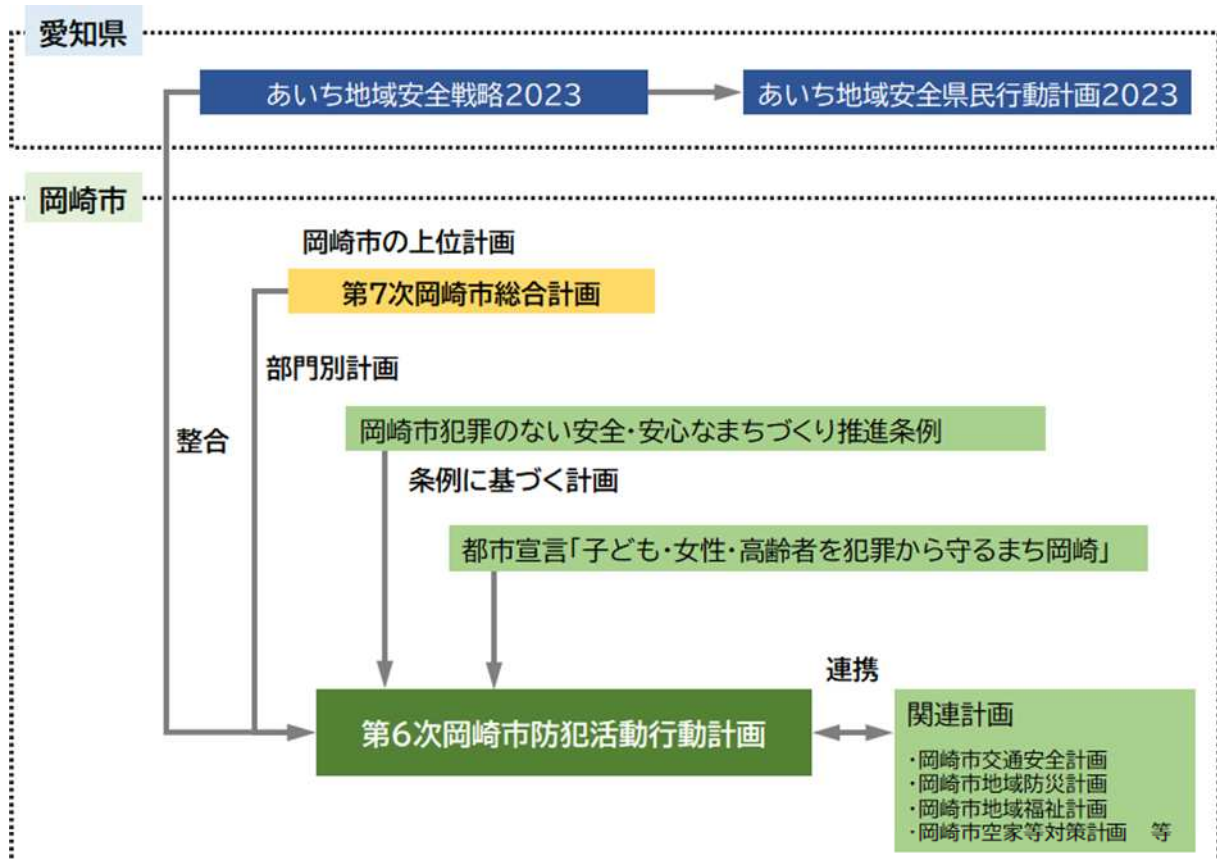


3. 計画の位置づけ

本計画は、「岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例」に基づく防犯活動行動計画として、第7次岡崎市総合計画の「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に示す部門別計画に位置付けられています。

第6次計画では、都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を踏まえた施策を盛り込むとともに、本市の計画体系との整合や関連計画との連携を図ります。

また、愛知県の「あいち地域安全戦略 2023」及び「あいち地域安全県民行動計画 2023」の内容を踏まえ、基本戦略や重点事業等を設定しています。



■岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例(抜粋)

(防犯活動行動計画)

第7条 市は、犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯活動行動計画を策定し、及び実施しなければならない。



4. 本計画と SDGs との関連

SDGsは、2015年9月の国連のサミットで定められた2030年までの世界共通の開発目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴールから構成され、取り組むものとされています。

本市は、2020年7月17日にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方をもとに「誰一人取り残さないまちづくり」を進めています。

本計画を推進することで、17のゴールのうち「11 住み続けられるまちづくりを」をはじめ、関連するゴールの達成に向けて取り組み、持続可能な開発目標の達成への寄与を図ります。



5. 計画の対象範囲

本計画では、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪(空き巣や忍込み、事務所荒らし等の侵入盗や、振り込め詐欺等の特殊詐欺、その他自動車関連窃盗や子どもを狙った街頭犯罪等)の抑止及び公共空間等で発生する痴漢、のぞき見、盗撮及び卑わいな言動等の犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための主な取組を計画の範囲とします。

なお、これ以外のいわゆる「安全で安心なまちづくり」に包含されることのある防災、防火、交通安全、食の安全、都市施設等のバリアフリー化等の項目は、個々の法令及び条例、計画等により整理されていることを踏まえ、対象には含まないものとします。



6. 計画期間

本計画は、令和5年度から12年度までの8年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、「あいち地域安全戦略」や市内の犯罪情勢の変化、各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや修正を行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めます。



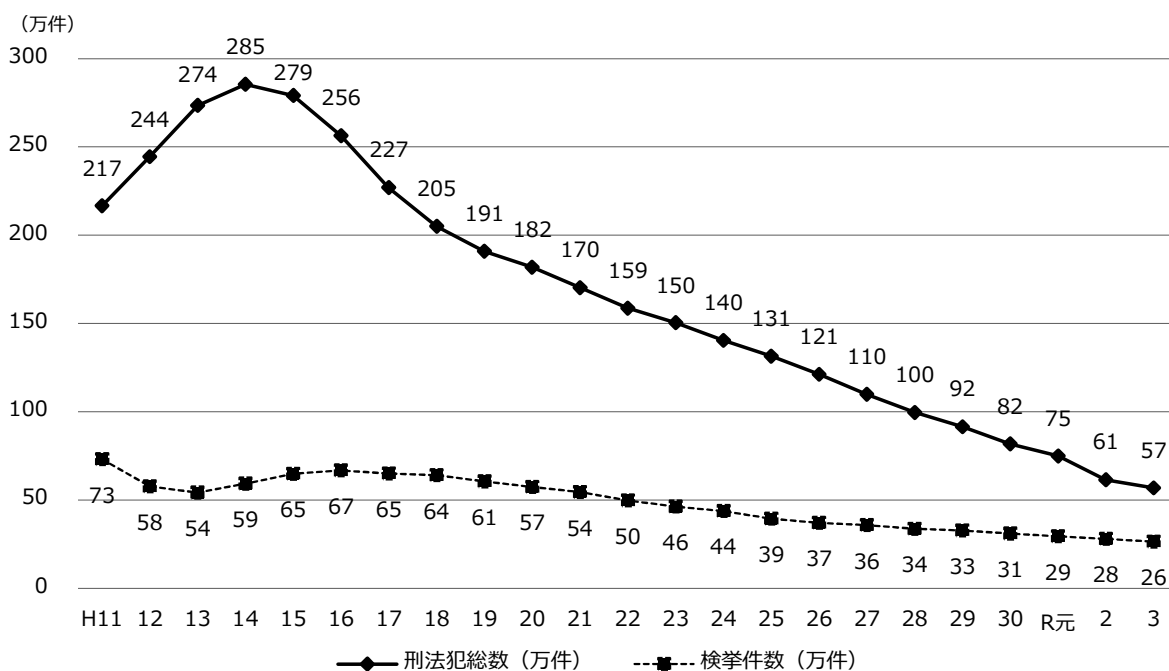
第2章 国・県の動向

1. 国内の犯罪情勢と動向

(1) 国内の犯罪情勢

① 刑法犯

- 国内の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万4千件をピークに、以降一貫して減少しています。
- 令和3年における刑法犯の認知件数は、56万8,104件で、戦後最少であった令和2年を更に下回っています。また、刑法犯の検挙件数は、26万4,485件となり、令和2年を下回りました。

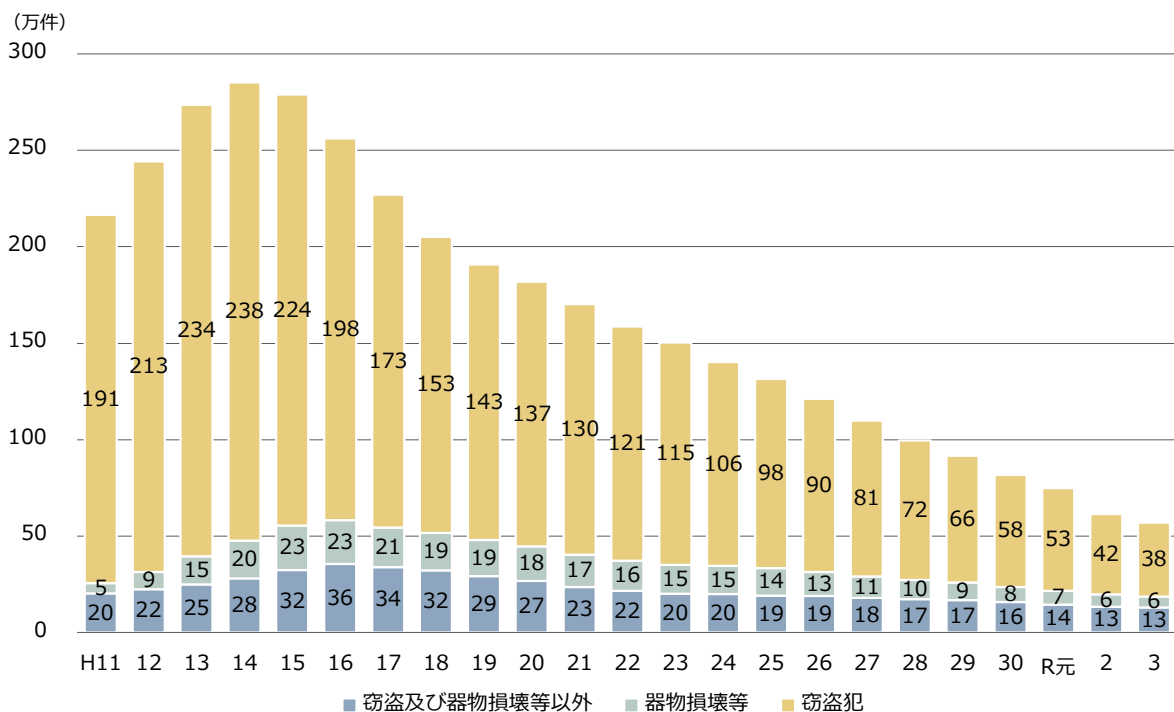


出典：犯罪統計資料(各年確定値)(警察庁)

刑法犯	【凶悪犯】	殺人、強盗、放火、強制性交等をいう。
	【粗暴犯】	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。
	【窃盗犯】	侵入盗、乗り物盗、その他非侵入盗をいう。
	【知能犯】	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪。
	【風俗犯】	賭博、わいせつをいう。
	【その他刑法犯】	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等前記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。
認知件数	警察によって犯罪の発生が認知された件数。	

② 窃盗及び器物損壊等

- 窃盗及び器物損壊等認知件数は、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年から毎年減少を続けており、減少率は83.0%となっています。
- 令和3年における窃盗犯認知件数は、38万1,769件で、令和2年(41万7,291件)から8.5%減少しました。また、器物損壊等の認知件数については、5万6,925件で、令和2年(6万4,089件)から11.2%減少しています。

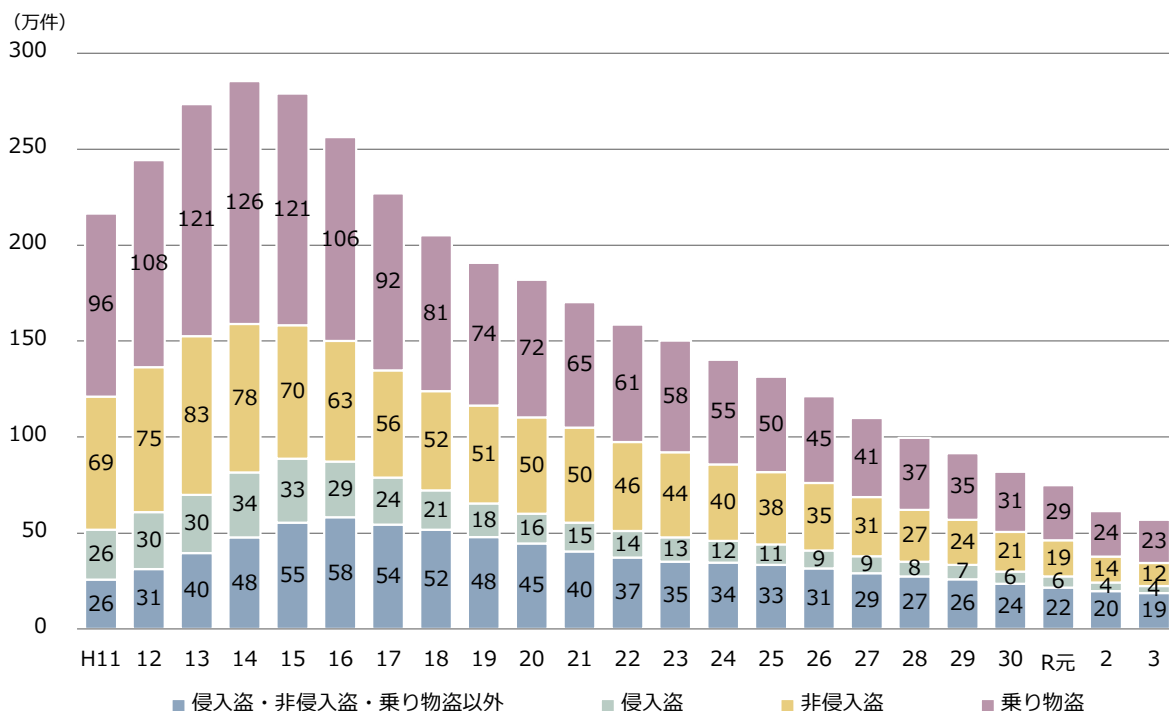


出典：犯罪統計資料(各年確定値)(警察庁)

窃盗犯	【侵入盗】	○住宅対象 空き巣、忍込み、居空きをいう。
		○非住宅対象 ATM 破り、金庫破り、旅館荒し、官公署荒し、学校荒し、病院荒し、給油所荒し、事務所荒し、出店荒し、工場荒し、更衣室荒し、倉庫荒し、その他の侵入盗をいう。
	【乗り物盗】	自動車盗、オートバイ盗、自転車盗をいう。
	【非侵入盗】	すり、ひったくり、置引き、万引き、車上狙い、部品ねらい等、侵入盗、乗り物盗に該当せず、金品等を窃盗する犯罪をいう。

③ 侵入盗・非侵入盗・乗り物盗

- 侵入盗・非侵入盗・乗り物盗の認知件数は、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率が83.9%となっています。
- 令和3年の侵入盗の認知件数は、3万7,240件で、令和2年(4万4,093件)から15.5%減少しています。また、非侵入盗の認知件数は、11万9,336件で、令和2年(13万5,025件)から11.6%減少しました。乗り物盗の認知件数については、22万5,193件で、令和2年(23万8,173件)から5.5%減少しています。

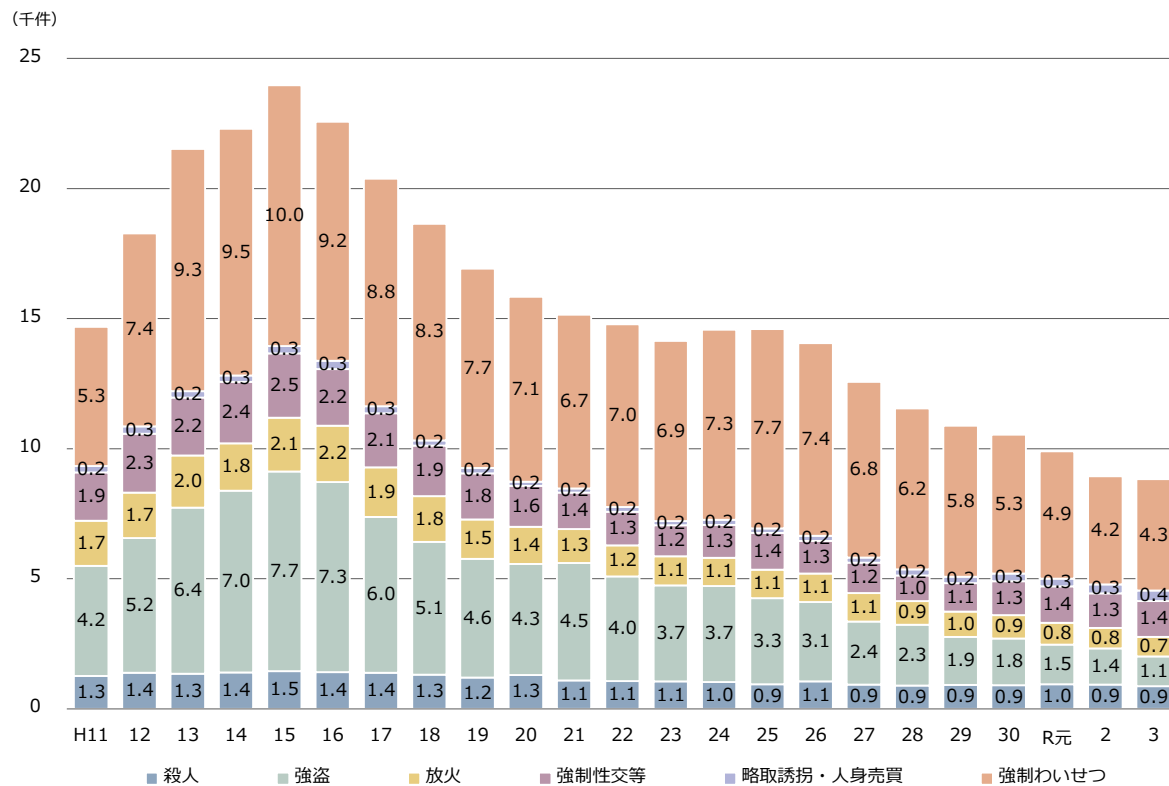


出典：犯罪統計資料(各年確定値)(警察庁)

【侵入盗】	○住宅対象 空き巣、忍込み、居空きをいう。
	○非住宅対象 ATM破り、金庫破り、旅館荒し、官公署荒し、学校荒し、病院荒し、給油所荒し、事務所荒し、出店荒し、工場荒し、更衣室荒し、倉庫荒し、その他の侵入盗をいう。
【乗り物盗】	自動車盗、オートバイ盗、自転車盗をいう。
【非侵入盗】	すり、ひったくり、置引き、万引き、車上狙い、部品ねらい等、侵入盗、乗り物盗に該当せず、金品等を窃盗する犯罪をいう。

④ 重要犯罪

- 重要犯罪の認知件数は、令和3年は8,821件と前年比でほぼ横ばいであり、平成15年と比較すると63.2%減少しています。

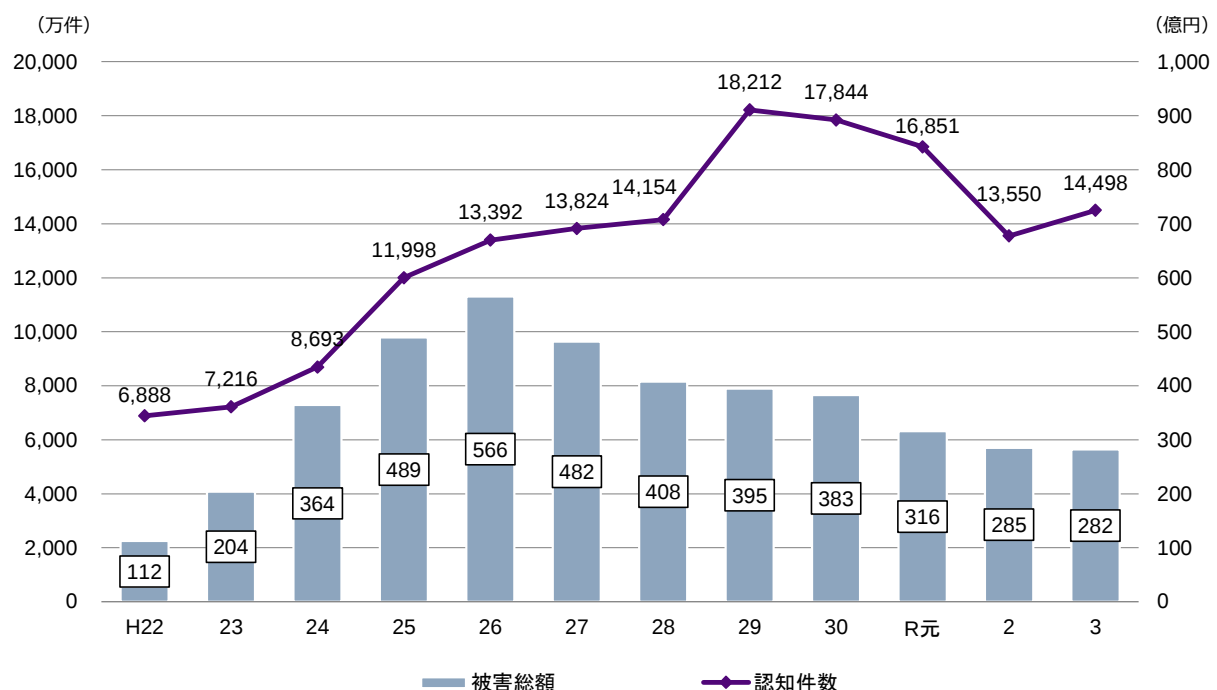


出典:犯罪統計資料(各年確定値)(警察庁)

重要犯罪	殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつをいう。
------	-------------------------------------

⑤ 特殊詐欺 認知件数・被害額

- 特殊詐欺は、令和元年6月の犯罪対策閣僚会議において決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づいた各種対策を推進し、平成30年以降は、認知件数・被害総額ともに減少していたが、令和3年における特殊詐欺の認知件数は14,498件であり、4年ぶりに前年比増加に転じました(前年比7.0%増)。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した給付金やワクチン接種に便乗した詐欺の発生、非接触型の特殊詐欺が発生する等、特殊詐欺は、社会情勢の変化により犯行手口の傾向が変化します。令和3年に一転して認知件数が増加に転じたのも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による犯行手口の変化が一因と考えられます。



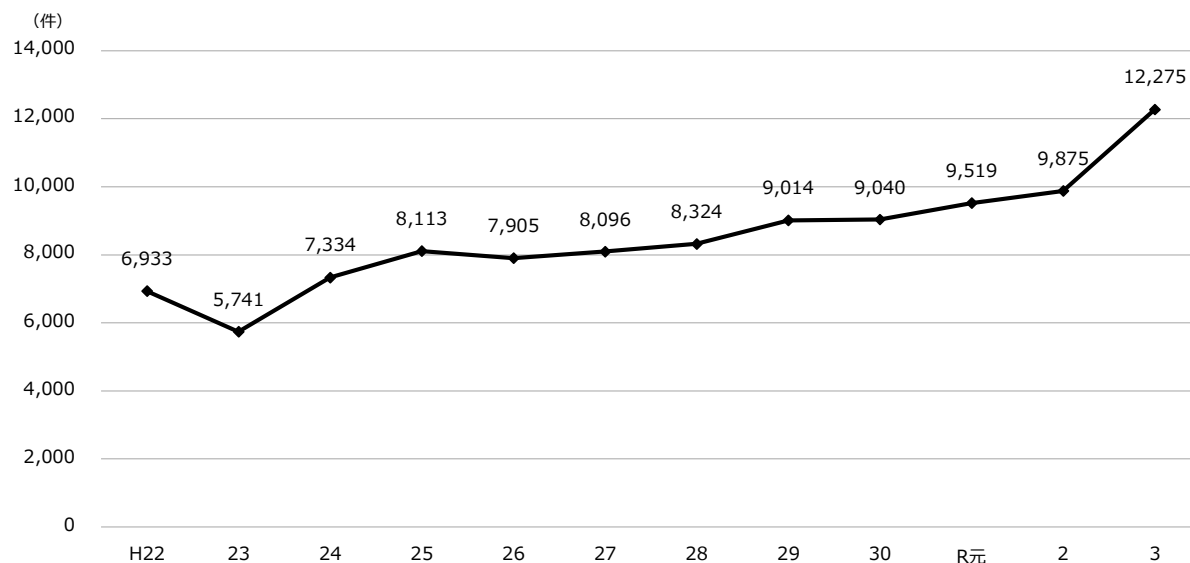
※認知件数は未遂を含む

出典: 特殊詐欺認知・検挙状況等について(警察庁)

特殊詐欺	オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等をいう。
------	--

⑥ サイバー犯罪 検挙件数

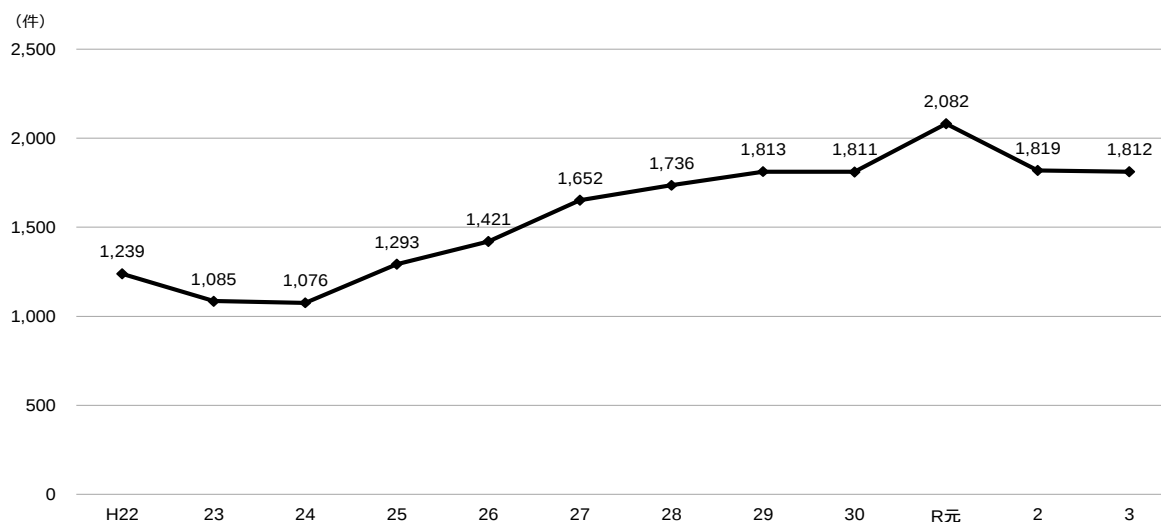
- サイバー犯罪の検挙件数は、平成24年から増加傾向にあり、令和3年は12,275件(暫定値)と、前年比で24.3%、平成29年からの過去5年で36.2%増加しています。



出典:令和3年の犯罪情勢(警察庁)

⑦ SNSに起因する事犯の被害児童

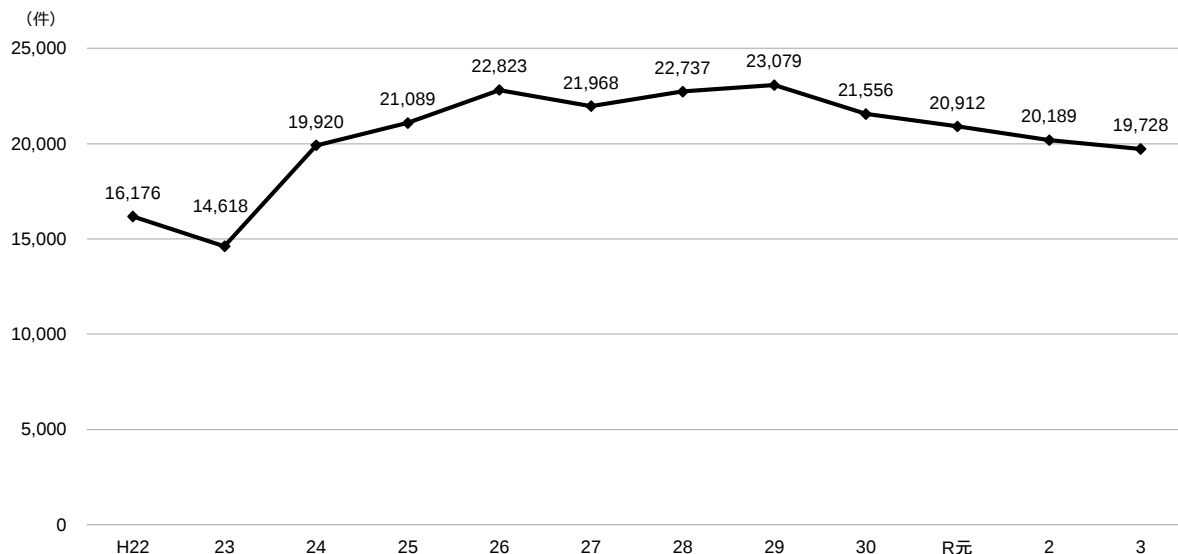
- SNSに起因する事犯の被害児童件数は、平成25年から増加傾向にあり、令和2年からは減少となっています。令和2年以降の被害件数の減少は、新型コロナウイルス感染症防止によるステイホームの推進等、新しい生活様式による社会情勢の変化が要因の一つとして考えられますが、令和3年は1,812件と依然として高い水準にあります。



出典:令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況(警察庁)

⑧ ストーカー事案の相談等

- ストーカー事案の相談等件数は、平成30年から毎年減少しているが高い水準が続いています。なお、この指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しく、認知されていないストーカー事案(暗数)が一定数存在するとされています。



出典:令和3年の犯罪情勢(警察庁)

(2) 国の動向

警察庁長官官房が発表している「令和3年の犯罪情勢」では、「近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含め、その時々における様々な社会情勢を背景として、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているところであるが、一部罪種については増加傾向にあるほか、認知件数の推移からは必ずしも捉えられない情勢があることや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会の態様の変化の影響等も踏まえると、犯罪情勢は、依然として厳しい状況にある。」とされています。特に近年被害が高水準で推移している特殊詐欺やサイバー犯罪のように、被害者と対面することなく犯行に及ぶ匿名性の高い非対面型犯罪については、対策に応じて絶えず犯行手口が変化するものが多く、また、痕跡が残りにくい形での犯行を容易に反復することが可能となっていることから、被害が拡大する危険性を危惧しており、「新型コロナウイルス感染症の感染防止のための『新しい生活様式』の定着等の社会情勢の変化は、今後も引続き犯罪情勢に何らかの影響を及ぼすものと考えられる。」と示しています。

国における取組として、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、刑法犯認知件数が急増した平成15年以降「犯罪対策閣僚会議」を随時開催しています。その中で、「登下校プラン」や「オレオレ詐欺等対策プラン」等、犯罪情勢を踏まえた犯罪防止に関する推進プランや緊急対策を提示しています。

国の犯罪防止に関する取組

○総合的な戦略

平成 15 年 犯罪に強い社会の実現のための行動計画
→平成20年:犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008

平成 25 年 「世界一安全な日本」創造戦略
→2022年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、新たな治安上の脅威への対策を盛り込んだ戦略

○再犯防止に関する取組

平成 28 年 再犯防止推進法制定

平成 29 年 再犯防止推進計画
→犯罪対策閣僚会議内で再犯防災対策推進会議を開催:令和 3 年まで 6 回

令和 元年 再犯防止推進計画加速化プラン

○子どもの安全に関する取組

平成 17 年 登下校時の児童の安全確保等に関する関係省庁連絡会議設置
→犯罪から子どもを守るための対策→以降平成22年まで随時改訂

平成 22 年 児童ポルノ排除総合対策
→平成25年に第2次対策、平成28年に第3次対策

平成 23 年 コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策

平成 29 年 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画

平成 30 年 登下校防犯プラン

○特殊詐欺に関する取組

令和 元年 オレオレ詐欺等対策プラン

○その他犯罪防止対策に関する取組

令和 2年 防犯まちづくり取組事例集

令和 2年 サイバーセキュリティ政策会議
→取組の方向性を提示

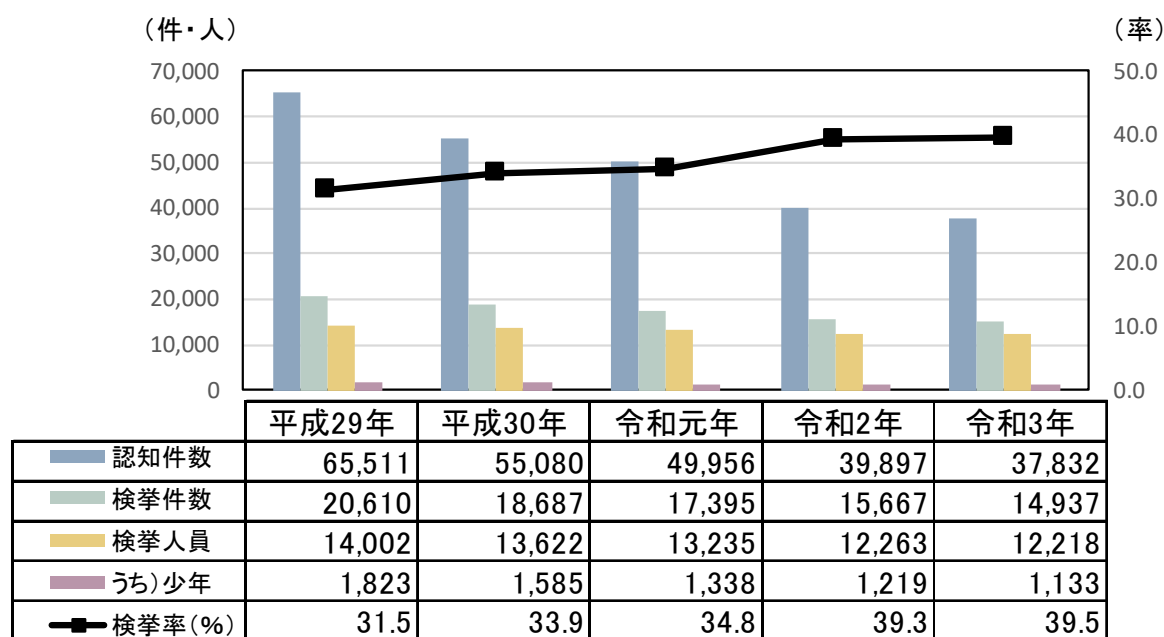
出典:各種公表資料より作成

2. 愛知県内の犯罪情勢と動向

(1) 愛知県内の犯罪情勢

① 刑法犯

- 愛知県内の刑法犯は、認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙人員(うち少年)が総じて減少しており、検挙率は増加しています。
- 令和3年における刑法犯の認知件数は、3万7,832件、検挙件数は1万4,937件となり、検挙率は、過去5年間で最大となっています。

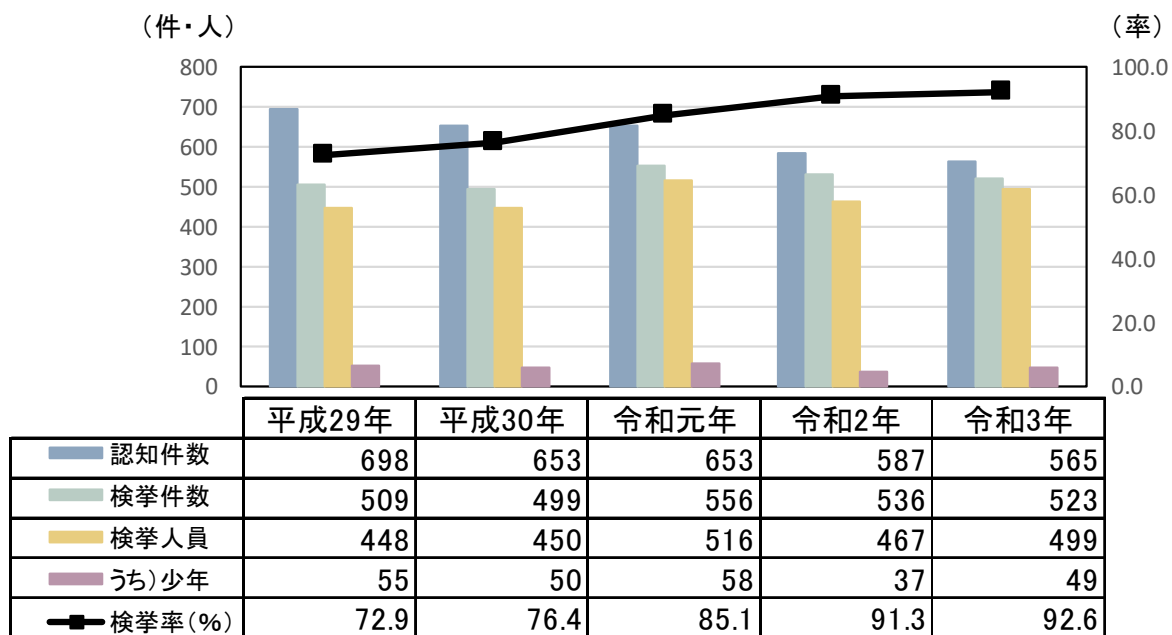


出典：令和3年中の犯罪の概況(愛知県警察)

刑法犯	【凶悪犯】	殺人、強盗、放火、強制性交等をいう。
	【粗暴犯】	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。
	【窃盗犯】	侵入盗、乗り物盗、その他非侵入盗をいう。
	【知能犯】	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪。
	【風俗犯】	賭博、わいせつをいう。
	【その他刑法犯】	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等前記に掲げるものの以外の刑法犯をいう。

② 重要犯罪

- 愛知県内の重要犯罪認知件数は、毎年減少しており、検挙率は毎年増加しています。
- 令和3年における重要犯罪の認知件数は565件となり、平成29年以降最少となった。検挙件数は523件となり、検挙率は、過去5年間で最大となっています。

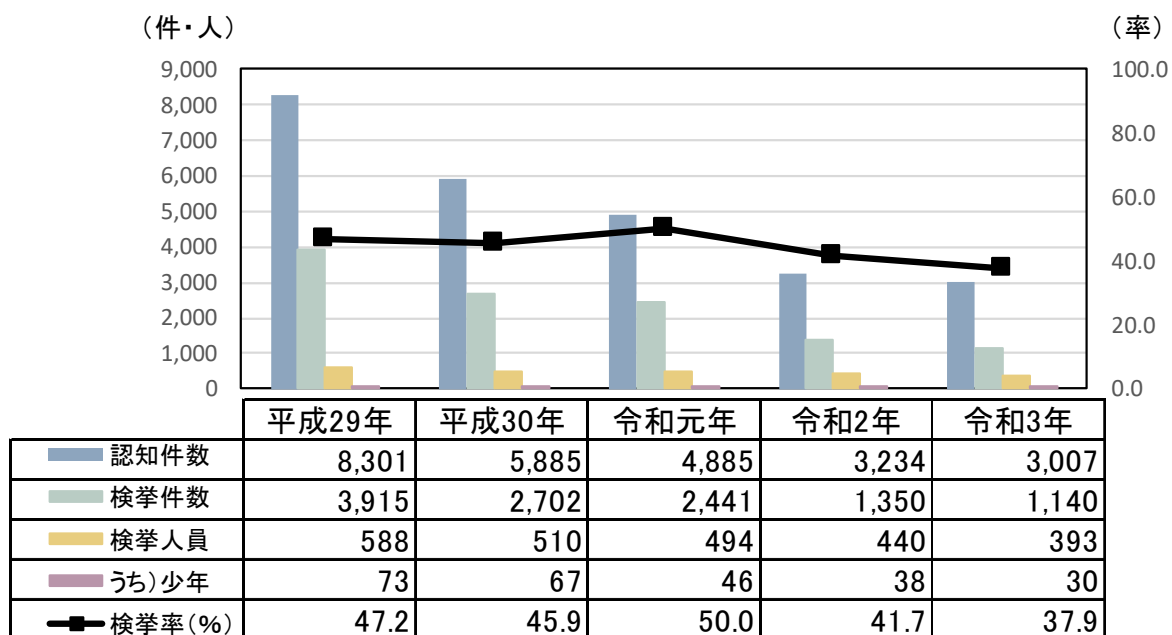


出典:令和3年中の犯罪の概況(愛知県警察)

重要犯罪	殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつをいう。
------	-------------------------------------

③ 重要窃盗犯

- 愛知県内の重要窃盗犯は、認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙人員(うち少年)が総じて減少していますが、検挙率も減少しています。
- 令和3年における重要窃盗犯の認知件数は3,007件、検挙件数は1,140件となり、平成29年以降最少となっています。



出典:令和3年中の犯罪の概況(愛知県警察)

重要窃盗犯	侵入盗、自動車盗、ひったくり、すりをいう。
-------	-----------------------

④ 愛知県下市区町村別令和 3 年中の認知件数ワースト順位

※順位はワースト順位、犯罪率は人口 1 万人当たり認知件数

刑法犯			
順位	市区町村	認知件数	犯罪率
1 位	中区	2,627	287.2
2 位	中村区	1,753	130.2
3 位	豊田市	1,695	40.2
4 位	一宮市	1,688	44.6
5 位	岡崎市	1,566	40.6
6 位	豊橋市	1,507	40.5
7 位	港区	1,295	90.3
8 位	中川区	1,239	56.3
9 位	春日井市	1,236	40.3
10 位	千種区	1,073	64.7

侵入盗			
順位	市区町村	認知件数	犯罪率
1 位	一宮市	122	3.2
2 位	豊橋市	111	3.0
3 位	岡崎市	108	2.8
4 位	春日井市	93	3.0
5 位	豊田市	75	1.8
6 位	稲沢市	63	4.7
7 位	安城市	62	3.3
8 位	刈谷市	53	3.5
9 位	西尾市	53	3.1
10 位	小牧市	51	3.4

住宅対象侵入盗			
順位	市区町村	認知件数	犯罪率
1 位	豊橋市	68	1.8
2 位	一宮市	60	1.6
3 位	春日井市	57	1.9
4 位	岡崎市	48	1.2
5 位	稲沢市	44	3.3
6 位	豊田市	36	0.9
7 位	刈谷市	30	2.0
8 位	小牧市	29	3.0
9 位	江南市	29	2.0
10 位	天白区	28	1.7

自動車盗			
順位	市区町村	認知件数	犯罪率
1 位	春日井市	43	1.4
2 位	中川区	40	1.8
3 位	一宮市	35	0.9
4 位	港区	32	2.2
5 位	北区	26	1.6
6 位	緑区	26	1.0
7 位	天白区	26	1.6
8 位	豊田市	26	0.6
9 位	中区	24	2.6
10 位	日進市	24	2.6

*岡崎市はワースト 12 位(22 件、0.6)

自転車盗			
順位	市区町村	認知件数	犯罪率
1 位	中区	631	69.0
2 位	中村区	399	29.6
3 位	中川区	305	13.9
4 位	春日井市	262	8.6
5 位	豊田市	243	5.8
6 位	港区	242	16.9
7 位	一宮市	236	6.2
8 位	豊橋市	231	6.2
9 位	西区	230	15.4
10 位	千種区	219	13.2

*岡崎市はワースト 13 位(203 件、5.3)

特殊詐欺			
順位	警察署管内	認知件数	犯罪率
1 位	千種	52	3.1
2 位	守山	43	1.7
3 位	豊田	40	0.9
4 位	中川	36	1.6
4 位	天白	36	2.2
4 位	春日井	36	1.2
7 位	岡崎	35	0.8
7 位	北	35	2.1
9 位	安城	34	1.3
10 位	瑞穂	32	3.0

*特殊詐欺は警察署管内別

*岡崎署管内は岡崎市、幸田町

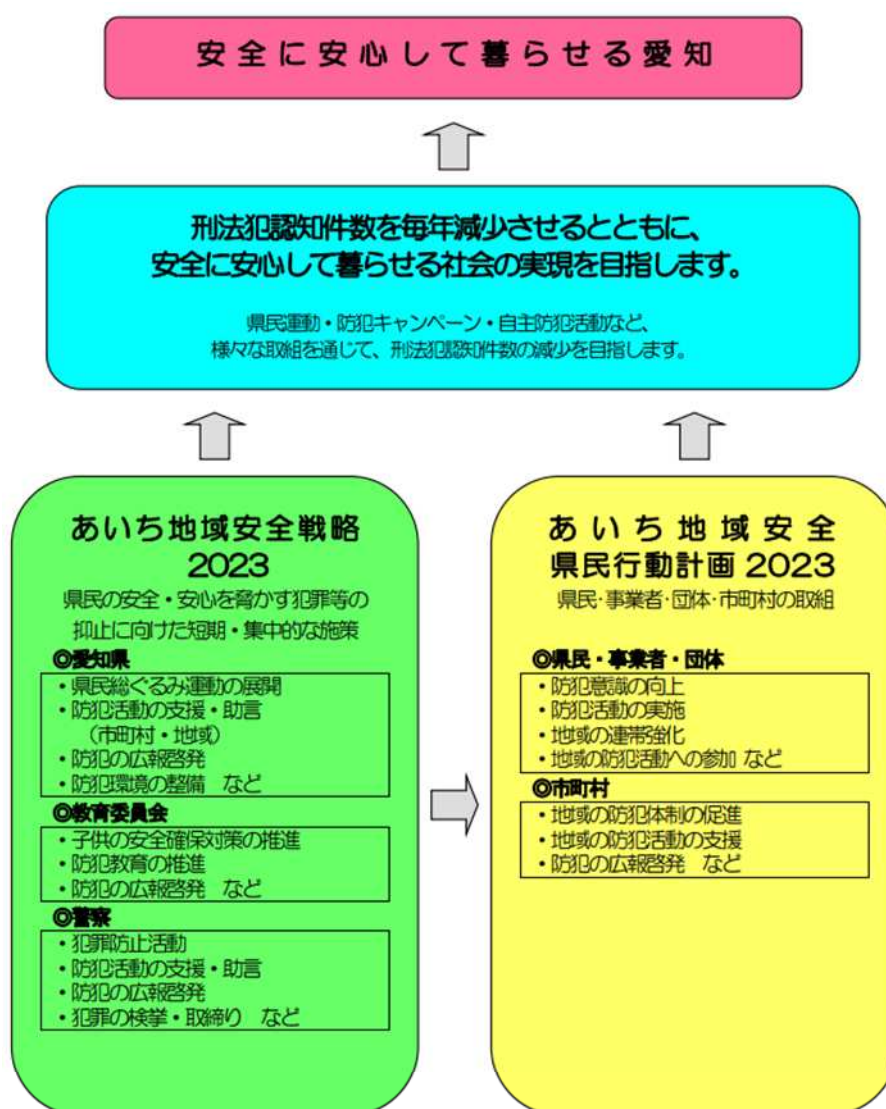
(2) 愛知県の動向

① 取組の全体像

愛知県では、平成16年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定し、平成18年以降3年ごとの「地域安全戦略」を策定し、犯罪のない安全なまちづくりのための取組を推進しています。

また、平成16年には県や事業者等で構成する「愛知県安全なまちづくり推進協議会」が設立され、平成18年以降「地域安全戦略」を踏まえて、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場で取組むべき事項を示す「地域安全県民行動計画」を取りまとめています。

最新の地域安全戦略は、令和3年3月に策定された「あいち地域安全戦略2023」であり、同戦略においても、これに呼応して策定された「あいち地域安全県民行動計画2023」と連携して、「県民総ぐるみ運動」へ展開することとしています。



出典:愛知県安全なまちづくり推進協議会「あいち地域安全県民行動計画2023」(2021年6月)

② あいち地域安全戦略 2023

あいち地域安全戦略2023では、「刑法犯認知件数の毎年減少」を戦略目標に掲げ、特に重点的に取り組むべき3つの基本戦略、28の施策、108の主要事業を設定しています。また、戦略目標に加え、「特殊詐欺」「侵入盗」「自動車盗」の3つの罪種の認知件数を毎年減少させることを重点目標とし、施策を推進しています。

目 標：刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。	
3つの基本戦略	重点的に取り組む28の施策
I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	1 県民総ぐるみ運動を展開します。 2 県民への情報提供を推進し、具体的活動を促進します。 3 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。 4 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。 5 事業者、団体の安全なまちづくりへの参画を促進します。 6 若者世代の防犯意識、規範意識の醸成を図ります。
II 犯罪の起きにくい社会づくり	7 規範意識向上のための啓発と教育の充実を図ります。 8 再犯防止の対策を推進します。 9 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進に努めます。 10 防犯カメラの設置を促進します。 11 治安悪化要因への対策を推進します。 12 歓楽街における環境の浄化を図ります。 13 外国人も安心して暮らせるための支援と不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。
III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	<個別の犯罪に対する広報啓発活動、検挙活動・街頭活動の重点実施> 14 県民への情報提供活動を推進するとともに、検挙活動・街頭活動を重点的に実施します。 <県民に多大な不安を与える犯罪への対策> 15 特殊詐欺の対策を推進します。 16 住宅対象侵入盗を始めとする侵入盗の対策を推進します。 17 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。 18 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。 19 薬物乱用防止の対策を推進します。 20 暴力団対策を推進します。 21 サイバー空間の安全と安心を確保するための対策を推進します。 <子供の安全対策の推進> 22 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。 23 インターネット上の犯罪から子供を守る取組を推進します。 24 児童虐待防止の対策を推進します。 <女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進> 25 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。 26 ストーカーやDVの対策を推進します。 <犯罪被害者等への支援> 27 犯罪被害者等を支援します。 28 性犯罪・性暴力の対策を強化します

出典：愛知県「あいち地域安全戦略2023」

(3) 犯罪被害者等への支援

あいち地域安全戦略2023では、犯罪を未然に防ぐ対策だけでなく、万一、犯罪に巻き込まれてしまった犯罪被害者等に対する支援施策についても当該戦略に盛り込んでいます。

また、令和4年4月には、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に進めていくため、「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援の目的や基本理念、県、県民、事業者、民間支援団体の責務とともに、支援の指針、総合的な支援体制の整備や県が行う施策等の犯罪被害者等支援の基本的な事項を規定しています。

愛知県犯罪被害者等支援条例の概要

《目的》

- 犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図る。
- 犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

《基本理念》

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

【愛知県が取り組む条例に基づいた犯罪被害者等支援に関する基本的施策】

- 犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針を定める。
- 国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努める。
- 相談、情報の提供等、心身に受けた影響からの回復、安全の確保、経済的負担の軽減などに必要な施策を講ずるものとする。
- 犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等に係る個人情報適切に管理するよう求めるものとする。

出典：愛知県「愛知県犯罪被害者等支援条例について」ウェブサイト

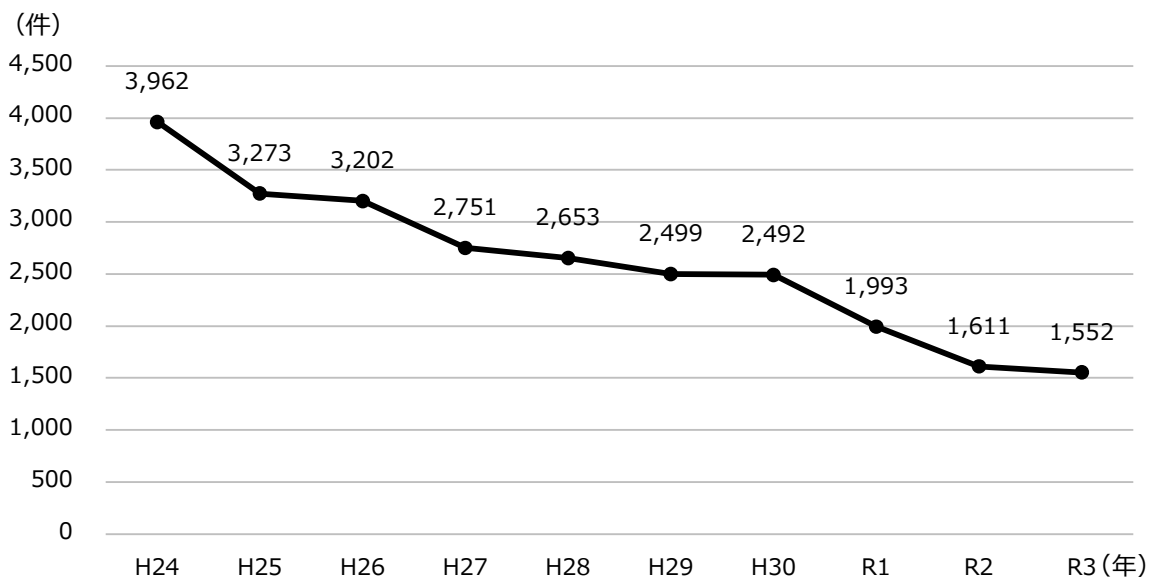
第3章 岡崎市の現状と課題

1. 岡崎市内の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数（総数）の推移

- 岡崎市内の刑法犯認知件数は、毎年減少を続けており、平成24年から令和3年の10年間で3,962件から1,552件に減少しています。(約60%減)
- 地域別の刑法犯認知件数をみると、10年間で最も減少したのは「額田地域」であり、次いで「六ツ美地域」「大平地域」となっています。

■ 認知件数



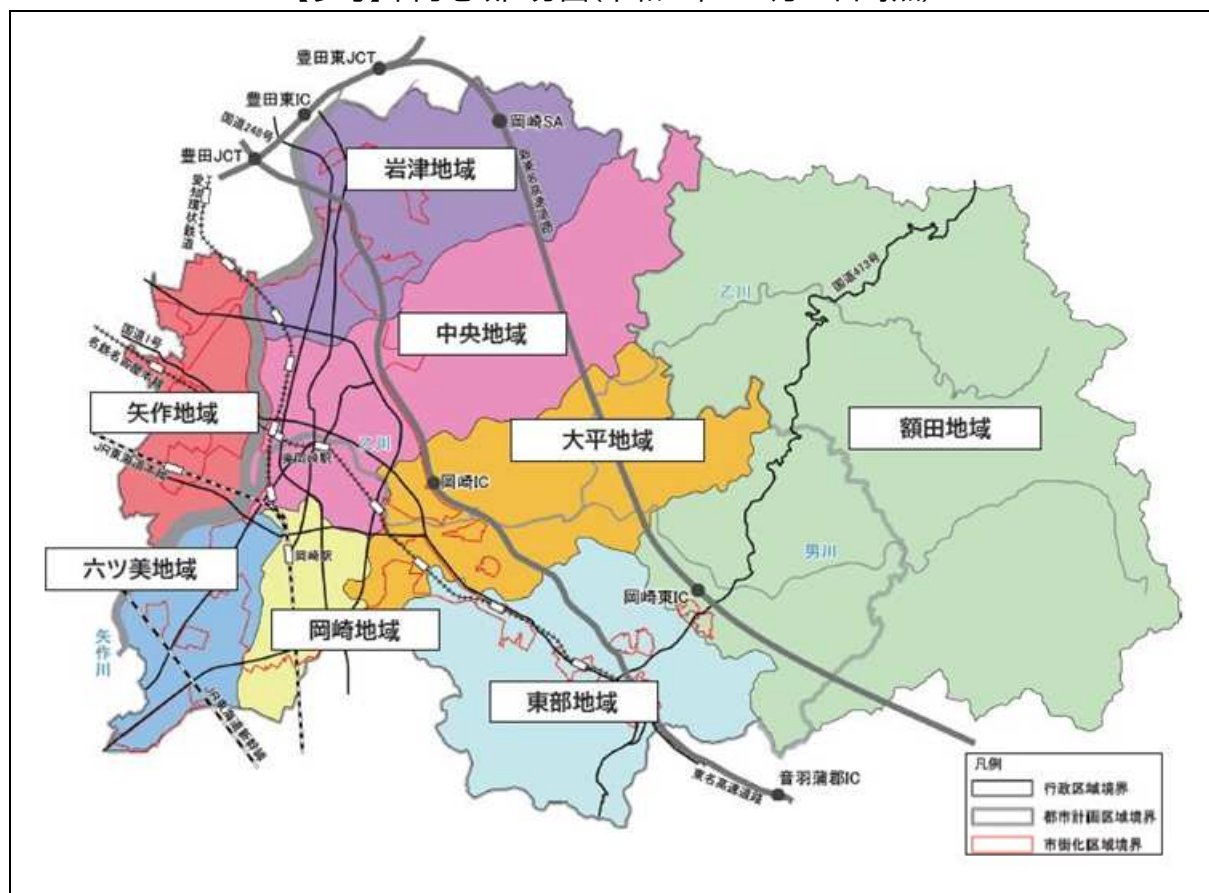
出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	3,962	3,273	3,202	2,751	2,653	2,499	2,492	1,993	1,611	1,552	▲60.8%
中央	1,144	957	938	764	799	716	706	572	484	439	▲61.6%
岡崎	878	781	750	694	644	537	554	463	363	388	▲55.8%
大平	355	272	247	208	235	189	207	163	123	120	▲66.2%
東部	132	124	116	106	103	127	125	80	57	73	▲44.7%
岩津	577	396	475	401	339	313	345	294	219	226	▲60.8%
矢作	517	399	453	364	333	398	324	276	217	206	▲60.2%
六ツ美	304	307	194	184	178	178	208	132	133	86	▲71.7%
額田	55	37	29	30	22	41	23	13	15	14	▲74.5%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

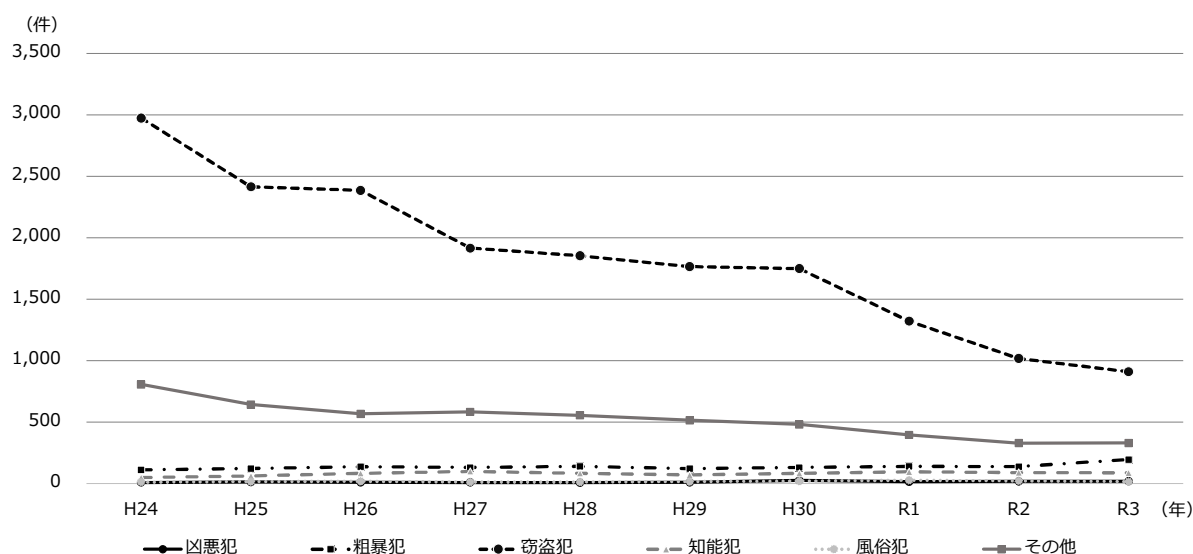
【参考】市内地域区分図(令和4年12月1日時点)



(2) 刑法犯の包括罪種別認知件数の推移

- 包括罪種(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他刑法犯)別にみると、窃盗犯、その他刑法犯は大幅に減少していますが、窃盗犯は、刑法犯認知件数の約58.7%を占めています。
- 粗暴犯、知能犯は増加傾向で、凶悪犯、風俗犯は横ばいに推移しています。

■認知件数



年 (単位: 件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
凶悪犯	9	13	10	9	7	10	26	14	18	19	111.1%
粗暴犯	111	122	137	131	140	121	131	140	138	195	75.7%
窃盗犯	2,975	2,416	2,387	1,917	1,855	1,767	1,750	1,322	1,018	910	▲69.4%
知能犯	49	62	83	99	83	70	83	96	89	87	77.6%
風俗犯	11	16	18	12	12	16	20	26	22	16	45.5%
その他	807	644	567	583	556	515	482	396	329	330	▲59.1%

出典: 岡崎警察署提供資料より作成

刑法犯	【凶悪犯】	殺人、強盗、放火、強制性交等をいう。
	【粗暴犯】	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。
	【窃盗犯】	侵入盗、乗り物盗、その他非侵入盗をいう。
	【知能犯】	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪。
	【風俗犯】	賭博、わいせつをいう。
	【その他刑法犯】	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等前記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

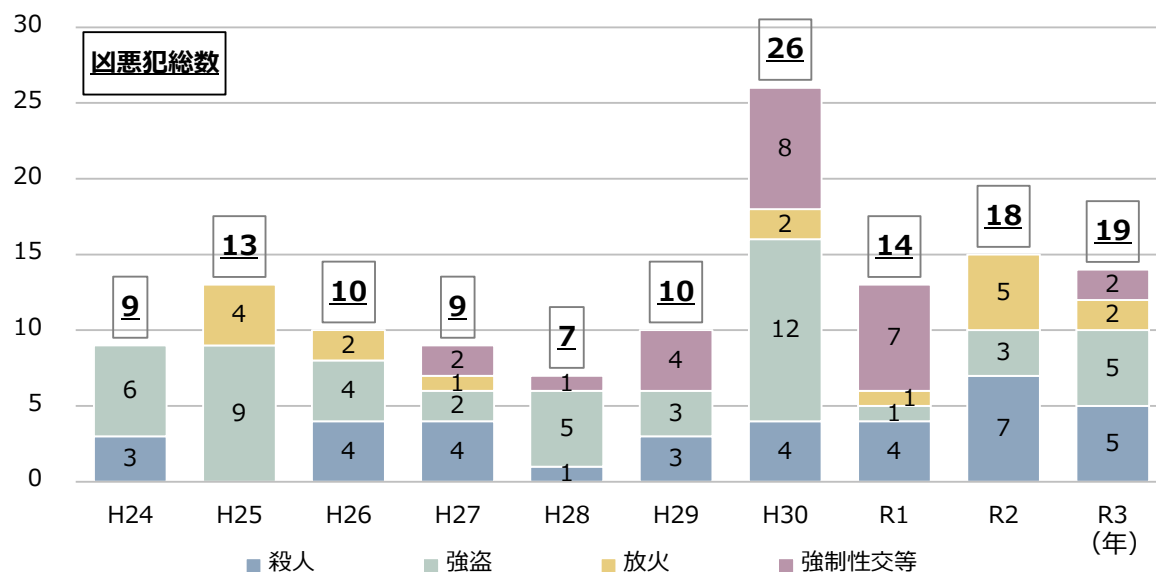
① 凶悪犯

- 市内の凶悪犯認知件数は、過去10年で最大であった平成30年に比べ減少していますが、平成24年に比べ微増傾向です。
- 地域別の凶悪犯認知件数をみると、「中央地域」「六ツ美地域」「額田地域」以外は、微増となっています。

【凶悪犯】 殺人、強盗、放火、強制性交等をいう。

■認知件数

(件)



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	9	13	10	9	7	10	26	14	18	19	+10 件
中央	6	—	5	2	—	1	7	5	2	5	▲1 件
岡崎	1	3	1	2	—	3	5	5	4	4	+3 件
大平	1	—	—	1	2	—	1	1	2	3	+2 件
東部	1	—	1	2	—	—	—	—	2	2	+1 件
岩津	—	2	1	—	3	3	5	2	2	3	+3 件
矢作	—	5	1	1	1	2	3	—	4	2	+2 件
六ツ美	—	3	1	1	1	1	4	1	2	—	±0 件
額田	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	±0 件

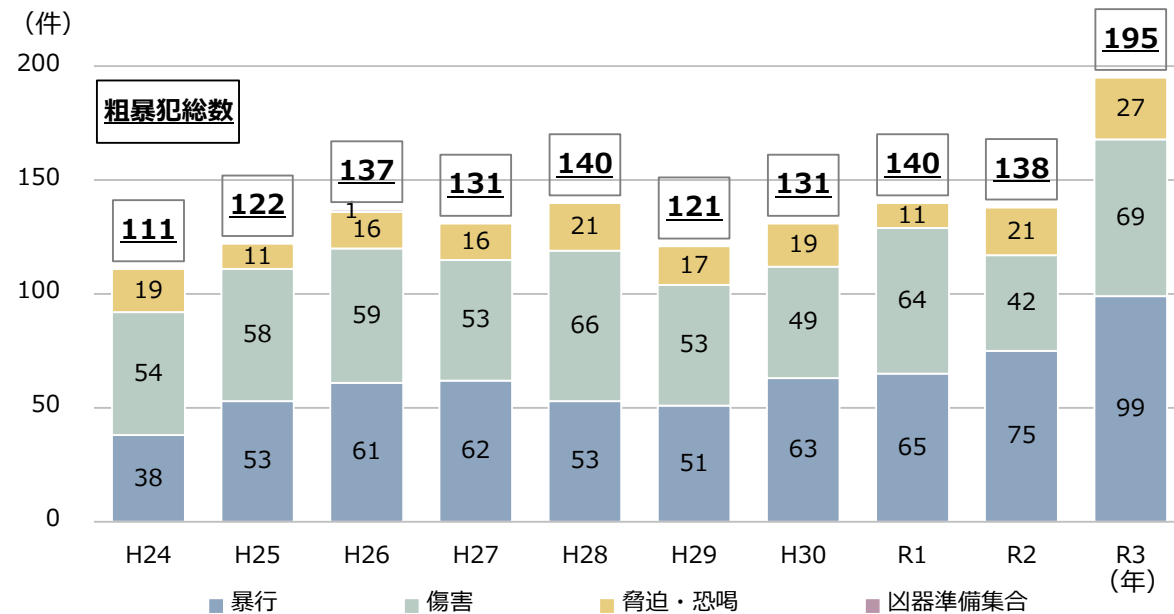
出典：岡崎警察署提供資料より作成

② 粗暴犯

- 市内の粗暴犯認知件数は、微増傾向で推移していましたが令和3年の認知件数は大きく増加し、中でも暴行、傷害の認知件数が増加しています。
- 地域別の粗暴犯認知件数をみると、10年間で減少したのは「東部地域」のみであり、特に「岩津地域」「矢作地域」で認知件数が増加しています。

【粗暴犯】 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。

■認知件数



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	111	122	137	131	140	121	131	140	138	195	75.7%
中央	40	41	63	53	58	54	37	51	50	61	52.5%
岡崎	22	23	21	21	23	20	30	22	33	37	68.2%
大平	10	12	5	9	6	5	12	10	3	13	30.0%
東部	12	3	3	7	6	6	6	7	6	11	▲8.3%
岩津	10	15	23	21	24	17	24	20	22	32	220.0%
矢作	10	16	16	15	13	9	9	16	11	34	240.0%
六ツ美	5	12	6	4	10	6	13	12	12	5	0.0%
額田	2	—	—	1	—	4	—	2	1	2	0.0%

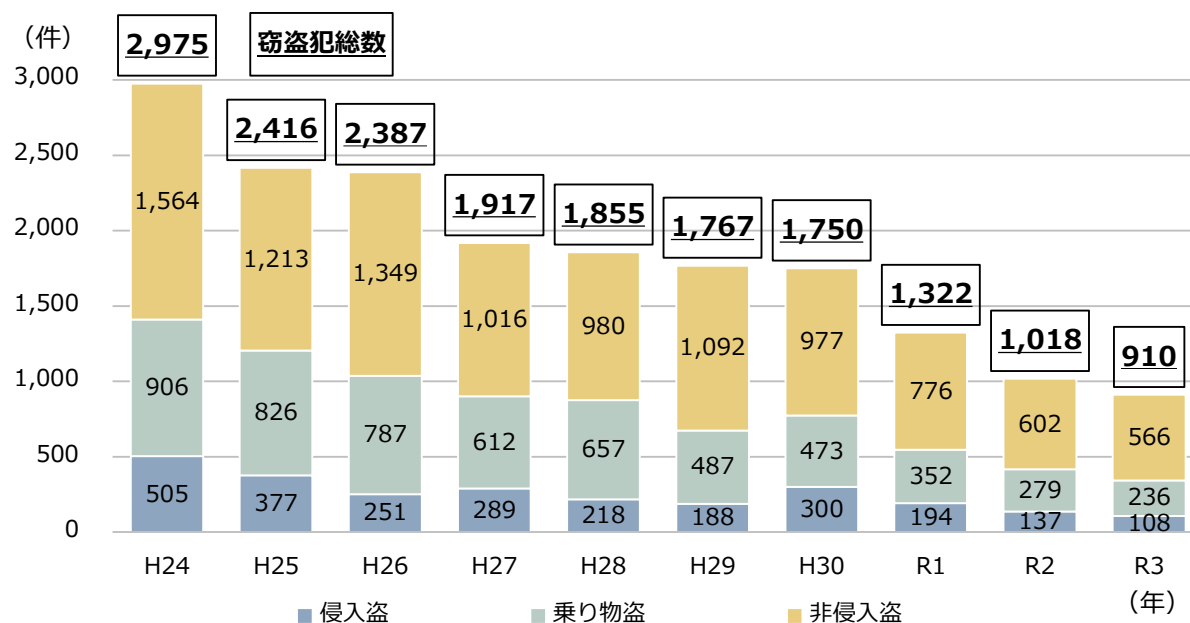
出典：岡崎警察署提供資料より作成

③ 窃盗犯

- 刑法犯認知件数の約58.7%を占めている窃盗犯ですが、認知件数は、毎年減少傾向にあり、令和3年の認知件数は、平成24年に比べ約70%減少しています。
- 令和3年の地域別の窃盗犯認知件数をみると、10年間で最も減少したのは「六ツ美地域」であり、次いで「額田地域」「大平地域」となっています。

【窃盗犯】 侵入盗、乗り物盗、その他非侵入盗をいう。

■認知件数



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 H24比
合計	2,975	2,416	2,387	1,917	1,855	1,767	1,750	1,322	1,018	910 ▲69.4%
中央	835	672	662	485	538	490	488	360	301	244 ▲70.8%
岡崎	705	605	594	528	488	396	405	339	251	259 ▲63.3%
大平	277	206	179	157	170	131	149	115	84	66 ▲76.2%
東部	92	96	87	74	66	84	90	45	37	40 ▲56.5%
岩津	409	294	371	284	226	211	241	186	129	138 ▲66.3%
矢作	377	279	331	239	232	307	242	183	129	112 ▲70.3%
六ツ美	243	237	143	126	116	122	120	89	77	44 ▲81.9%
額田	37	27	20	24	19	26	15	5	10	7 ▲81.1%

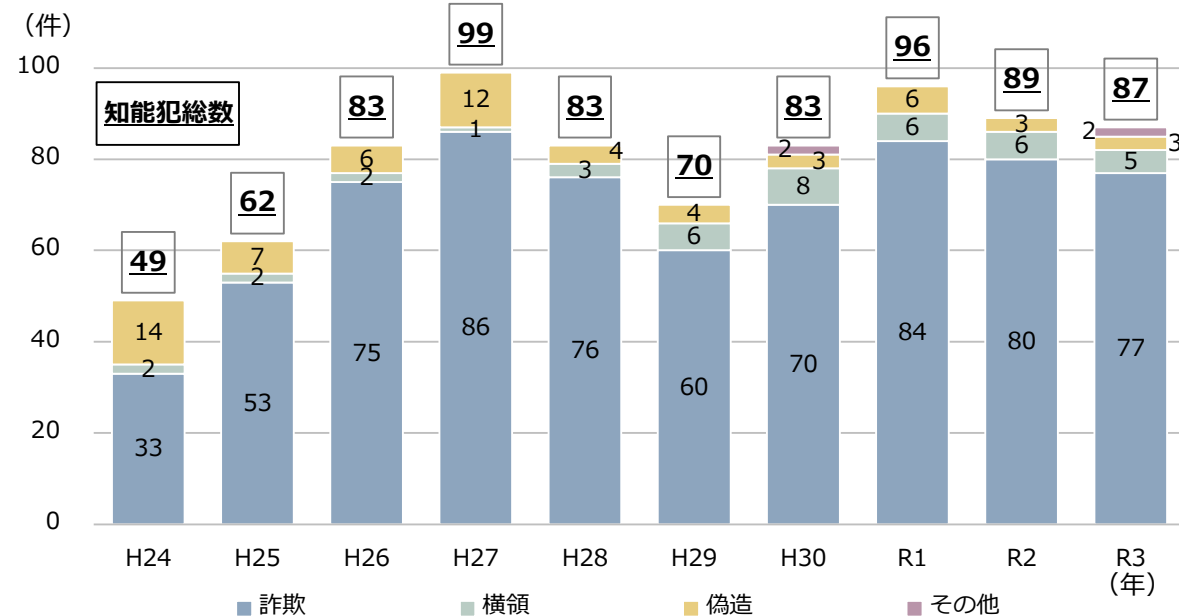
出典：岡崎警察署提供資料より作成

④ 知能犯

- 市内の知能犯認知件数は、平成24年以降増加傾向にありますが、令和元年以降は、微減となっています。
- 令和3年の地域別の知能犯認知件数をみると、平成24年から「東部地域」「六ツ美地域」「額田地域」以外は、増加傾向にあります。

【知能犯】	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪。
-------	---

■認知件数



出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	49	62	83	99	83	70	83	96	89	87	77.6%
中央	19	22	26	28	27	24	29	36	30	35	84.2%
岡崎	6	14	20	24	16	17	13	20	17	17	183.3%
大平	3	6	9	3	10	6	3	5	7	7	133.3%
東部	3	1	2	3	2	2	6	4	4	3	0.0%
岩津	5	9	11	18	9	8	12	12	10	8	60.0%
矢作	4	4	11	14	10	6	7	10	15	10	150.0%
六ツ美	7	3	4	8	8	5	12	7	6	6	▲14.3%
額田	2	3	—	1	1	2	1	2	—	1	▲50.0%

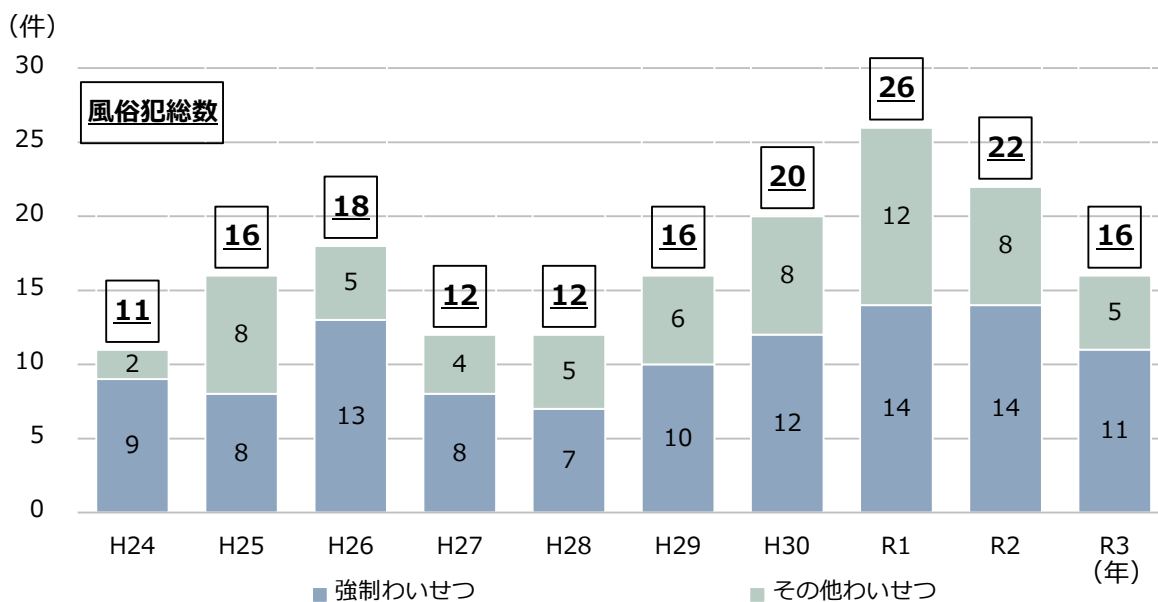
出典:岡崎警察署提供資料より作成

⑤ 風俗犯

- 市内の風俗犯認知件数は、平成24年以降微増傾向にありますが、令和元年以降は、微減となっています。

【風俗犯】 賭博、わいせつをいう。

■認知件数



※平成 24 年以降賭博は 0 件のためグラフ内非掲載

※プライバシーに配慮し地域別の認知件数は非掲載

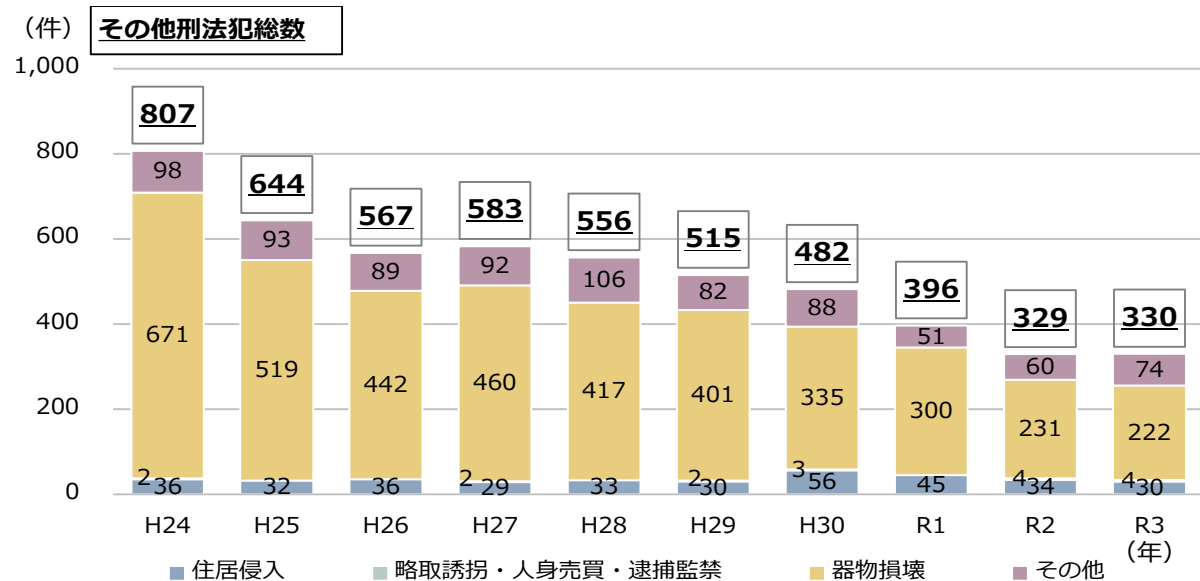
出典：岡崎警察署提供資料より作成

⑥ その他刑法犯

- 市内のその他刑法犯認知件数は、平成24年以降減少しており、特に器物損壊の認知件数が減少しています。
- 令和3年の地域別のその他刑法犯認知件数をみると、平成24年時点での認知件数が非常に少ない「額田地域」を除き、最も減少率が大いなのは「岩津地域」であり、次いで「矢作地域」「中央地域」となっています。

【その他刑法犯】 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等以外の刑法犯をいう。

■認知件数



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	807	644	567	583	556	515	482	396	329	330	▲59.1%
中央	242	214	174	196	171	141	137	108	94	93	▲61.6%
岡崎	143	134	111	116	113	99	99	76	56	70	▲51.0%
大平	63	45	53	38	47	44	41	29	26	30	▲52.4%
東部	23	23	22	18	29	33	22	23	9	15	▲34.8%
岩津	152	75	69	73	75	73	60	70	50	43	▲71.7%
矢作	125	94	92	93	76	73	59	64	54	45	▲64.0%
六ツ美	45	52	37	45	43	43	58	22	36	30	▲33.3%
額田	14	7	9	4	2	9	6	4	4	4	▲71.4%

出典：岡崎警察署提供資料より作成

(3) 本市において特に留意すべき犯罪情勢（認知件数）

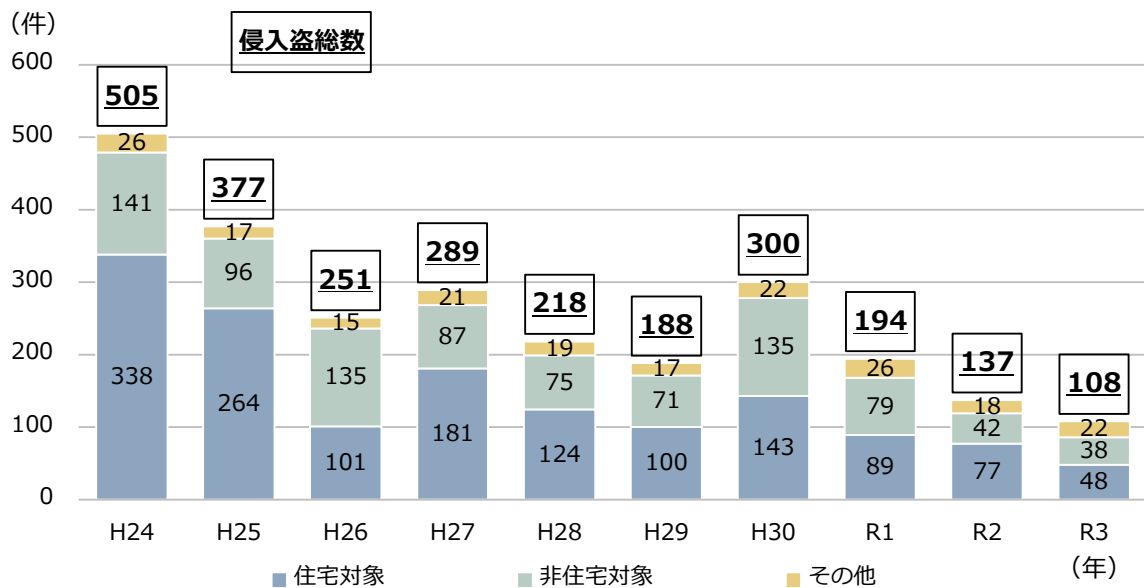
刑法犯認知件数のうち、窃盗犯の認知件数が約58.7%を占めています。窃盗犯を含め、凶悪事件へ発展する可能性や生活の安全の確保上、特に留意すべき犯罪情勢を整理します。

① 侵入盗

- 市内の侵入盗は、平成30年に300件発生し、県内市区町村ワースト1位を記録しましたが、令和3年の認知件数は平成24年に比べ397件(約78.6%)減少しています。

【侵入盗】 空き巣、忍込み、居空きの住宅対象侵入盗と事務所荒らし等の非住宅対象侵入盗をいう。

■認知件数



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	505	377	251	289	218	188	300	194	137	108	▲78.6%
中央	104	86	64	65	68	40	73	56	46	22	▲78.8%
岡崎	100	59	30	50	20	26	49	28	17	13	▲87.0%
大平	60	30	21	23	22	16	40	20	7	11	▲81.7%
東部	20	27	23	9	12	15	21	6	5	2	▲90.0%
岩津	81	57	39	61	31	21	29	37	29	30	▲63.0%
矢作	81	36	31	46	26	29	52	27	16	19	▲76.5%
六ツ美	52	73	38	28	32	29	28	16	12	9	▲82.7%
額田	7	9	5	7	7	12	8	4	5	2	▲71.4%

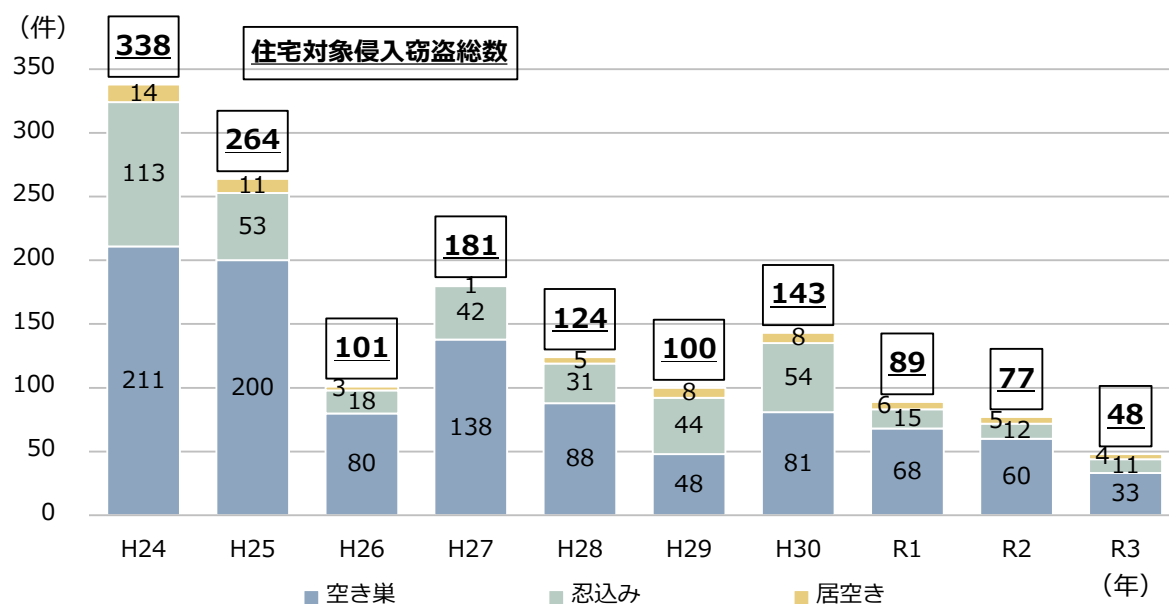
出典：岡崎警察署提供資料より作成

② 住宅対象侵入盗

- 市内の住宅対象侵入盗は、平成24年以降減少傾向にあります。令和3年の認知件数は、平成24年に比べ290件(約85.8%)減少しています。
- 令和3年の地域別の住宅侵入盗認知件数をみると、「額田地域」を除き全地域が平成24年と比べ減少率が70%を超え、中でも「大平地域」と「岡崎地域」は減少率が90%を超える大幅な減少となっています。
- 平成30年～令和3年の住宅対象侵入盗認知件数の内訳をみると、「空き巣」が68%、「忍込み」が26%、「居空き」が6%となっています。また、住宅種類別でみると、「一戸建て」が68%、「共同住宅」が32%となっています。
- 侵入口は「一戸建て」、「共同住宅」いずれも「窓」からの割合が高く、侵入手段は「一戸建て」では「無締り」、「共同住宅」では「ガラス破り」の割合が高くなっています。

【住宅対象侵入盗】	【空き巣】	住民が不在の住宅に侵入し窃盗を行うこと。
	【忍込み】	住民が住宅内で就寝中に侵入し窃盗を行うこと。
	【居空き】	住民が在宅中かつ就寝中ではない状況で侵入し窃盗を行うこと。

■住宅対象侵入盗認知件数



出典: 岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の住宅対象侵入盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	338	264	101	181	124	100	143	89	77	48	▲85.8%
中央	66	49	18	35	35	20	37	19	25	13	▲80.3%
岡崎	70	35	8	22	11	14	17	16	10	5	▲92.9%
大平	43	25	9	15	7	7	20	13	4	1	▲97.7%
東部	15	20	11	5	6	7	10	4	4	2	▲86.7%
岩津	44	38	20	49	20	6	12	17	16	12	▲72.7%
矢作	61	31	14	32	19	17	21	12	7	7	▲88.5%
六ツ美	37	60	19	20	24	21	22	7	9	6	▲83.8%
額田	2	6	2	3	2	8	4	1	2	2	0.0%

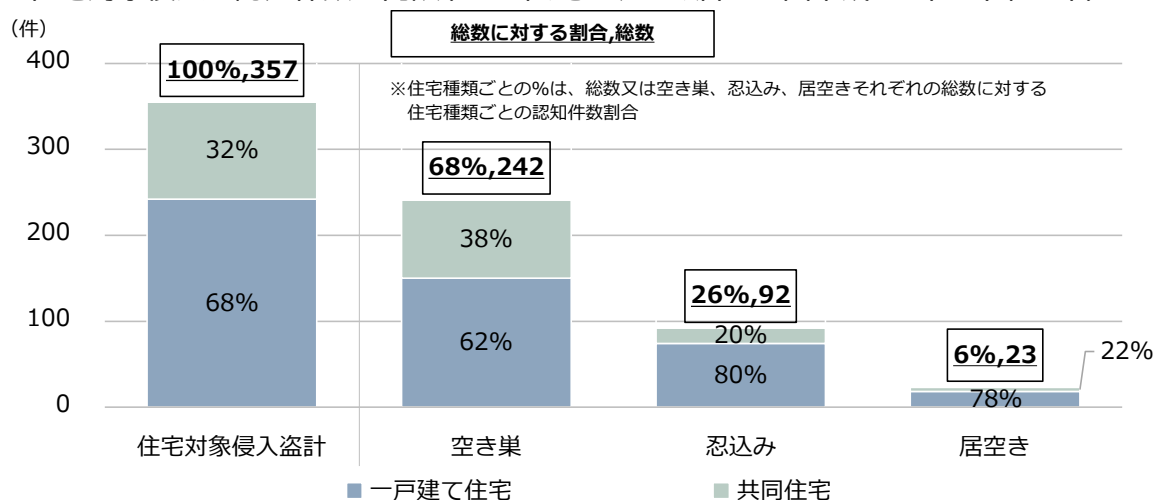
出典:岡崎警察署提供資料より作成

■住宅対象侵入盗認知件数のワースト順位

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1位	一宮市 373	一宮市 453	一宮市 361	一宮市 405	一宮市 316	一宮市 291	一宮市 184	一宮市 148	一宮市 113	豊橋市 68
2位	春日井市 354	春日井市 358	中川区 244	豊田市 199	豊田市 217	春日井市 196	岡崎市 143	豊田市 112	豊田市 84	一宮市 60
3位	岡崎市 338	豊田市 310	春日井市 221	春日井市 191	春日井市 162	豊田市 168	中川区 119	豊橋市 100	岡崎市 77	春日井市 57
4位以下	：	7位 岡崎市 264	19位 岡崎市 101	5位 岡崎市 182	6位 岡崎市 124	9位 岡崎市 100	：	4位 岡崎市 89	：	4位 岡崎市 48

資料:愛知県警察本部資料より作成

■住宅対象侵入盗認知件数の内訳(空き巣、忍び込み、居空き)(平成30年～令和3年)



出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の空き巣認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	211	200	80	138	88	48	81	68	60	33	▲84.4%
中央	42	45	16	29	24	14	25	15	20	9	▲78.6%
岡崎	38	19	8	18	8	5	11	14	8	2	▲94.7%
大平	27	17	9	10	6	2	10	5	2	1	▲96.3%
東部	9	17	9	5	6	5	6	4	4	1	▲88.9%
岩津	35	31	12	40	16	3	9	14	12	9	▲74.3%
矢作	36	21	8	28	14	10	10	10	7	7	▲80.6%
六ツ美	24	47	17	6	13	5	9	5	5	2	▲91.7%
額田	－	3	1	2	1	4	1	1	2	2	200%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の忍込み認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	113	53	18	42	31	44	54	15	12	11	▲90.3%
中央	23	2	2	5	8	3	9	2	3	4	▲82.6%
岡崎	24	13	－	4	3	6	5	1	1	2	▲91.7%
大平	14	8	－	5	1	5	10	6	2	－	▲100%
東部	6	2	2	－	－	2	3	－	－	－	▲100%
岩津	9	6	6	9	2	2	2	2	4	1	▲88.9%
矢作	24	8	5	4	5	7	10	2	－	－	▲100%
六ツ美	11	11	2	14	11	15	12	2	2	4	▲63.6%
額田	2	3	1	1	1	4	3	－	－	－	▲100%

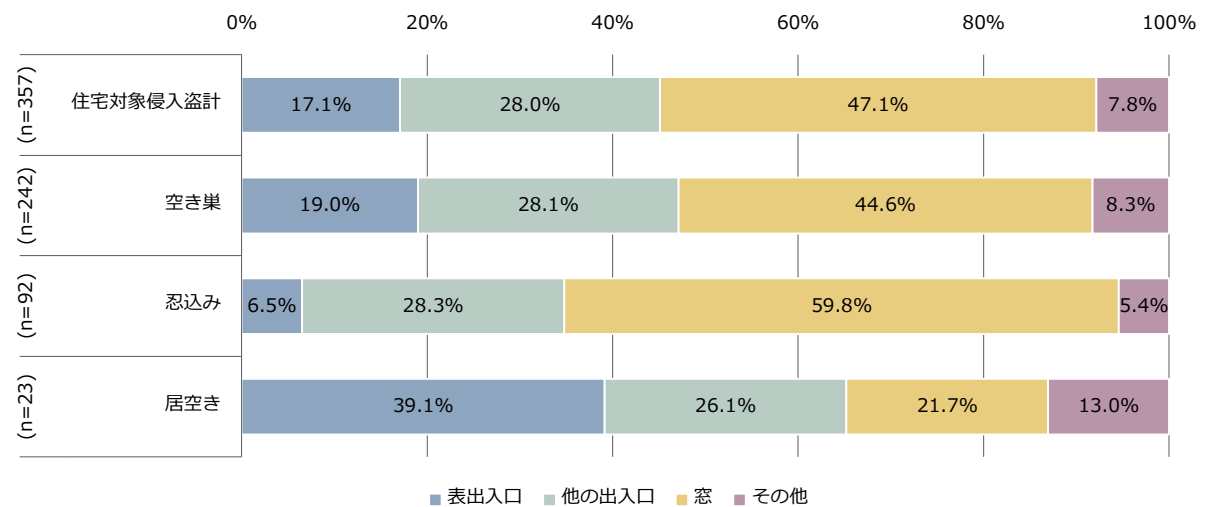
出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の居空き認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	14	11	3	1	5	8	8	6	5	4	▲10 件
中央	1	2	－	1	3	3	3	2	2	－	▲1 件
岡崎	8	3	－	－	－	3	1	1	1	1	▲7 件
大平	2	－	－	－	－	－	－	2	－	－	▲2 件
東部	－	1	－	－	－	－	1	－	－	1	+1 件
岩津	－	1	2	－	2	1	1	1	－	2	+2 件
矢作	1	2	1	－	－	－	1	－	－	－	▲1 件
六ツ美	2	2	－	－	－	1	1	－	2	－	▲2 件
額田	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	±0 件

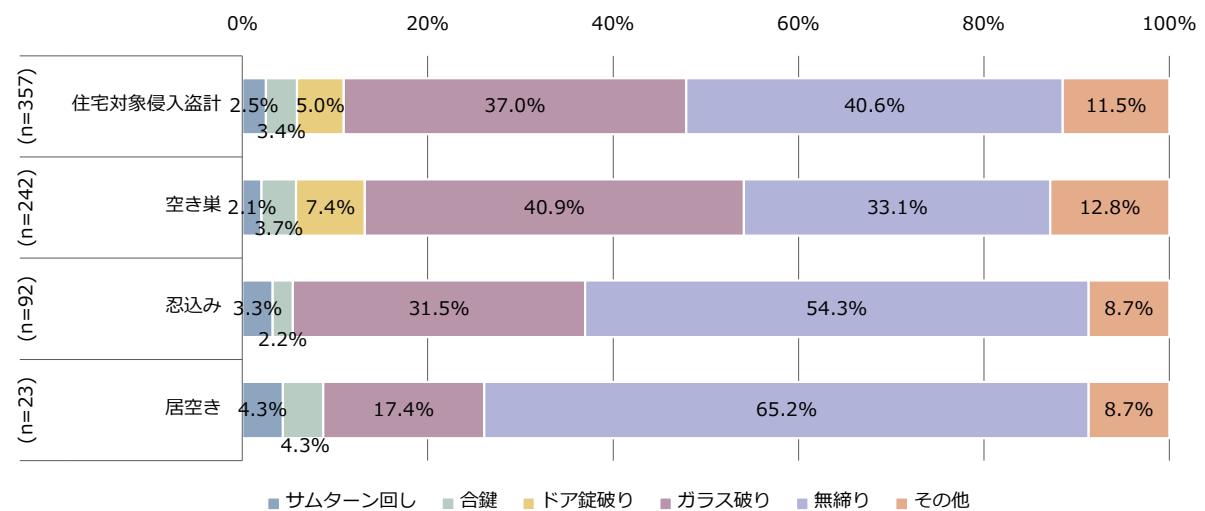
出典:岡崎警察署提供資料より作成

■侵入口別の住宅対象侵入盗認知件数(平成30年～令和3年の合計)



出典:岡崎警察署提供資料より作成

■侵入手段別の住宅対象侵入盗認知件数(平成30年～令和3年の合計)



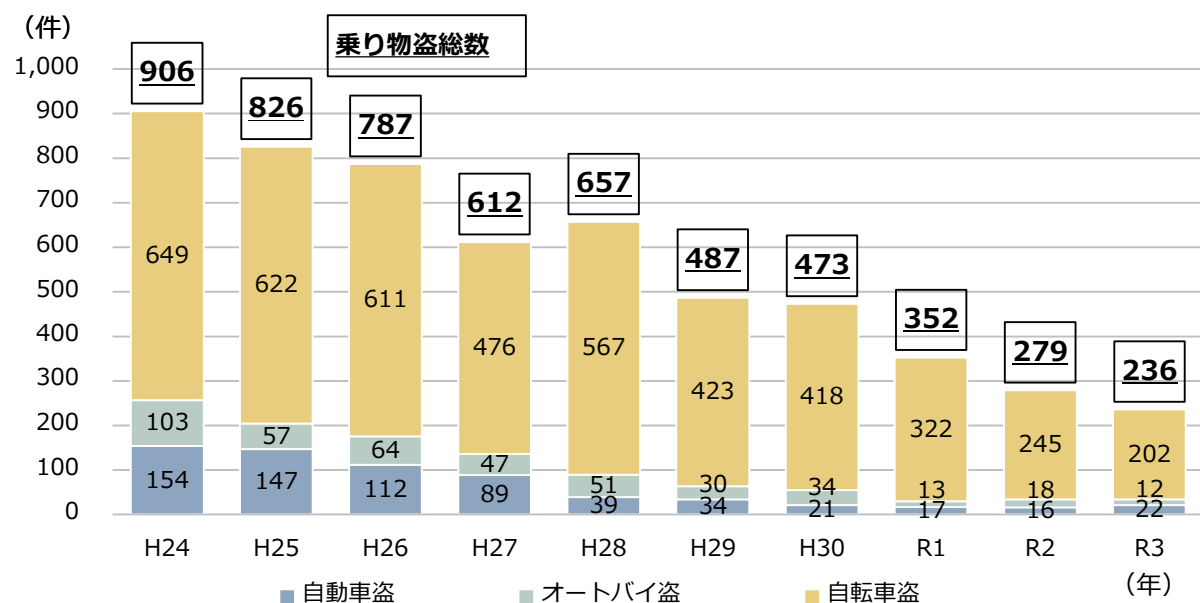
出典:岡崎警察署提供資料より作成

③ 乗り物盗

- 市内の乗り物盗は、平成24年以降減少傾向にあります。令和3年の認知件数は、平成24年に比べ670件(約74%)減少しています。
- 令和3年の地域別の乗り物盗認知件数をみると、平成24年時点での認知件数が非常に少ない額田地域を除き、最も減少率が大いなのは「六ツ美地域」であり、次いで「中央地域」、「大平地域」となっています。
- 平成30年～令和3年の被害について、被害時のキー(施錠)の状態についてみると、認知件数のうち無施錠であった割合は、自動車盗が76.3%、オートバイ盗が69.0%、自転車盗が64.3%となっています。

【乗り物盗】	【自動車盗】	自動車を窃盗すること。※部品等車両の一部窃盗は除く。
	【オートバイ盗】	オートバイを窃盗すること。※部品等車両の一部窃盗は除く。
	【自転車盗】	自転車を窃盗すること。※部品等車両の一部窃盗は除く。

■ 乗り物盗認知件数



出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の乗り物盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	906	826	787	612	657	487	473	352	279	236	▲74.0%
中央	304	260	262	189	214	173	174	102	95	64	▲78.9%
岡崎	211	213	187	155	173	113	117	93	64	64	▲69.7%
大平	67	50	45	30	48	21	17	16	19	17	▲74.6%
東部	36	26	18	24	23	21	23	10	9	11	▲69.4%
岩津	98	100	100	92	75	60	48	33	21	29	▲70.4%
矢作	131	124	142	91	99	78	82	81	57	42	▲67.9%
六ツ美	54	53	33	30	24	19	12	17	14	9	▲83.3%
額田	5	—	—	1	1	2	—	—	—	—	▲100%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の自動車盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	154	147	112	89	39	34	21	17	16	22	▲85.7%
中央	24	31	29	21	11	5	4	2	7	5	▲79.2%
岡崎	23	15	11	13	2	6	6	1	2	4	▲82.6%
大平	11	10	6	10	3	2	—	2	2	3	▲72.7%
東部	9	5	10	4	4	1	2	3	1	—	▲100%
岩津	36	39	25	21	11	8	5	5	1	6	▲83.3%
矢作	24	32	24	15	6	9	3	4	1	3	▲87.5%
六ツ美	25	15	7	4	1	2	1	—	2	1	▲96.0%
額田	2	—	—	1	1	1	—	—	—	—	▲100%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別のオートバイ盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	103	57	64	47	51	30	34	13	18	12	▲88.3%
中央	34	14	16	14	12	7	7	2	3	2	▲94.1%
岡崎	20	14	13	8	11	7	11	2	3	4	▲80.0%
大平	13	12	6	2	8	1	1	1	1	—	▲100%
東部	10	2	1	4	3	—	6	1	—	—	▲100%
岩津	10	5	12	12	5	4	6	—	5	3	▲70.0%
矢作	8	5	12	5	7	6	2	6	3	2	▲75.0%
六ツ美	7	5	4	2	5	4	1	1	3	1	▲85.7%
額田	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	▲100%

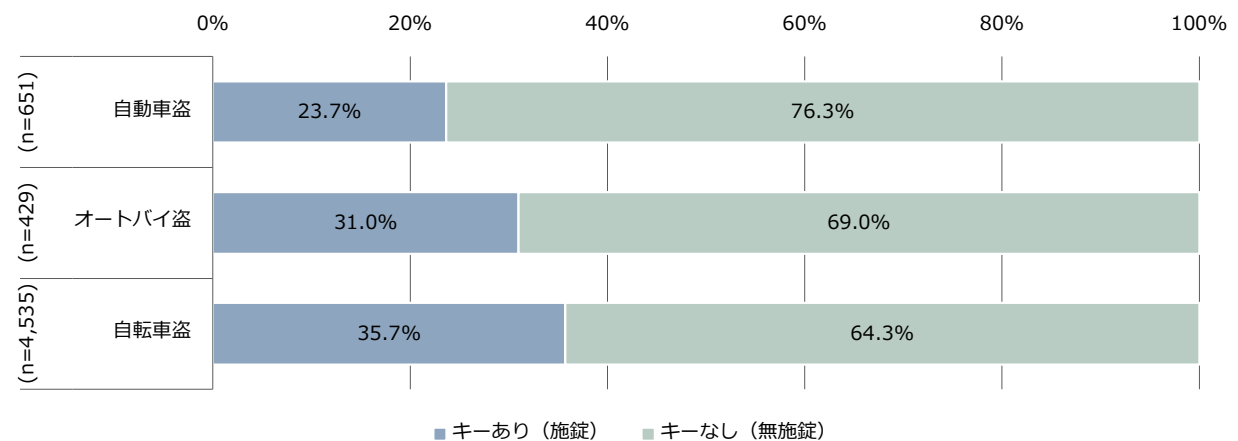
出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の自転車盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	649	622	611	476	567	423	418	322	245	202	▲68.9%
中央	246	215	217	154	191	161	163	98	85	57	▲76.8%
岡崎	168	184	163	134	160	100	100	90	59	56	▲66.7%
大平	43	28	33	18	37	18	16	13	16	14	▲67.4%
東部	17	19	7	16	16	20	15	6	8	11	▲35.3%
岩津	52	56	63	59	59	48	37	28	15	20	▲61.5%
矢作	99	87	106	71	86	63	77	71	53	37	▲62.6%
六ツ美	22	33	22	24	18	13	10	16	9	7	▲68.2%
額田	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲100%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■乗り物盗認知件数のうち施錠の状態(平成30年～令和3年の合計)



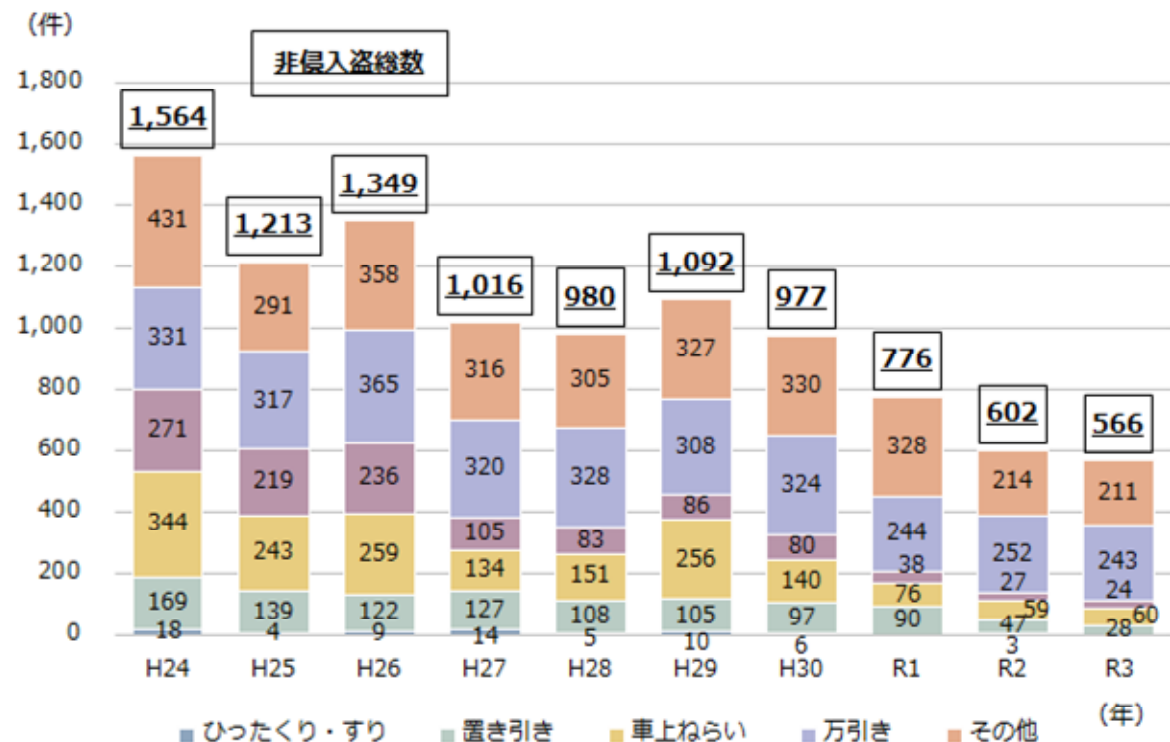
出典:岡崎警察署提供資料より作成

④ 非侵入盗

- 市内の非侵入盗は、平成24年以降減少傾向にあります。令和3年の認知件数は、平成24年に比べ998件(約63.8%)減少しています。

【非侵入盗】	すり、ひったくり、置き引き、万引き、車上狙い、部品ねらい等、侵入盗、乗り物盗に該当せず、金品等を窃盗する犯罪をいう。
--------	--

■乗り物盗認知件数



出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の非侵入盗認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	1,564	1,213	1,349	1,016	980	1,092	977	776	602	566	▲63.8%
中央	427	326	336	231	256	277	241	202	160	158	▲63.0%
岡崎	394	333	377	323	295	257	239	218	170	182	▲53.8%
大平	150	126	113	104	100	94	92	79	58	38	▲74.7%
東部	36	43	46	41	31	48	46	29	23	27	▲25.0%
岩津	230	137	232	131	120	130	164	116	79	79	▲65.7%
矢作	165	119	158	102	107	200	108	75	56	51	▲69.1%
六ツ美	137	111	72	68	60	74	80	56	51	26	▲81.0%
額田	25	18	15	16	11	12	7	1	5	5	▲80.0%

出典：岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の置き引き認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	169	139	122	127	108	105	97	90	47	28	▲83.4%
中央	49	41	39	40	25	36	25	20	11	5	▲89.8%
岡崎	53	58	46	41	39	43	28	36	20	12	▲77.4%
大平	34	18	16	29	13	7	16	14	7	5	▲85.3%
東部	1	2	1	1	3	1	5	2	－	1	±0%
岩津	11	5	8	8	17	9	9	9	5	2	▲81.8%
矢作	10	8	8	5	5	5	10	5	3	3	▲70.0%
六ツ美	11	7	4	2	5	4	4	4	1	－	▲100%
額田	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	±0%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の車上狙い認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	344	243	259	134	151	256	140	76	59	60	▲82.6%
中央	93	73	74	24	39	43	40	19	14	20	▲78.5%
岡崎	83	47	48	26	24	33	23	22	11	9	▲89.2%
大平	23	24	25	15	16	14	9	8	3	3	▲87.0%
東部	5	10	2	7	6	7	6	6	2	8	60.0%
岩津	67	25	48	32	17	31	37	8	9	8	▲88.1%
矢作	31	37	48	25	37	115	13	5	9	6	▲80.6%
六ツ美	37	22	13	4	11	10	11	7	11	5	▲86.5%
額田	5	5	1	1	1	3	1	1	－	1	▲80.0%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の部品ねらい認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	271	219	236	105	83	86	80	38	27	24	▲91.1%
中央	58	59	53	18	18	22	10	8	5	3	▲94.8%
岡崎	35	36	40	26	11	14	13	11	6	6	▲82.9%
大平	19	23	16	8	6	9	2	4	4	2	▲89.5%
東部	13	15	11	10	6	4	9	2	2	1	▲92.3%
岩津	65	27	69	15	22	11	23	6	7	6	▲90.8%
矢作	49	22	36	15	13	8	12	4	2	2	▲95.9%
六ツ美	28	37	7	12	5	15	8	3	1	4	▲85.7%
額田	4	－	4	1	2	3	3	－	－	－	▲100%

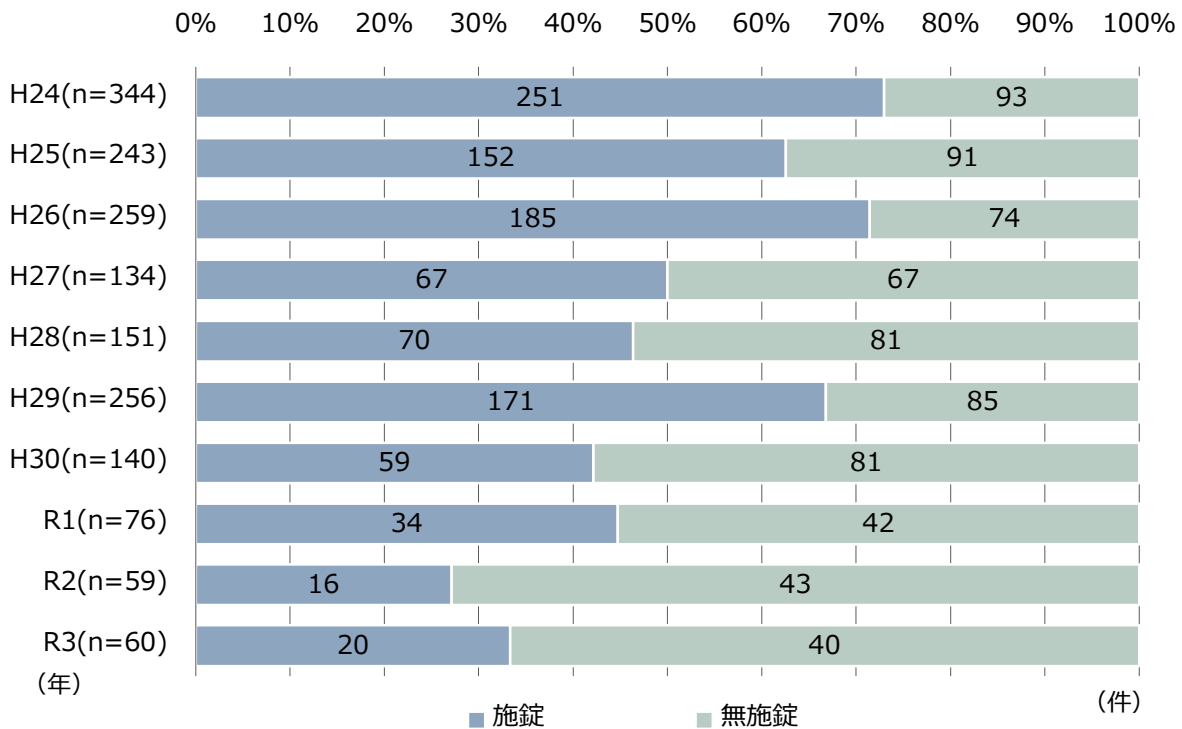
出典:岡崎警察署提供資料より作成

■地域別の万引き認知件数

年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
											H24比
合計	331	317	365	320	328	308	324	244	252	243	▲26.6%
中央	100	82	86	80	94	102	94	69	77	68	▲32.0%
岡崎	130	129	163	154	154	110	106	85	88	96	▲26.2%
大平	31	18	24	20	21	21	30	18	14	21	▲32.3%
東部	2	3	3	3	6	5	4	6	9	6	200%
岩津	26	49	50	39	25	30	47	29	26	27	3.8%
矢作	23	19	23	10	14	21	24	23	23	19	▲17.4%
六ツ美	19	17	16	14	14	19	19	14	15	6	▲68.4%
額田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	±0%

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■車上狙い認知件数のうち施錠状況



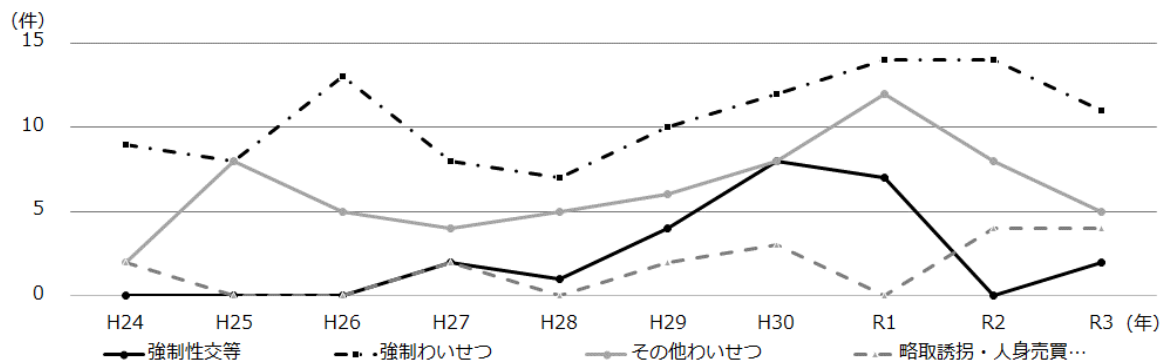
出典:岡崎警察署提供資料より作成

⑤ 性犯罪等

- 市内の強制性交等、強制わいせつ、その他わいせつ、略取誘拐・人身売買・逮捕監禁の認知件数は横ばいで推移しています。
- 平成30年～令和3年の強制性交等、強制わいせつの被害者の属性は、およそ半数が大学生以下となっています。大学生以下についてみると、「高校生」の割合が19.1%となっており、「中学生」が13.2%、「小学生以下」が11.8%となっています。

【性犯罪等】 強制性交等、強制わいせつ、その他わいせつ、略取誘拐・人身売買・逮捕監禁をいう。

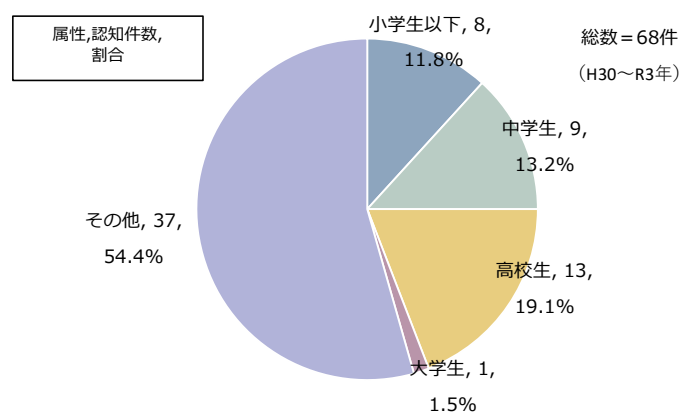
■性犯罪等認知件数



年 (単位:件)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
										H24比	
合計	13	16	18	16	13	22	31	33	26	22	+9件
強制性交等	—	—	—	2	1	4	8	7	—	2	+2件
強制わいせつ	9	8	13	8	7	10	12	14	14	11	+2件
その他わいせつ	2	8	5	4	5	6	8	12	8	5	+3件
略取誘拐・ 人身売買・ 逮捕監禁	2	—	—	2	—	2	3	—	4	4	+2件

出典:岡崎警察署提供資料より作成

■強制性交等、強制わいせつ被害者の属性(平成30年～令和3年の合計)



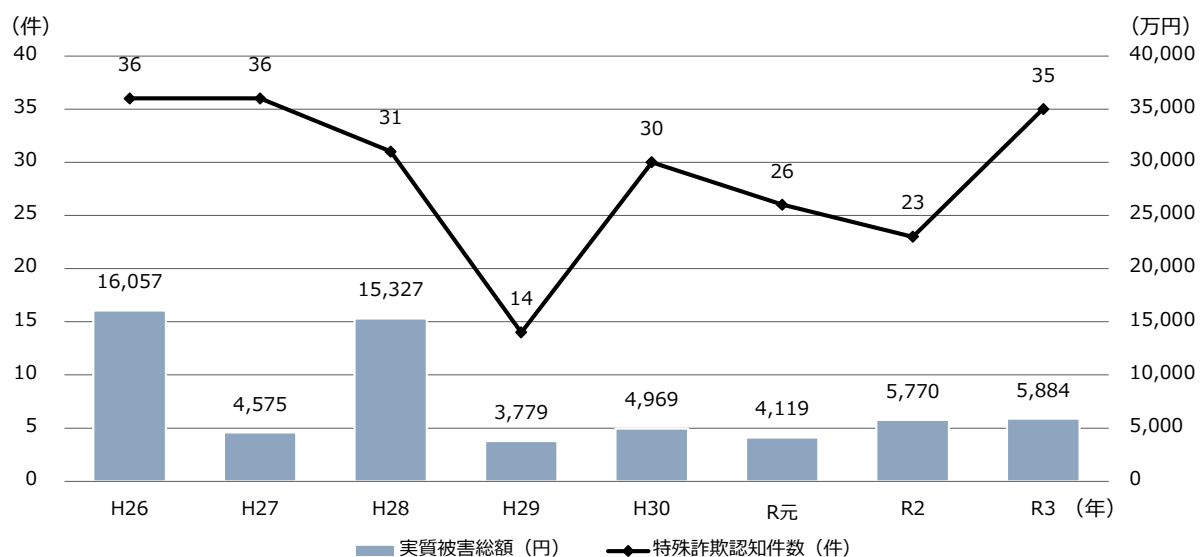
出典:岡崎警察署提供資料より作成

⑥ 特殊詐欺

- 岡崎警察署管内の特殊詐欺認知件数は、平成26年から平成29年にかけて減少し、平成30年に増加、以後、令和2年まで減少していましたが、令和3年で35件に増加し平成26年と平成27年のピーク時と同等の件数となっています。
- 令和3年中の特殊詐欺による被害総額は5,884万円であり、平成26年(1億6,057万円)に比べ63.4%減少しています。

特殊詐欺	オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等をいう。
------	--

■特殊詐欺認知件数及び被害総額



年 (単位:件)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
合計	36	36	31	14	30	26	23	35	H26比
オレオレ	22	17	21	7	14	8	4	7	▲15件
預貯金	—	—	—	—	—	—	8	4	+4件
架空請求	8	3	3	6	11	8	7	9	+1件
融資保証	—	1	—	—	1	1	2	—	±0件
還付金	4	13	6	1	1	—	—	—	▲4件
振り込め詐欺類似 (その他)	2	2	1	—	—	1	—	—	▲2件
詐欺盗	—	—	—	—	—	8	2	2	+2件

※岡崎警察署管内

※令和2年に特殊詐欺の分類に変更があり、以降「預貯金」と「詐欺盗」が追加された

出典:岡崎警察署提供資料より作成

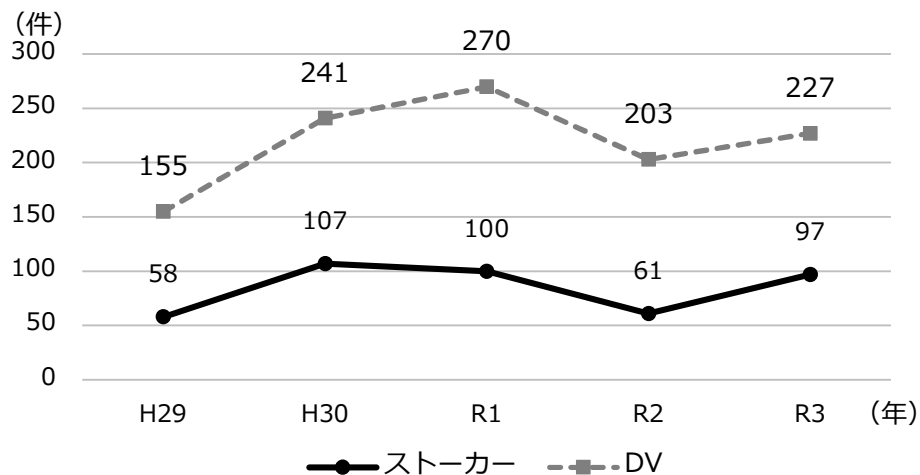
2. 本計画に関連するその他生活安全上の社会情勢（岡崎警察署管内※）

※岡崎警察署管内には幸田町を含む

（1）ストーカー・DV 相談件数

- ストーカー、DVともに、令和2年では減少に転じたものの、令和3年ではストーカーが97件、DVが227件と増加しています。

■岡崎警察署管内ストーカー・DV相談件数

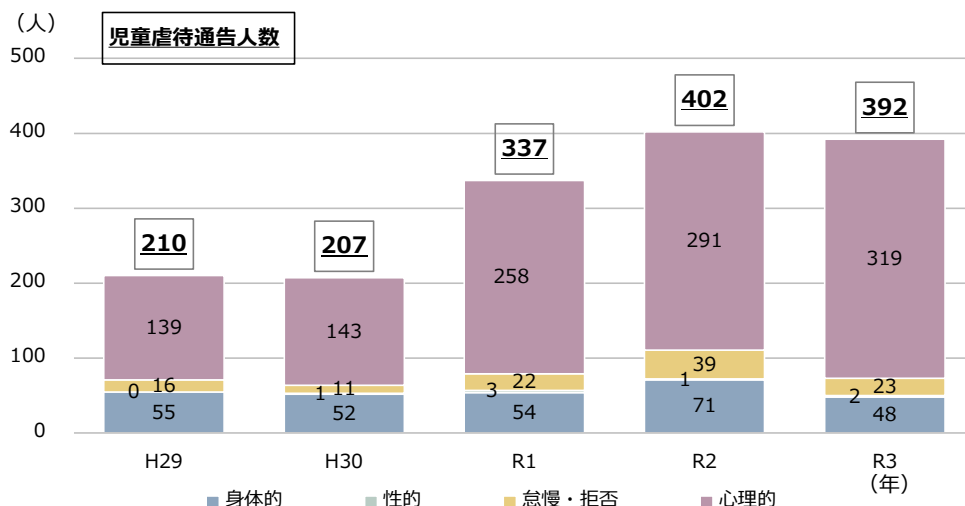


出典：岡崎警察署提供資料より作成

（2）児童虐待通告人数

- 令和3年の児童虐待の通告人数は、392人で前年と比較して微減となっていますが、平成29年と比較すると増加傾向にあり、特に心理的虐待の通告人数が増加しています。

■岡崎警察署管内児童虐待通告人数

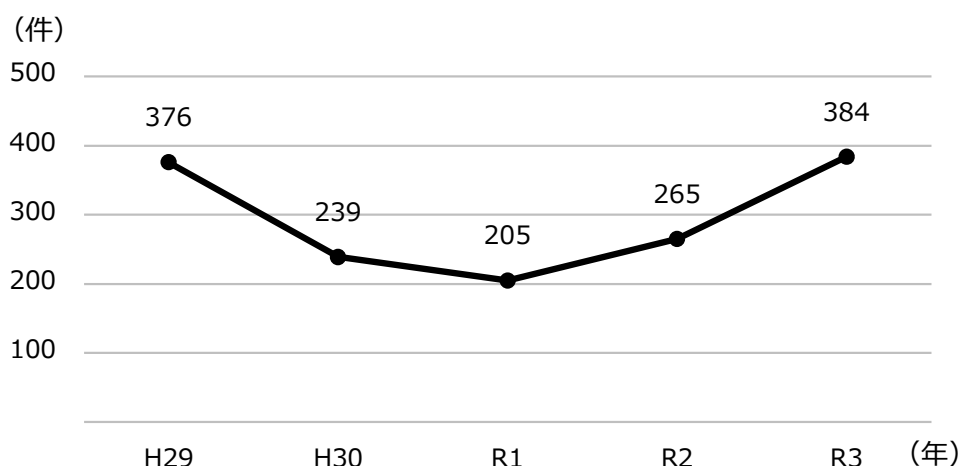


出典：岡崎警察署提供資料より作成

(3) サイバー空間での犯罪被害等に関する相談

- サイバー空間での犯罪被害等に関する相談件数は、平成29年から令和元年までは減少していましたが、令和2年以降は増加しています。特に令和3年は384件となり、近年で最も多くなっています。
- 相談内容の詳細は、「詐欺、悪質商法等(インターネットオークション被害を除く)」が119件と最も多く、次いで、「不正アクセスによる被害等」(80件)、「クレジットカード番号盗取等」(41件)となっています。特に「不正アクセスによる被害等」は近年の増加が著しくなっています。

■岡崎警察署管内サイバー空間での犯罪被害等に関する相談件数



■岡崎警察署管内サイバー空間での犯罪被害等に関する相談件数(詳細)

相談内容(年・件)	H29	H30	R1	R2	R3
合計	376	239	205	265	384
インターネットオークション被害に関するもの	16	17	6	3	1
詐欺、悪質商法等(インターネットオークション被害を除く)	250	114	100	104	119
名誉毀損、誹謗中傷、脅迫による被害に関するもの	18	6	12	18	21
児童の誘い出し、児童ポルノの流布等	3	—	1	1	2
不正アクセスによる被害等	30	23	19	28	80
コンピュータ・ウィルスによる被害に関するもの	7	7	6	10	16
迷惑メール・スパムメールによる被害に関するもの	13	18	22	31	26
クレジットカード番号盗取等	9	21	13	31	41
違法有害なホームページ・掲示板等の通報等	2	3	—	1	—
プロバイダとの契約、トラブル等に関するもの	1	3	—	3	1
その他(サイバー関係)	27	27	26	35	77

出典:岡崎警察署提供資料より作成

3. 市民の安全・安心に対する意識

「第6次岡崎市防犯活動行動計画」の策定にあたり、地域の安全・安心に対する意識を確認するとともに、地域の実情を踏まえた効果的な防犯対策を検討・実施するために、市民の皆様に関する意識調査を行いました。

(1) 調査概要

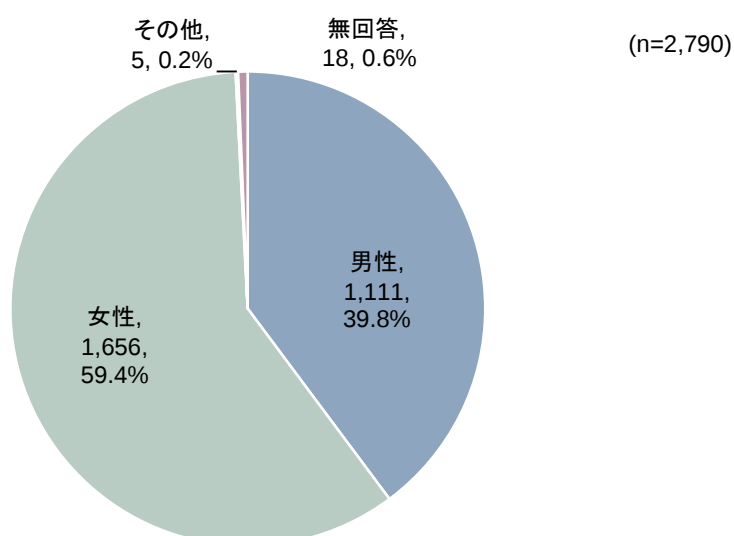
	郵送アンケート	WEB アンケート
方法	郵送配布・回収	(株)マクロミル社のシステムにより構築しURL を市政だより等で配布
対象	5,000人 ※年代、性別で均等配分 ※居住地域(8地域)別の人口構成比 ※住民基本台帳から抽出	住民全般 ※市政だより、防犯情報メールによる広報、郵送アンケート対象者からの波及等
対象年齢	18歳以上	
調査期間	2022年7月8日(金)～2022年7月22日(金)	
回収数	2,790件(紙回答は1,580件、Web 回答は1,210件)	

※ 図中にあるnは、その設問の回答者数(サンプル数)を表す。

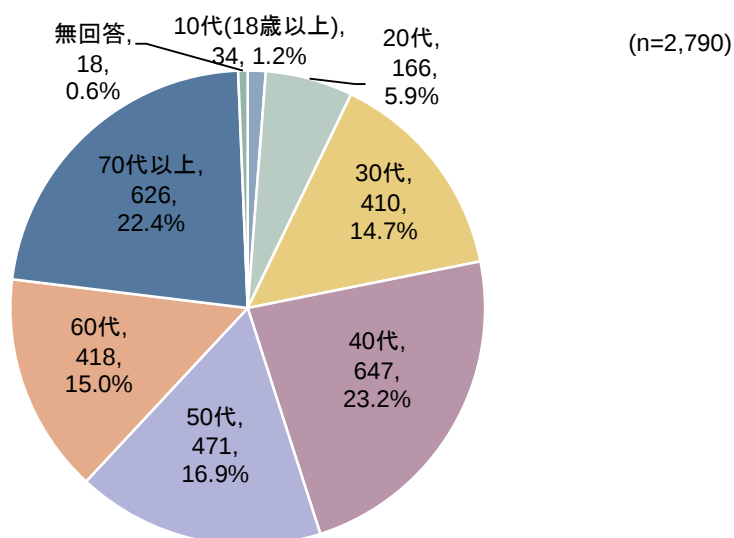
※ 回答結果について、選択形式の設問は百分率で集計しているが、少数第2位を四捨五入しているため、全ての選択肢の百分率の合計が100%にならない場合がある。

(2) 調査結果

① 性別



② 年代



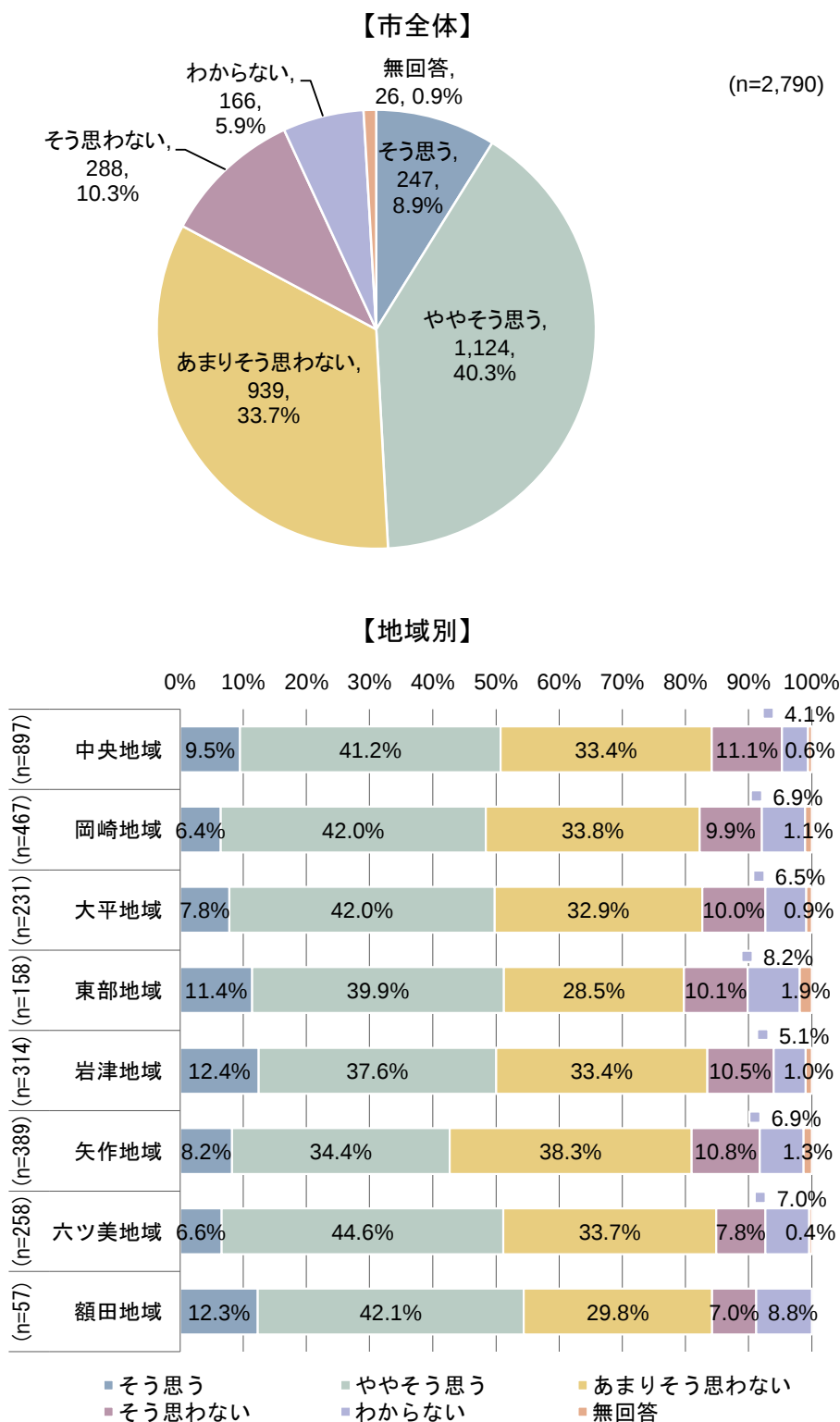
③ 地域別回答者数

	梅園	根石	井田	愛宕	広幡	連尺	六名	三島	竜美丘	常磐南
件	116	101	142	33	72	96	111	73	106	10
%	4.2	3.6	5.1	1.2	2.6	3.4	4.0	2.6	3.8	0.4
	常磐東	常磐	羽根	小豆坂	城南	岡崎	福岡	上地	男川	美合
件	7	30	109	69	51	89	65	84	78	74
%	0.3	1.1	3.9	2.5	1.8	3.2	2.3	3.0	2.8	2.7
	緑丘	生平	秦梨	竜谷	藤川	山中	本宿	恵田	岩津	大樹寺
件	68	8	3	15	56	44	43	8	55	80
%	2.4	0.3	0.1	0.5	2.0	1.6	1.5	0.3	2.0	2.9
	大門	奥殿	細川	矢作東	矢作北	北野	矢作西	矢作南	六ツ美中部	六ツ美北部
件	89	9	73	79	93	69	45	103	28	93
%	3.2	0.3	2.6	2.8	3.3	2.5	1.6	3.7	1.0	3.3
	六ツ美西部	六ツ美南部	豊富	夏山	宮崎	形埜	下山	無回答等		
件	63	74	31	4	11	6	5	19		
%	2.3	2.7	1.1	0.1	0.4	0.2	0.2	0.6		

④ 市内の体感治安（全体・地域別）

- 市全体では、「ややそう思う」の割合が最も高く40.3%となっている。次いで、「あまりそう思わない(33.7%)」、「そう思わない(10.3%)」となっている。
- 地域別では、「そう思う」と「ややそう思う」の割合が、矢作地域で42.6%と最も低く、額田地域で54.4%と最も高い。

【設問】 岡崎市は「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまち」だと思いますか。

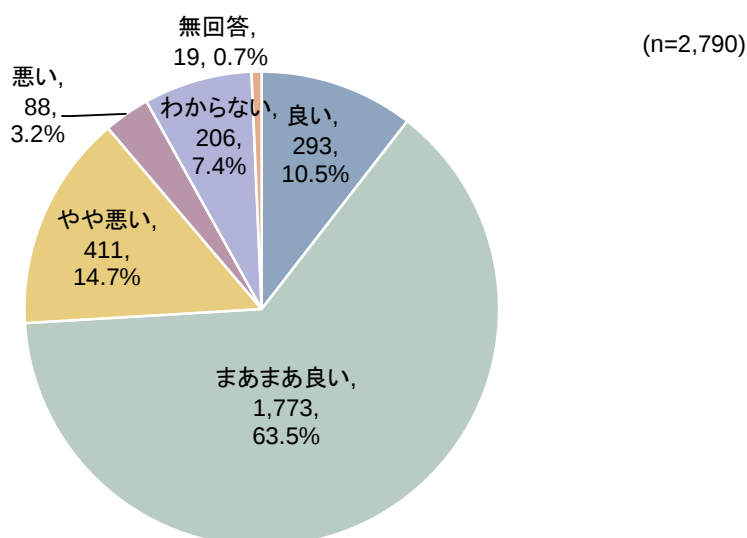


⑤ 学区内の体感治安（全体・地域別）

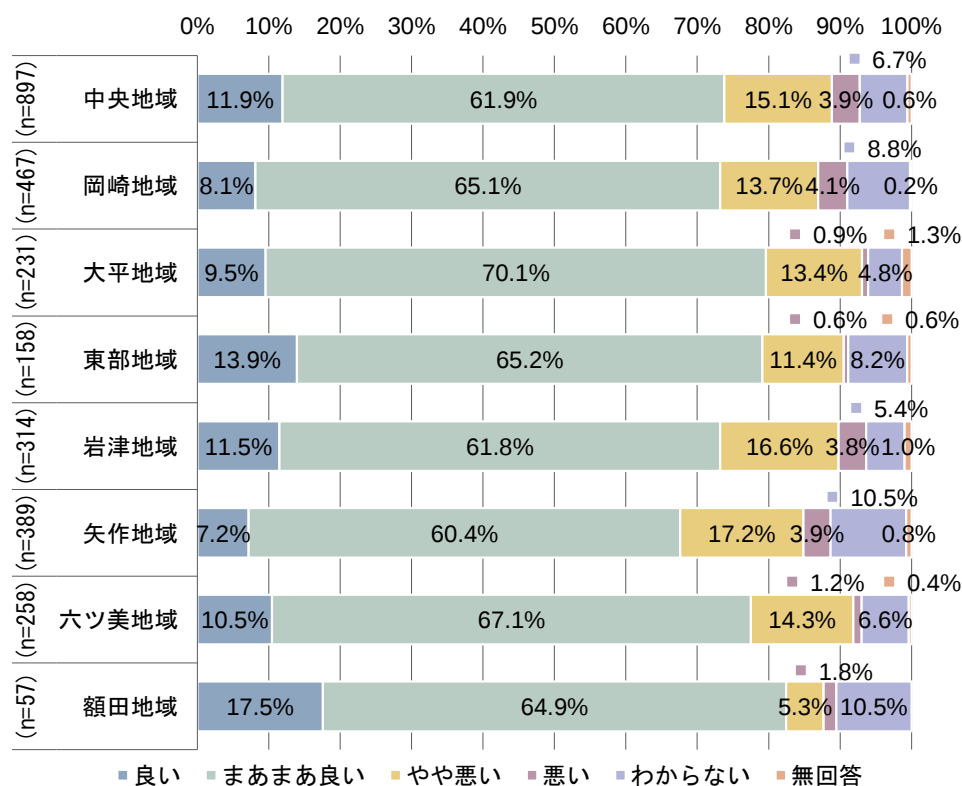
- 市全体では、「まあまあ良い」の割合が最も高く63.5%となっている。次いで、「やや悪い(14.7%)」、「良い(10.5%)」となっている。
- 地域別では、「良い」と「まあまあ良い」の合計の割合が、矢作地域は67.6%と最も低く、額田地域は82.4と最も高い。

【設問】 あなたがお住まいの学区内の治安について、どのように感じていますか。

【市全体】



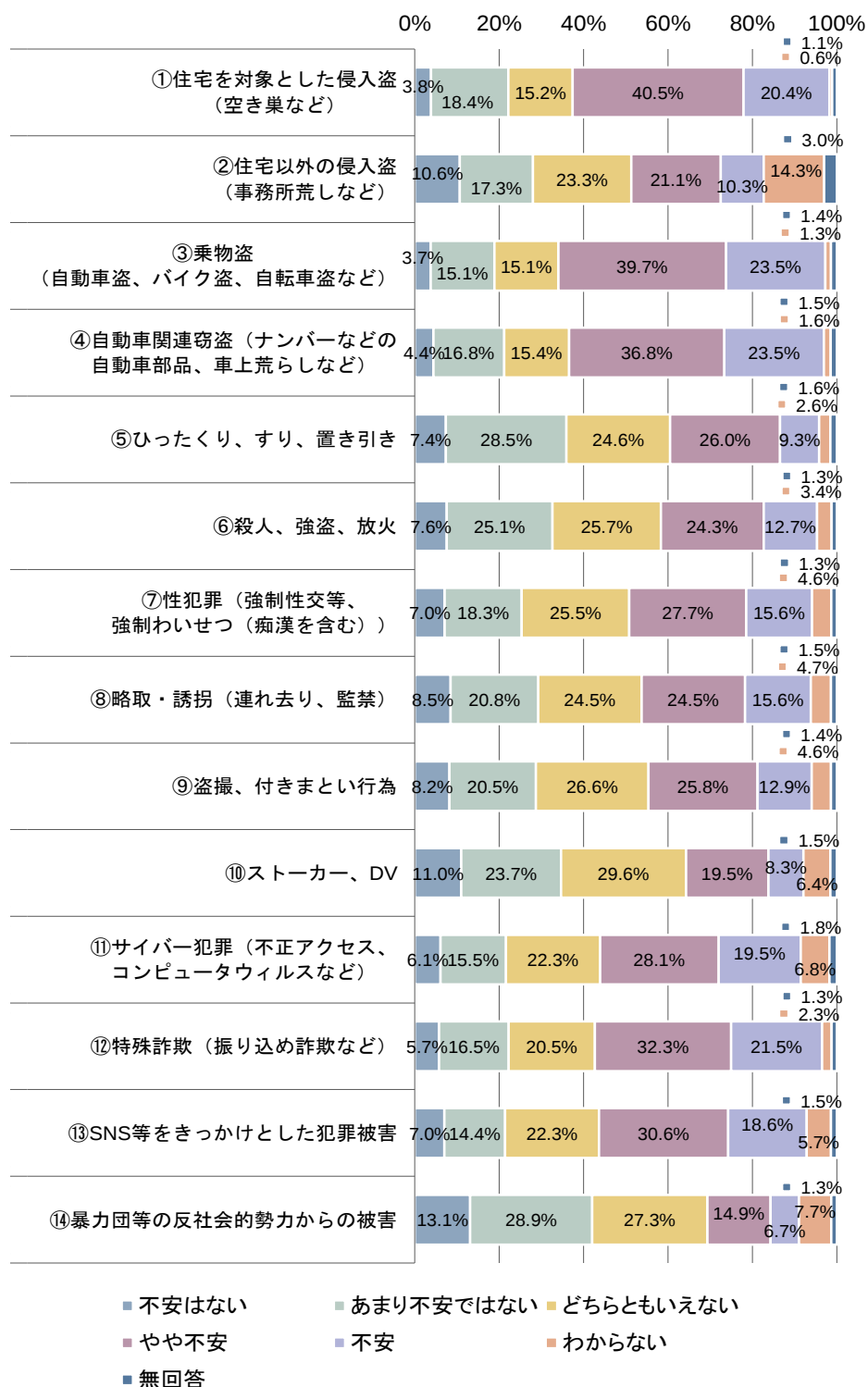
【地域別】



⑥ 不安を感じる犯罪（市全体）

「不安」と「やや不安」の割合の合計に着目すると、「③乗物盗（自動車盗、バイク盗、自転車盗など）」における割合が最も高く63.2%となっている。次いで、「①住宅を対象とした侵入盗（空き巣など）」（60.9%）、「④自動車関連窃盗（ナンバーなどの自動車部品、車上荒らしなど）」（60.3%）となっている。

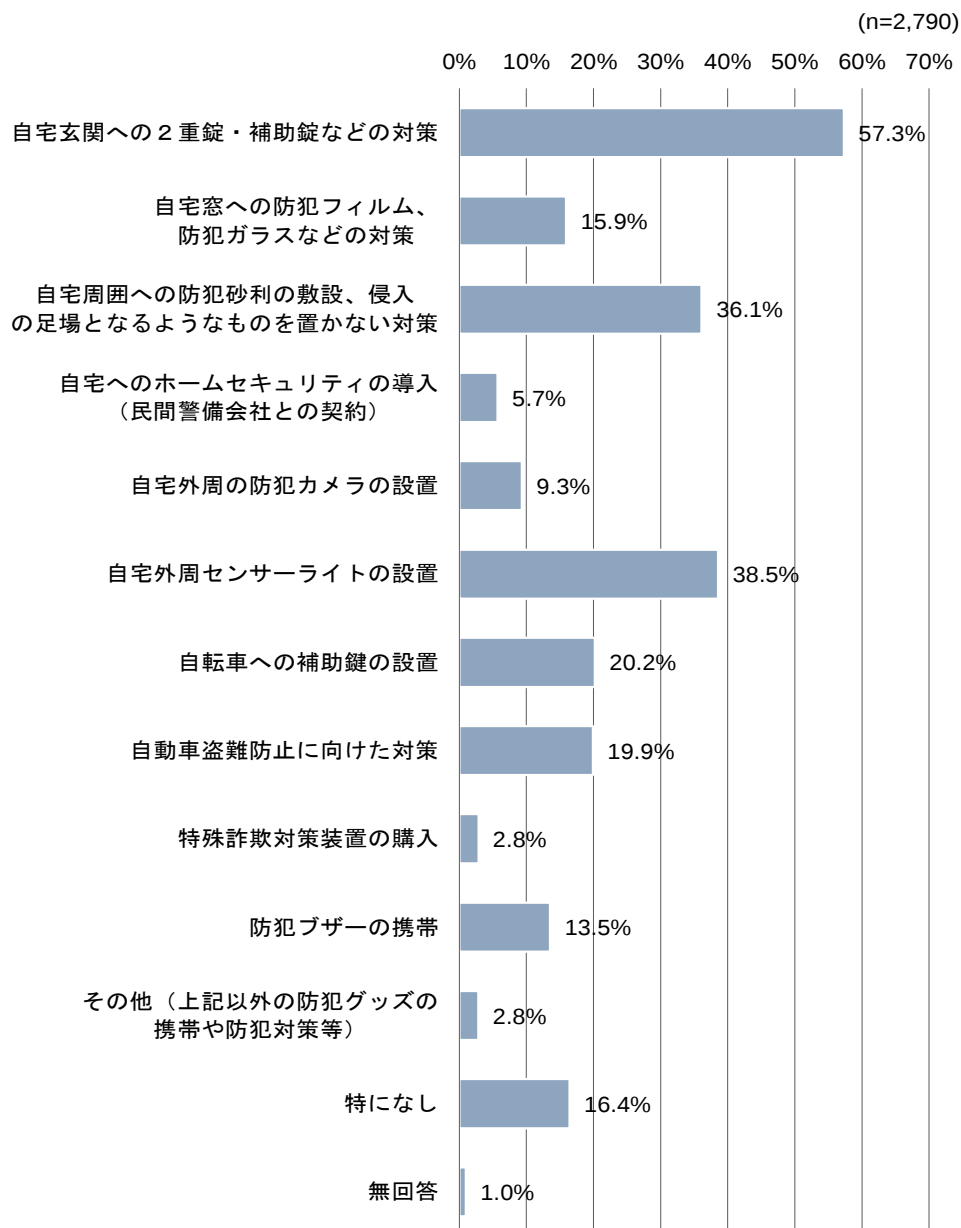
【設問】 日常の中でご自身やご家族が被害にあうのではないかと不安に感じていますか。
(n=2,790)



⑦ 実施している防犯対策（市全体）

「自宅玄関への2重錠・補助錠などの対策」の割合が最も高く57.3%となっている。次いで、「自宅外周センサーライトの設置(38.5%)」、「自宅周囲への防犯砂利の敷設、侵入の足場となるようなものを置かない対策(36.1%)」となっている。

【設問】 普段ご自分で取組んでいる防犯対策の項目すべてに○をつけてください。



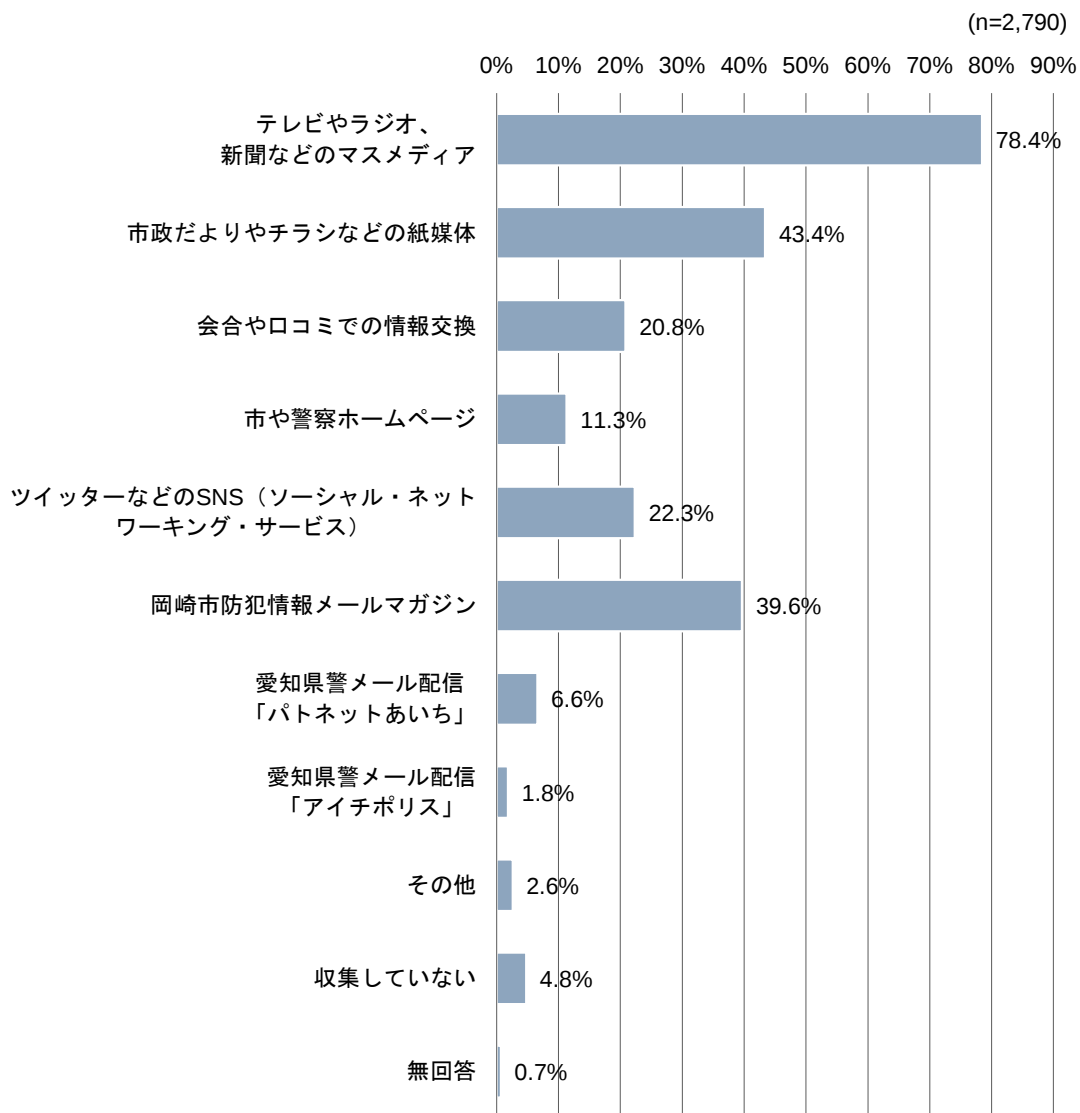
その他の内容 （ ）内は件数

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| ● 自宅外周の手入れ(8) | ● 住民同士の挨拶等(4) | ● 自動車・自転車の対策(3) |
| ● マンションのセキュリティ(6) | ● 人の気配(4) | ● センサーライト・ブザー(3) |
| ● 特殊詐欺防止の電話の対策(6) | ● 犬(4) | ● 室内カメラ(3) |
| ● GPSの携帯(5) | ● 防犯カメラ(4) | ● ライトの設置(2) |
| ● 窓・玄関の対策(5) | ● 夜間の対策(3) | |
| ● その他(筋トレ/小型の催涙スプレー所持/貴重品を銀行の貸金庫に預けている) | | |

⑧ 防犯情報の収集（市全体）

「テレビやラジオ、新聞などのマスメディア」の割合が最も高く78.4%となっている。次いで、「市政だよりやチラシなどの紙媒体(43.4%)」、「岡崎市防犯情報メールマガジン(39.6%)」となっている。

【設問】 犯罪情報や防犯に関する情報は、どのようにして収集していますか。該当項目すべてに○をつけてください。



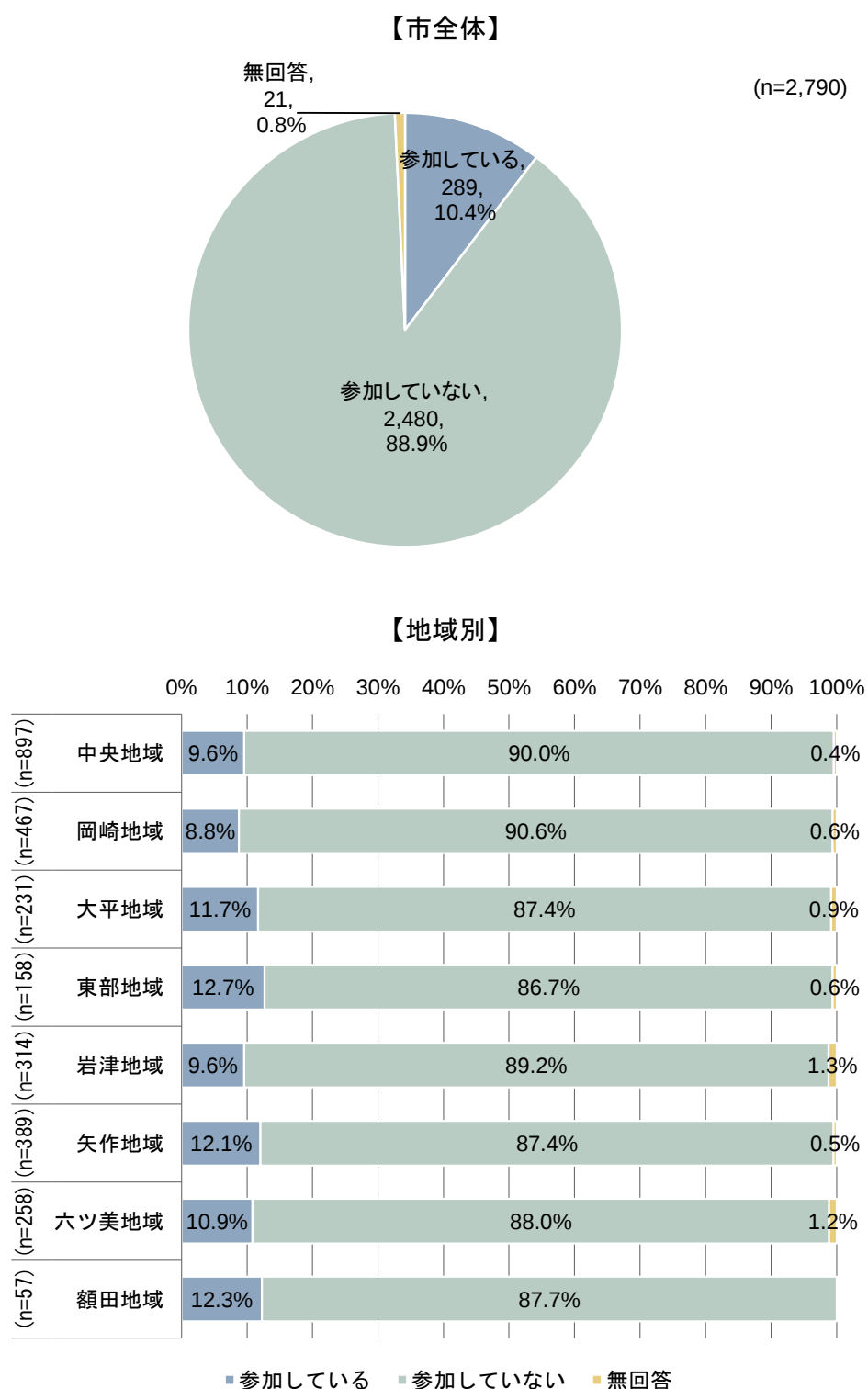
その他の内容（）内は件数

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ● 幼稚園や小学校等からのメール・お便り(20) | ● アプリ(3) |
| ● Yahoo(くらしの防犯情報、地域タブ)(12) | ● LINE NEWS(2) |
| ● 回覧板(7) | ● 岡崎市公式 LINE(1) |
| ● 家族・知人(7) | ● 専門雑誌の記事(1) |
| ● Yahoo の防災速報アプリ(6) | ● 警視庁の Twitter アカウント・広報(1) |
| ● 駐在所だより(5) | |
| ● スマホ・インターネット(5) | |

⑨ 防犯ボランティアへの参加（市全体・地域別）

- 「参加していない」の割合が最も高く88.9%となっている。次いで、「参加している(10.4%)」となっている。
- 地域別では、「参加している」の割合は岡崎地域で8.8%と最も低く、東部地域で12.7%と最も高い。

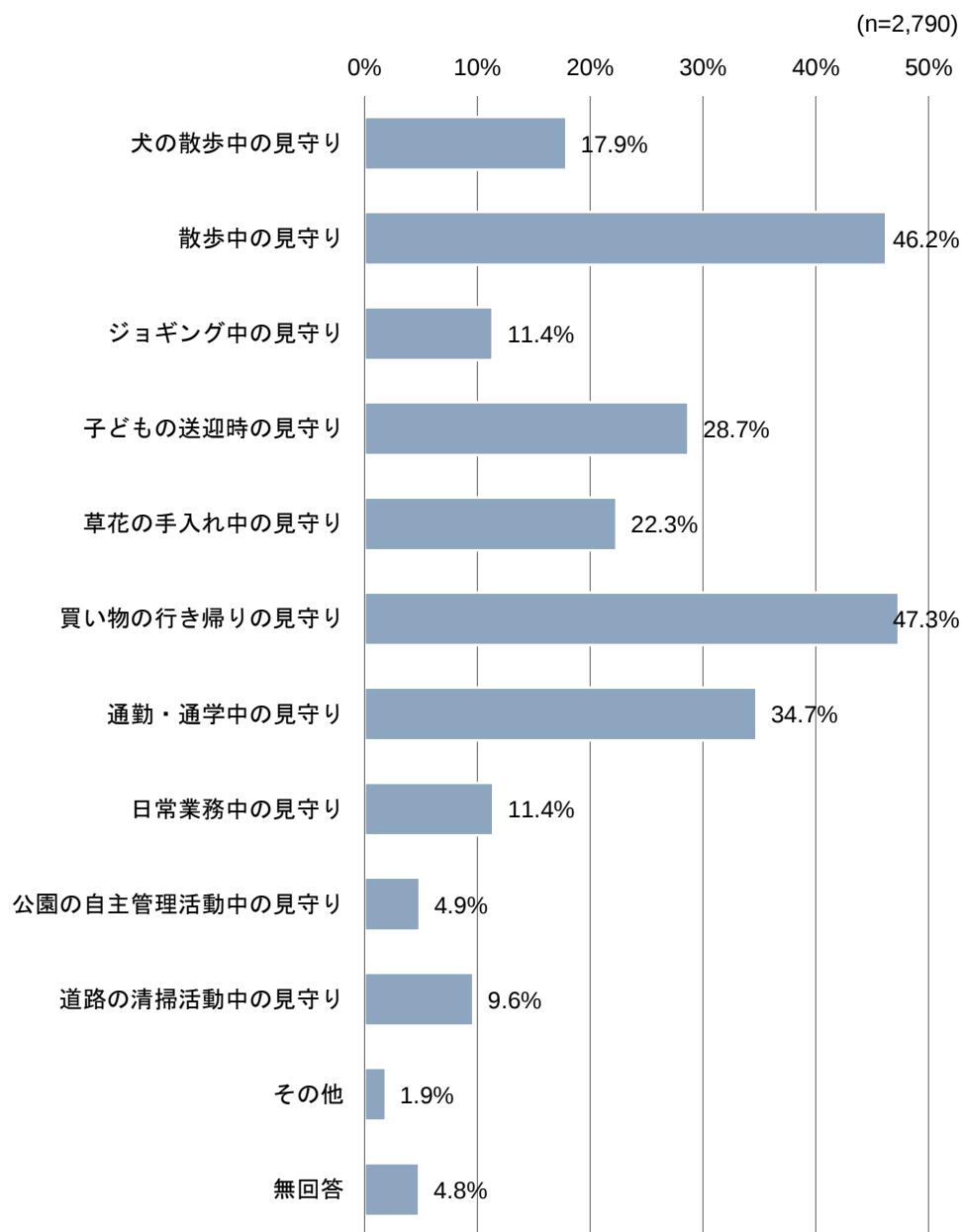
【設問】 地域組織（自主防犯組織や PTA 等）の防犯ボランティア活動に参加していますか。



⑩ 実施できる防犯活動（市全体）

「買い物の行き帰りの見守り」の割合が最も高く47.3%となっている。次いで、「散歩中の見守り(46.2%)」、「通勤・通学中の見守り(34.7%)」となっている。

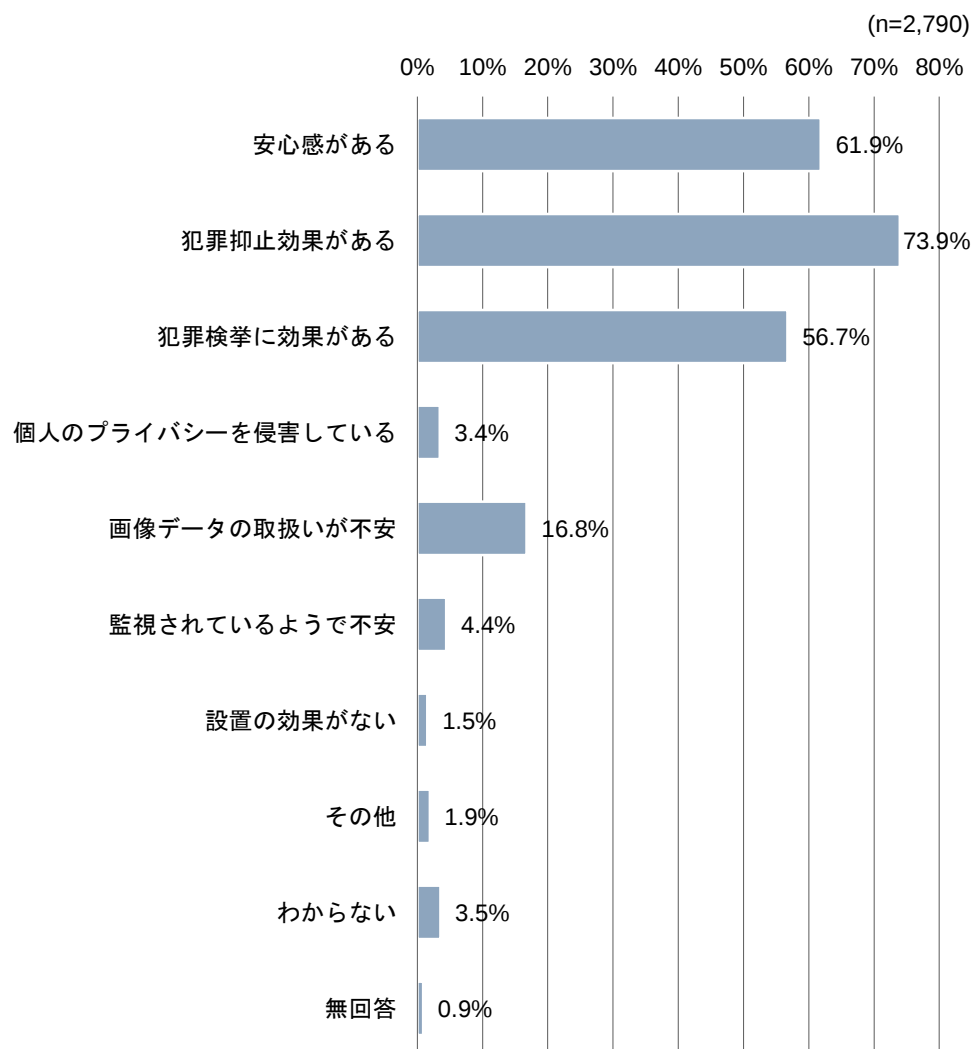
【設問】 ひとりでも気軽に実施できる「ながら見守り」についてあなたが実施してもよいと思うものすべてに○をつけてください。



⑪ 防犯カメラの設置（市全体）

「犯罪抑止効果がある」の割合が最も高く73.9%となっている。次いで、「安心感がある(61.9%)」、「犯罪検挙に効果がある(56.7%)」となっている。

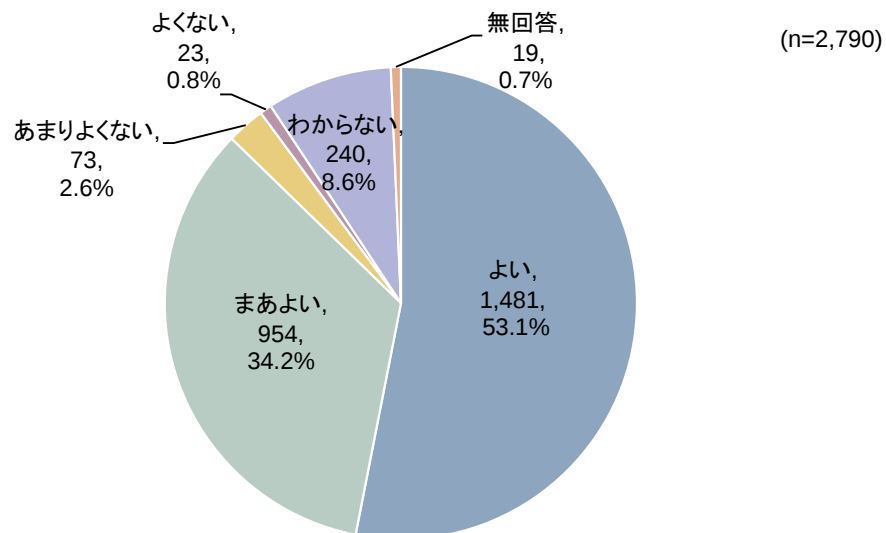
【設問】市が公共空間に街頭防犯カメラを設置していることについて、あなたの考えに近いものに○をつけてください。（最大3つまで）



⑫ 防犯カメラの利活用（一元的管理の導入）（市全体）

「よい」の割合が最も高く53.1%となっている。次いで、「まあよい(34.2%)」、「わからない(8.6%)」となっている。

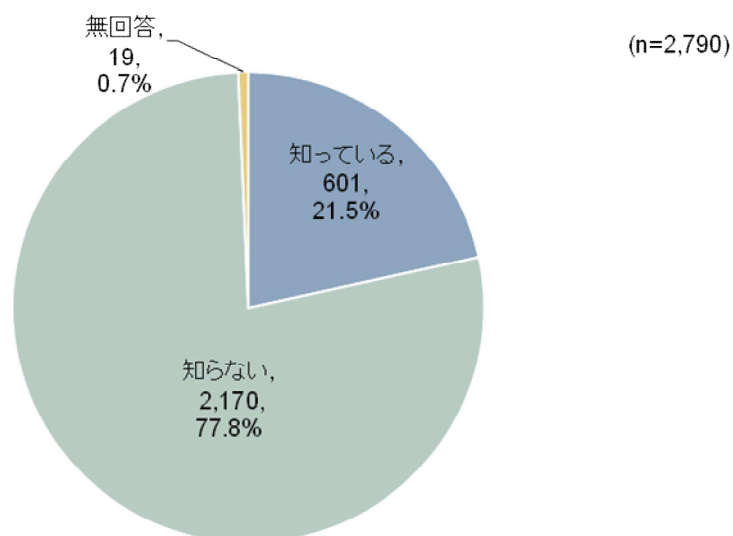
【設問】複数の防犯カメラをネットワーク化し、市が一元管理する仕組みを導入することについてどうお考えになりますか。



⑬ 都市宣言の認知度（市全体）

「知らない」の割合が最も高く77.8%となっている。次いで、「知っている(21.5%)」となっている。

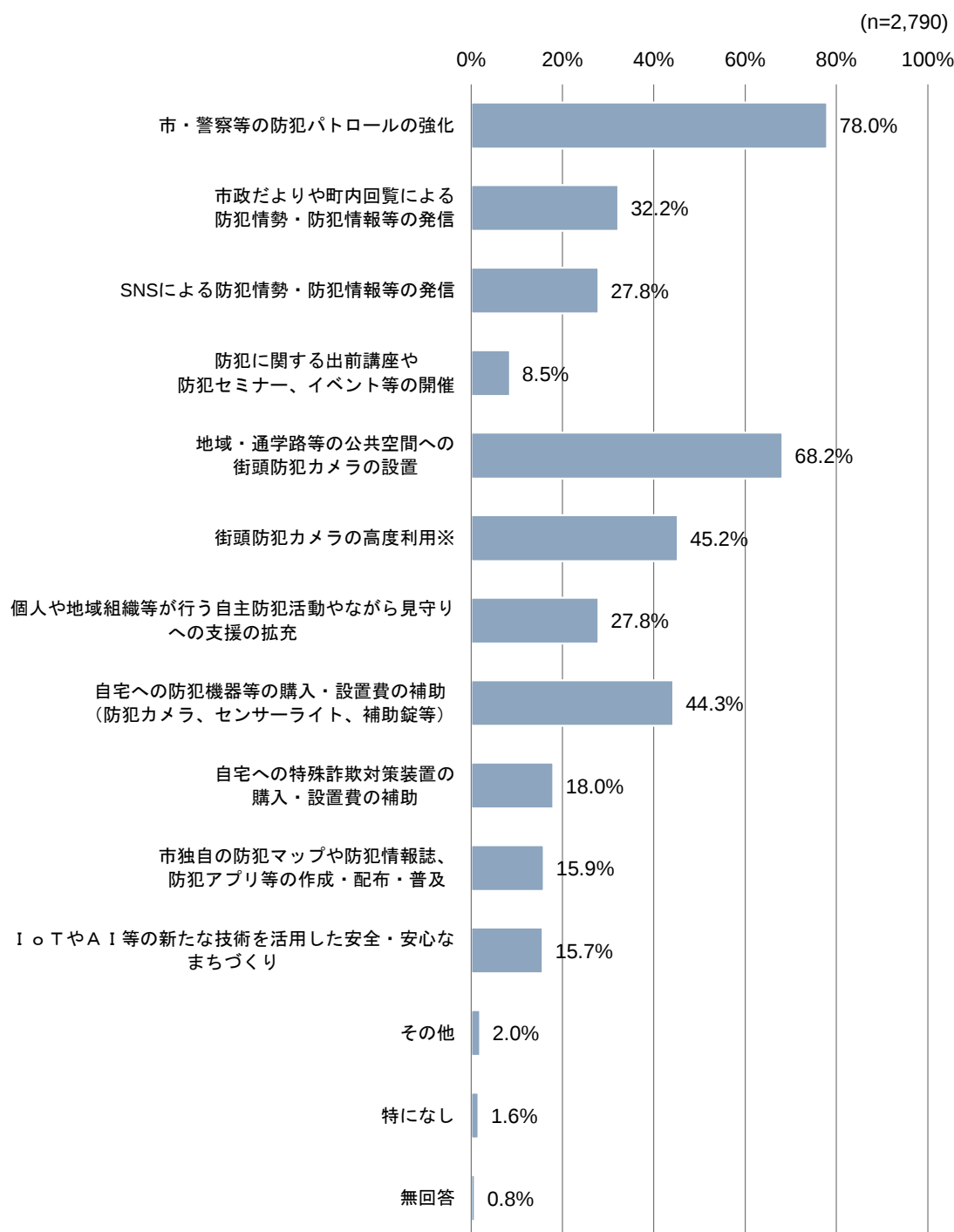
【設問】令和4年1月に都市宣言『子ども、女性、高齢者を犯罪から守るまち岡崎』を表明したことを知っていますか。



⑭ 市や警察への要望（市全体）

「市・警察等の防犯パトロールの強化」の割合が最も高く78.0%となっている。次いで、「地域・通学路等の公共空間への街頭防犯カメラの設置(68.2%)」、「街頭防犯カメラの高度利用(45.2%)」となっている。

【設問】 安全・安心なまちの実現に向けて、特に必要だと思う取組について○をつけてください。（最大5つまで）



※防犯カメラの高度利用

AI 画像解析機能等を付与し、人流の把握や、異常行動・違和感行動の検知、不審人物の追跡等ができるようになること。

4. 本市の防犯対策の取組状況

第5次計画では、「あいち地域安全戦略2020」を踏まえ、『刑法犯の認知件数の毎年減少』と『令和4年の住宅対象侵入盗認知件数100件以下』を計画目標に掲げ、防犯施策に取り組めました。主な取組状況は以下のとおりです。

(1) 基本施策Ⅰ 防犯啓発と防犯情報の提供

「自分の身は自分で守る」という各自の防犯意識の高揚と防犯知識の獲得を図るため、小中学校を対象とした体験型防犯教室や女性対象の防犯教室、地域団体等でも申し込みができる防犯出前講座を積極的に実施しました。

啓発活動としては、警察や防犯団体と協力し、年4回の安全なまちづくり県民運動をはじめとする各種防犯キャンペーンにおいて、犯罪情勢に合わせた啓発活動に取り組めました。

基本施策	施策内容	No.	推進事業・関連事業
基本施策Ⅰ	防犯啓発活動の推進	1	不審者侵入訓練・防犯教室の実施
		2	地域福祉センター等での防犯出前講座の実施
		3	小学生への防犯ブザーの配布
		4	地域安全市民総決起大会の開催
		5	安全なまちづくり県民運動の実施
		6	自転車盗難防止キャンペーンの実施
		7	年金支給日金融機関振り込み詐欺防止合同キャンペーンの実施
		8	住宅展示場等での住宅対象侵入盗被害防止キャンペーンの実施
		9	高校生や大学生対象とした振り込み詐欺グループに利用されないことの周知
		10	ショッピングセンター等での自動車関連窃盗被害防止キャンペーン
		11	女性（防犯協会加入事業所）対象防犯教室の実施
		12	薬物乱用防止の啓発
		13	小中学生を対象とした情報モラル教育
		14	青少年非行防止街頭啓発、非行防止のための事業所での街頭補導活動
		15	学生向け防犯マニュアルの作成、更新
		16	指定管理者、全館委託管理者への防犯実務研修会の実施
	防犯情報の提供の充実	17	SNSを通じて犯罪発生状況やキャンペーン実施などを周知
		18	不審者情報等の防犯情報『防犯情報メールマガジン』の配信
		19	市営住宅入居者への防犯情報の提供
		20	各単位老人クラブへの愛知県警察からの防犯情報の伝達
		21	来庁者及び職員の安全確保のため、職員による市役所本庁舎での防犯訓練を行う

(2) 基本施策Ⅱ 犯罪が発生しにくい環境整備

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高めるため、地域の防犯活動が活発となるよう防犯資材の提供や青色防犯パトロール活動に対する支援を推進しました。

また、住宅侵入盗の被害が多発している中、「地域の目」の届かない場所や時間帯等を補完するため、令和2年度から、市による街頭防犯カメラの設置を推進し、令和4年12月末までに1,050台の街頭防犯カメラを設置しています。

その他、防犯環境の整備を推進するため、防犯行政だけでなく、各部局が実施できる防犯まちづくりに向けた取組を実施しました。

基本施策	施策内容	No.	推進事業・関連事業
基本施策Ⅱ	防犯パトロール活動の充実	1	防犯パトロール用資材の提供
		2	青色回転灯の貸与
		3	防犯パトロールマニュアルの配布
		4	青色回転灯装備車による昼間パトロール(職員)
		5	市民活動総合補償保険の周知・活用による自主防犯活動支援
	防犯灯の整備	6	防犯灯の整備
	防犯カメラの街頭設置促進	7	市内の防犯のため、街頭に防犯カメラを設置
		8	庁舎内の防犯のため、市役所本庁舎内に防犯カメラを増設する
		9	施設保全及び防犯のために東岡崎駅前広場や交通広場、ペDESTリアンデッキにカメラを設置
		10	児童生徒の安全のため、登下校で使用する門に防犯カメラを設置
	暴力団排除の推進	11	公の事務、施設からの暴力団の完全排除
	その他防犯環境整備の取り組み	12	放置自転車の撤去
		13	乙川リバーフロント地区の人の流れを分析するため、街頭にカメラを設置
		14	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催
		15	大麻・けし等の除去、岡崎地区薬物乱用防止推進協議会の開催と活動の活性化
		16	自傷他害の恐れがある場合の警察官通報の受理・進達に関連する支援、心神喪失者等医療観察法施行に基づく地域精神保健福祉活動再発など予防につなげる適正支援
		17	児童虐待防止・DV防止のための啓発活動の実施
		18	ごみステーションの張込みによる、資源ごみの持ち去り行為への警告及び注意
		19	樹木剪定による見通しの確保、公園灯の設置
		20	空き家対策の推進
		21	岡崎少年愛護センターによる不審者情報の提供
		22	校内防犯用具の設置、通学路の安全点検、小中学校区防犯マップの作成、学校危機管理マニュアルの作成と訓練の実施、生徒指導主事会開催、連携強化のための中学校区児童・生徒健全育成協議会の開催、スクールサポートボランティアの拡大

(3) 基本施策Ⅲ 市内で多発している犯罪への対策

計画目標である住宅対象侵入盗の対策の推進と、岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例に定める子ども、女性、高齢者等に配慮した施策を推進しました。

また、令和2年度からは、特殊詐欺対策として、通話録音装置等の機能を有する特殊詐欺対策装置の購入費に対する補助制度を開始し、機器の普及を推進しました。

基本施策	施策内容	No.	推進事業・関連事業
基本施策Ⅲ	住宅対象侵入盗対策の推進	1	青色回転灯装備車による屋間パトロール(職員) 【再掲】
		2	住宅展示場等での住宅対象侵入盗被害防止キャンペーンの実施 【再掲】
	振り込め詐欺等特殊詐欺対策の推進	3	地域福祉センター等での防犯出前講座の実施 【再掲】
		4	通話録音装置等の購入支援
		5	年金支給日金融機関振り込め詐欺防止合同キャンペーンの実施 【再掲】
		6	高校生や大学生対象とした振り込め詐欺グループに利用されないことの周知 【再掲】
	犯罪弱者に対する犯罪対策の推進	7	不審者侵入訓練・防犯教室の実施 【再掲】
		8	地域福祉センター等での防犯出前講座の実施 【再掲】
		9	小学生への防犯ブザーの配布 【再掲】
		10	不審者情報等の防犯情報『防犯情報メールマガジン』の配信 【再掲】
		11	女性(防犯協会加入事業所)対象防犯教室の実施 【再掲】

(4) 第5次計画の総括

第5次計画では、市内の侵入盗被害と特殊詐欺被害への対策が急務であったことから、重点事業として「街頭防犯カメラ整備管理業務」と「特殊詐欺対策装置購入費補助業務」を促進しました。

また、警察と協力して、被害状況や注意喚起を広く配信することを積極的に行うとともに、警察をはじめ、防犯団体や地域と連携して前述に記した基本施策に掲げる様々な防犯活動に取り組んだ結果、第5次計画の目標である刑法犯認知件数は、毎年減少し、住宅対象侵入盗認知件数にあっては、平成30年の143件から30%減の100件以下に目標設定したのに対し、令和3年の住宅対象侵入盗件数は、平成30年から約66%減の48件にまで減少し、計画目標を大きく上回る成果を上げています。

5. 防犯対策上の課題と必要な対策

国・県の動向や本市における犯罪情勢の分析、市民意識調査、地域防犯活動の現状、これまでに取組んできた市の施策を踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題と必要な施策の方向性を整理します。

(1) 犯罪情勢

現状と課題
① 全国的に特殊詐欺やサイバー犯罪の被害が高水準で推移し、増加傾向にある。 ② 県内の犯罪情勢を踏まえ、あいち地域安全戦略2023では、「特殊詐欺」「侵入盗」「自動車盗」を重点課題に位置付けて施策を推進している。 ③ 市内の刑法犯認知件数は、年々減少しているものの、県内市区町村と比較すると高い水準で発生している。 ➢ 令和3年の凶悪犯(殺人、強盗、放火、強制性交等)は最大であった平成30年に比べ減少しているが、近年は微増傾向。 ➢ 刑法犯認知件数のうち、窃盗犯の割合が約58.7%。 ➢ 住宅対象侵入盗は、県内市区町村でワースト4位。 ➢ 令和3年の特殊詐欺認知件数は全国的に増加している。 ➢ 性犯罪等認知件数は、横ばいで推移。 ➢ ストーカー・DV 相談、児童虐待通告、サイバー空間での犯罪被害等に関する相談件数は、5年前と比べ増加傾向。

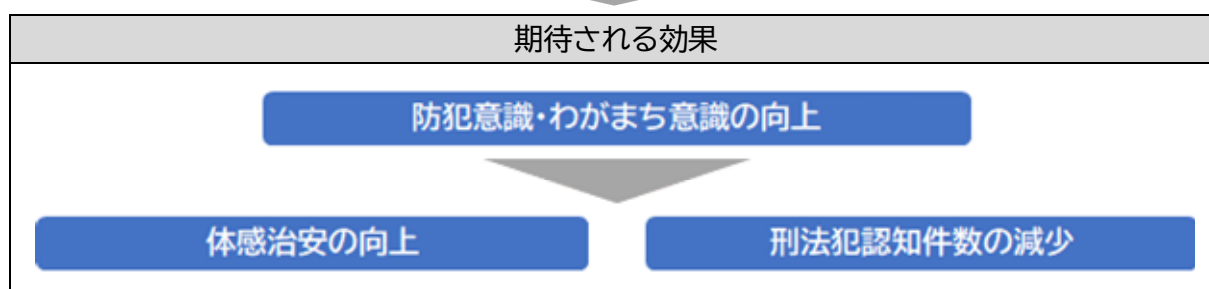
必要な対策
● 市民の安全・安心を脅かす犯罪等への対策 ➢ 社会情勢により変化する特殊詐欺やサイバー犯罪への対策の推進 ➢ 市内刑法犯認知件数の約58.7%を占める窃盗犯(侵入盗及び自動車盗等)への対策の推進 ➢ 多発する犯罪の特徴を分析し、重点エリアを設定した防犯パトロールの強化 ➢ 子どもや女性、高齢者に対する犯罪や暴力への対策 等

期待される効果
窃盗犯・特殊詐欺等の認知件数の減少 体感治安の向上 刑法犯認知件数の減少

(2) 市民意識

現状と課題
市民意識調査の結果、次の課題等が挙げられる。 ➤ 自分が居住する地域の治安について、「良い」及び「まあまあ良い」と思っている方は、約74.0%。対して、市全体の治安について、「良い」及び「まあまあ良い」と思っている方は、約49.2%で半数以下。 ➤ 「都市宣言」の認知度が約20%と低い。 ➤ 「住宅対象侵入盗」、「乗物盗」、「自動車関連窃盗」等への不安が強い。 ➤ 犯罪情勢を把握する手法として、市の防犯情報発信メールマガジンの利用が多い。 ➤ 地域の自主防犯活動に「参加していない」と回答した方が、88.9%と割合が高い。 ➤ 自主防犯活動は「効果がある・まあまあ効果がある」と回答した方が65.9%と多く、自主防犯活動が有効であると思っている方は多い。 ➤ 普段の生活の中での防犯活動(ながら見守り)であればできると思うという方は多い。

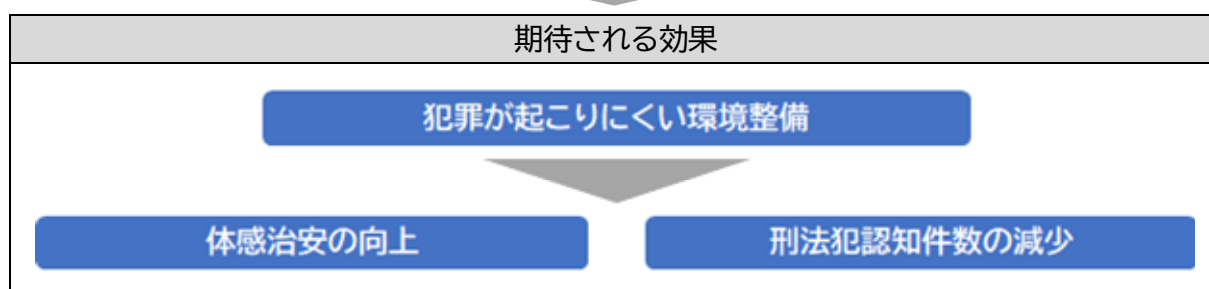
必要な対策
● 防犯意識・わがまち意識の醸成 ➤ 「自分事」である意識を高める地域別犯罪発生状況の発信 ➤ 市民が不安に思う犯罪や多発する犯罪への迅速な対策の推進 ➤ 防犯情報メールマガジンや SNS を活用した迅速な情報の発信 ➤ 出前講座や防犯キャンペーンによる市民一人ひとりの防犯意識の醸成 ➤ ながら見守りの推進 等



(3) 環境整備

現状と課題
①市による街頭防犯カメラの設置整備が促進されている。 ➤ 市民意識調査により、「安心感」や「犯罪抑止・犯罪検挙の効果」の観点から、防犯カメラの設置について好意的。 ➤ 防犯カメラの整備により、岡崎署管内の検挙率は上昇しているものの、犯罪事案発生に伴う捜査協力として防犯カメラの映像提供の頻度が増大。 ②約200件/年の防犯灯新設要望が地域から提出されている。 ➤ 危険箇所等へ防犯灯の設置要望が多い。 ➤ 防犯灯が必要と思われる箇所であっても電気の供給が困難な場合があり、防犯灯が設置できない場合あり。 ③防犯まちづくりの推進として、公園の清掃や樹木の剪定、放置自転車の撤去等、関係部局と連携した犯罪の未然防止に繋がる取組を推進している。

必要な対策
● 犯罪が起こりにくい環境整備の推進 ➤ 地域要望による防犯灯の設置や犯罪情勢等を踏まえた街頭防犯カメラの整備 ➤ 防犯カメラの検証と街頭防犯カメラのネットワーク化の推進 ➤ 脱炭素化社会の推進に配慮した太陽光発電式の防犯灯の導入 ➤ 危険箇所を把握する防犯診断の推進 ➤ 樹木の剪定や放置自転車の撤去、自転車等駐輪場の有料化の推進 等



(4) 支援体制

現状と課題
① 自主防犯活動への支援 ➤ 約200団体の自主防犯活動団体が組織され、約1万1千人の隊員に対し、防犯資材等の配布や青色防犯パトロール活動に対する支援を実施。 ➤ 市民意識調査より、普段の生活の中での防犯活動(ながら見守り)であればできるという市民が多数。 ② 犯罪被害者等への支援 ➤ 愛知県では、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を目的に、令和4年4月に犯罪被害者等支援条例を施行している。

必要な対策
● 防犯意識・わがまち意識の醸成【再掲】 ➤ 自主防犯活動に必要な資材の配布や青色防犯パトロール活動への支援継続 ➤ 「ながら見守り」に対する支援の推進 ➤ 地域一体となった防犯パトロールの推進 等 ● 犯罪被害者等支援の推進 ➤ 誰一人取り残さない被害者等に寄り添った総合支援窓口の充実 ➤ 防犯ブザーの配布 ➤ 犯罪被害者等支援条例の制定 等

期待される効果	
犯罪被害者等支援の推進	防犯意識・わがまち意識の醸成(再掲)
体感治安の向上	刑法犯認知件数の減少

第4章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

『岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例』、都市宣言『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』に基づき、本計画の基本理念(目指すべき姿)及び基本方針(計画の考え方)を以下のとおり定めます。

基本理念（目指すべき姿）
市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現

既往の条例等	記載内容
岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例	(基本理念) 第2条 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が協働し、犯罪が起こりにくい生活環境を保持することにより、 <u>市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現</u> を目的として行われなければならない。
都市宣言『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』	(一部抜粋) 市民一人ひとりが、自らの生命及び財産を守るために必要な防犯に関する知識の習得に努めるとともに、 <u>行政、議会、警察、事業者、地域が一丸となつて、悪質な犯罪から、子ども、女性、高齢者を守り、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現</u> を目指す。

2. 計画の基本方針

本計画は、基本理念「市民が安全で安心して生活することができる地域社会」の実現を目指すため、本市の現状と課題から必要と思われる対策の方向性や、第7次岡崎市総合計画に掲げる分野別指針「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に示す個別計画に位置付けられていることを踏まえ、次のとおり、計画の基本方針を設定します。

なお、施策を実施するにあたっては、本市が推進するゼロカーボンシティ、おかざきDXビジョン等の各種推進計画の方針を踏まえて推進します。

基本方針（計画の考え方）
多様な主体が協働・活躍できる地域の特性に応じた 誰一人取り残さない防犯まちづくりの推進

※「防犯まちづくり」とは、犯罪・犯罪不安の起きにくい環境・状況を作り出すことによる犯罪予防を目的に、住民、行政等が連携して行う活動の総称。(山海堂「実用 都市づくり用語辞典」より)

3. 計画の基本目標と成果指標

本計画の目標及び成果指標は、県の戦略に掲げる目標及び第5次計画の目標である『刑法犯認知件数の減少』を踏襲するとともに、基本理念及び基本方針や現状の課題からなる対策の方向性を踏まえ、下記のとおり『体感治安の向上』を新設します。

目標と成果指標値

基本目標	基準値	目標値
刑法犯認知件数の減少	令和3年認知件数 1,552件	毎年減少
体感治安の向上 「自分が住む地域(学区内)の治安は良い」と感じている市民の割合の増加	令和4年市民意識調査における「良い」と「まあまあ良い」の合計 74.0%	令和12年市民意識調査における「良い」と「まあまあ良い」の合計 80.0%

上記の基本目標を達成するため、国・県の動向や犯罪情勢を踏まえ、特に注視すべき次の罪種を重点課題として位置付け、各種対策を講じていきます。

重点課題	基準値 (令和3年認知件数)	目標値
侵入盗認知件数の減少	108件	毎年減少
自動車盗認知件数の減少	22件	
自転車盗認知件数の減少	203件	
特殊詐欺被害認知件数の減少	33件	

第5章 基本戦略及び重点事業

1. 基本戦略の設定と施策体系

本市の現状と課題や計画の基本方針を踏まえ、次のとおり、基本戦略を設定します。なお、愛知県犯罪被害者等支援条例が公布されたことを受け、本計画の基本戦略に犯罪被害者等支援の推進を掲げ、犯罪の未然防止対策だけでなく、犯罪被害者等に対する支援体制を充実させ、誰一人取り残さない防犯まちづくりを推進します。

基本戦略	施策
I 防犯意識・わがまち意識の醸成	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信 (2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得 (3) 自主防犯活動の活性化促進
II 犯罪が起こりにくい環境整備	(1) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進 (2) 防犯カメラの設置整備促進 (3) 防犯灯の設置整備促進
III 市民の安全・安心を脅かす 犯罪等への対策	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策 (2) 高齢者に対する犯罪や暴力への対策 (3) 多発する犯罪対策の促進
IV 犯罪被害者等支援の推進	(1) 犯罪被害者等支援体制の推進 (2) 犯罪被害者等支援に関する意識の醸成

2. 重点事業の設定

本計画の基本戦略に掲げる施策のうち、重点的に取組む施策を重点事業として位置付けます。

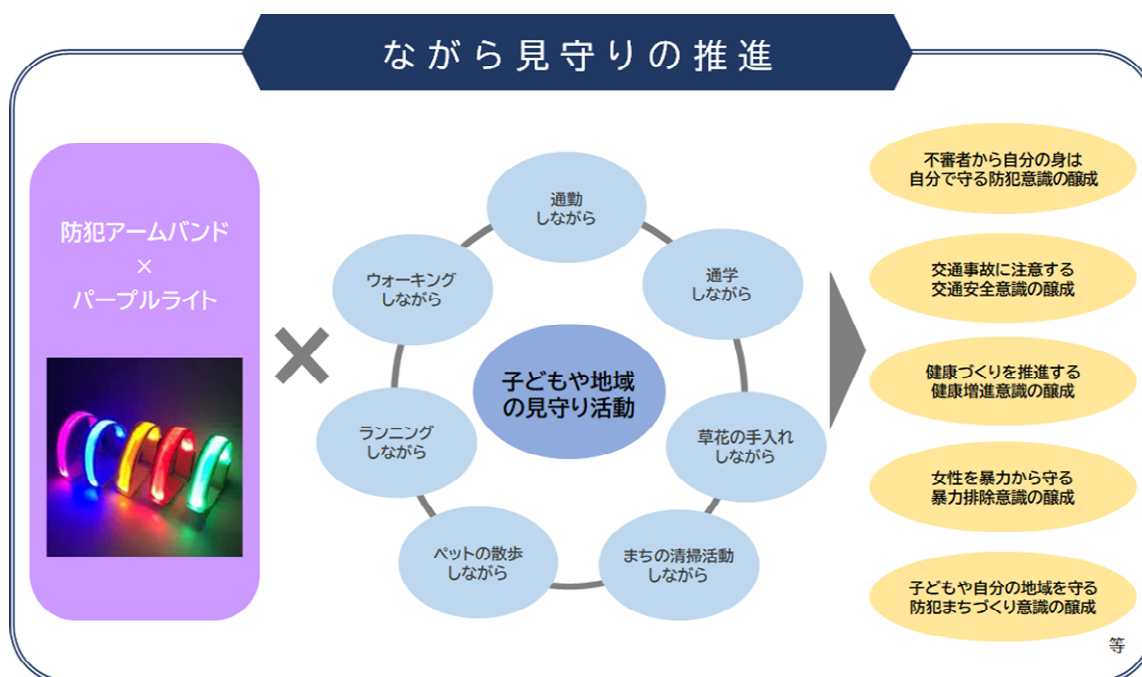
■重点事業①■ 市民総見守りの推進

【基本戦略1 防犯意識・わがまち意識の醸成】

(3) 自主防犯活動の活性化促進

日常生活の中で、誰でも気軽に実施できる「ながら見守り」を市民一人ひとりが実践することで、「地域の目」の領域や見守りの担い手の裾野が広がります。

交通事故等にも十分に注意しながら、「気楽に、気長に、安全に」を心構えに「ながら見守り」に取り組めます。想定事業として、防犯団体等による防犯活動時だけでなく、通勤・通学やランニング、ウォーキング、地域の美化活動等の際に、腕に取り付ける防犯アームバンド(※紫色)を関係部局と連携しながら市民へ配布し、防犯意識だけでなく、様々な視点による意識の醸成を図ります。



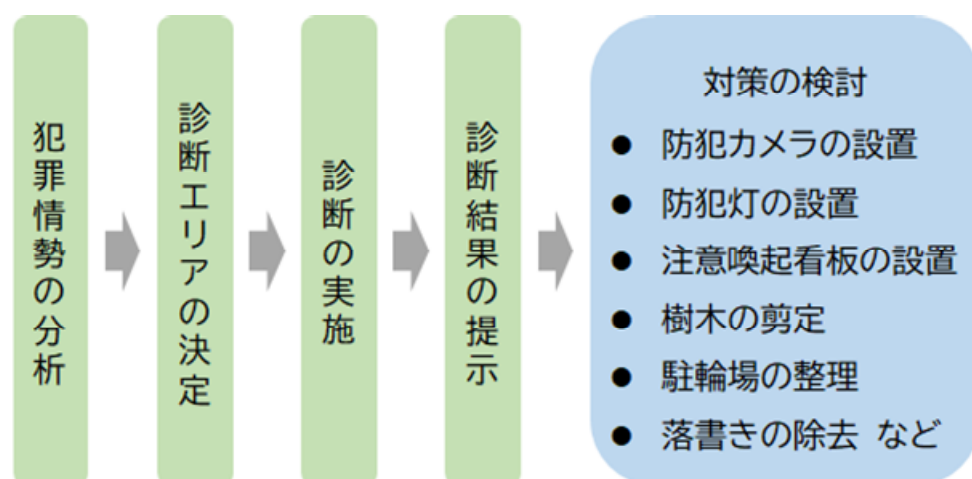
※紫色:女性に対する暴力根絶のシンボルカラー

■重点事業②■ 地域と協調した「わがまち防犯診断」の推進

【基本戦略2 犯罪が起こりにくい環境整備】

(1)地域の防犯力を高めるまちづくりの推進

子どもや女性に対する街頭犯罪を未然に防ぐために、警察や地域と連携して「わがまち防犯診断」を実施し、地域と一緒に危険個所の調査・把握することで、わがまち意識の醸成や地域コミュニティの活性化を図り、地域の防犯力を高めていきます。



■重点事業③■ 街頭防犯カメラのネットワーク化の推進

【基本戦略2 犯罪が起こりにくい環境整備】

(2)防犯カメラの設置整備促進

計画的な犯行や組織的な犯行は、悪質かつ連続性があり、警察による早期の検挙が求められます。本市では、街頭防犯カメラ映像の提供により事案等の早期解決に協力し認知件数の減少を図っています。また、市による街頭防犯カメラの整備促進に伴い、警察等からの映像照会は今後増えてきています。

そこで、重大事案や連続性のある事案が発生した際に、迅速かつ効率的に対応するため街頭防犯カメラ映像を適正に抽出することができる街頭防犯カメラのネットワーク化を検討します。



■重点事業④■ 犯罪状況の分析による防犯パトロールの強化

【基本戦略3 市民の安全・安心を脅かす犯罪等への対策】

(3)多発する犯罪への対策促進

犯罪状況を適時確認・把握し、特に注意が必要なエリアについては、警察と連携して重点的に防犯パトロールを実施します。

また、自主防犯活動団体へ犯罪発生状況を迅速に伝える体制を整え、地域による青色防犯パトロール活動の活性化を促し、地域全体となった防犯パトロールの強化を図ります。



■重点事業⑤■ 岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定

【基本戦略4 犯罪被害者等支援の推進】

(2)犯罪被害者等支援に関する意識の醸成

犯罪被害者やその家族の方々を支え、安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、犯罪被害者等に寄り添った誰一人取り残さない継続的な支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に関する市の方針や責務を明確化し、市の指針となる犯罪被害者等支援条例を制定します。



3. 各戦略における具体的な事業と活動指標

基本戦略Ⅰ 防犯意識・わがまち意識の醸成

(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信

体感治安の向上を図るためには、まず、自分の住む地域の正しい治安状況を把握してもらうことが重要です。市政だよりや市ホームページに加え、防犯情報メールマガジンや SNS を活用した迅速な犯罪情報の提供等、各自が防犯情報を取得しやすい環境を整えると同時に、地域ごとの犯罪発生状況の詳細をわかりやすく見える化することで、防犯意識・わがまち意識の醸成を図ります。

事業【担当部局】		実施内容
①	地域別の犯罪発生状況の発信と地域等の特徴にあった防犯対策の周知 【防犯交通安全課】	地域の犯罪発生状況を学区や支所管内ごとに整理・分析し、他の地域と治安情勢を比較することで防犯意識とわがまち意識の向上を図ります。
②	SNS によるリアルタイムな情報の配信 【防犯交通安全課】	警察署及び岡崎少年愛護センター等からの情報をツイッターを活用し、迅速に情報発信を図り、身近で犯罪が起こっている状況を伝えることで防犯意識を高めます。
③	広報媒体の活用や公共施設利用者への啓発活動の推進 【関係各課】	市政だよりやホームページによる定期的な犯罪状況の周知及び各種窓口や公共施設利用者に対し防犯情報の発信を図ります。
④	アイチポリス、市公式ツイッター、防犯情報メールマガジンの普及促進 【防犯交通安全課】	多様な情報や機能を有した愛知県警公式アプリ「アイチポリス」や市公式ツイッターや防犯情報メールマガジンの登録を促進します。
⑤	防犯情報ネットワーク体制構築の推進 【防犯交通安全課】	犯罪情報等を関係各所や情報を届けたい対象者へ迅速に情報を提供するためのネットワークの構築を推進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和12年度)
防犯情報メールマガジン登録者数	17,500人	21,000人

(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得

市民一人ひとりの防犯まちづくり意識の醸成を図るために、警察、市内関係団体との連携による防犯キャンペーン等の啓発活動に加え、出前講座や講習会の実施等、多様な主体が防犯知識を習得できる機会を創出し、事業者や団体、地域に向けたプッシュ型の事業を展開します。

事業【担当部局】		実施内容
①	都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」の啓発促進 【防犯交通安全課】	都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」の趣旨や内容について、広く周知・啓発を図り、機運の醸成を図ります。
②	防犯出前講座の実施 【防犯交通安全課】	地域の団体を対象にした防犯教室を実施します。
③	薬物乱用の防止対策の推進 【保健衛生課】	薬物乱用防止に関する教室や岡崎地区薬物乱用防止推進協議会の開催等、薬物乱用防止に関する活動を促進します。
④	各種施設等における防犯訓練の実施推進 【関係各課】	犯罪等を想定した防犯訓練や関係機関との防犯情報の伝達訓練の実施を推進します。
⑤	サイバー空間における犯罪対策の推進 【岡崎額田防犯団体連絡協議会】	サイバー犯罪に対する広報啓発活動及び民間事業者と対象としたセキュリティ意識向上のための講習会の実施を推進します。
⑥	活動功労者等に対する表彰の実施 【防犯交通安全課】	防犯活動等の功労のあった個人・団体等への表彰を推進します。
⑦	防犯対策基金の啓発促進 【防犯交通安全課】	防犯対策施策に要する費用に充てるための基金として適正な運用を図るとともに、寄附の周知啓発を図ります。
⑧	安全なまちづくり県民運動の実施 【防犯交通安全課】	県民運動実施要綱に基づき、多様な主体と連携した各種啓発活動を実施します。
⑨	地域との連携による合同防犯パトロールの推進 【防犯交通安全課】	地域や犯罪の特徴にあった防犯パトロールや注意喚起を推進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値
出前講座実施回数	6回/年	10回以上/年
地域と連携した防犯パトロール実施数	14回	15回以上/年

(3) 自主防犯活動の活性化促進

防犯対策として、「地域の目」は非常に効果的であり、「自分たちの町は、自分たちで守る」という「わがまち意識」の醸成を図るため、自主防犯活動に対する支援を推進します。

また、警察をはじめ、行政や自主防犯活動団体による防犯活動だけでなく、日常生活の中でもできる「ながら見守り」の推進することで、市民一人ひとりの防犯意識の醸成や見守りの担い手の裾野を広げ、自然監視性の確保の向上と多様な主体による自主防犯活動の活性化を図ります。

事業【担当部局】		実施内容
①	《重点事業①》 市民総見守りの推進 【防犯交通安全課】	市民や事業者、団体が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」の推進を図ります。
②	自主防犯活動団体への支援促進 【防犯交通安全課】	自主防犯活動団体に対し、活動に必要な防犯パトロール資材の配布や安心して活動に取り組むことができる市民活動総合補償保険の活用を推進します。
③	青色防犯パトロールの支援促進 【防犯交通安全課】	車両登録事務手続きや講習会の開催支援、青色回転灯の貸与等を実施し、青色防犯パトロール活動の支援を推進します。
④	防犯 CSR 活動の促進 【防犯交通安全課】	防犯 CSR 活動実施事業者の公表と活動の支援を推進します。
⑤	岡崎額田防犯団体連絡協議会との連携促進 【防犯交通安全課】	岡崎額田防犯団体連絡協議会との連携による防犯活動を促進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和12年度)
ながら見守りの実施度 (散歩や買い物中のながら見守りの実施率(%)を意識調査により確認)	－(新規事業)	50.0%以上

基本戦略Ⅱ 犯罪が起こりにくい環境整備

(1) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進

犯罪が起こりにくい環境を整備するにあたり、正しい犯罪情勢を把握することに加え、自分たちが住む地域内において、危険箇所はどこかを把握することも重要です。地域の防犯診断を行うことで、必要な防犯対策の促進に繋がります。また、防犯まちづくりに向けて、各部局が犯罪予防に関する施策に取り組むことで、行政一体となった犯罪が起こりにくい環境整備を推進します。

事業【担当部局】		実施内容
①	《重点事業②》 地域と協調した「わがまち防犯診断」の推進 【防犯交通安全課】	地域と一緒に危険箇所を調査することで、地域の防犯力を高めるとともに、自分達のまちは自分たちで守るという意識の醸成を図ります。
②	民間と連携した防犯活動に関する協定の推進 【防犯交通安全課】	防犯カメラの設置に関する協定に基づく連携事項を推進するとともに、民間との連携による防犯に関する協定の推進を図ります。
③	非行防止のための街頭補導活動の推進 【教育委員会学校指導課】	青少年非行防止のための街頭啓発や市内事業所での街頭補導活動を推進します。
④	放置車両・放置自転車の撤去促進 【防犯交通安全課】	犯罪発生の誘発等を防止し、犯罪が起こりにくい防犯まちづくりを推進します。
⑤	主要駅における駐輪場の適正管理 【防犯交通安全課】	防犯カメラや防犯灯の整備、自転車駐輪場の有料化等、自転車盗難防止対策を踏まえた自転車等駐輪場の整備を推進します。
⑥	空き家対策の促進 【住環境整備課】	空き家の適正管理を推進することで、犯罪の誘発防止を図ります。
⑦	環境美化活動の推進 【環境保全課／ごみ対策課／公園緑地課／他関係課】	公園、道路上の清掃活動の推進、ごみステーションの適正管理、樹木剪定で見通しを確保し、きれいで開かれたまちづくりを推進します。
⑧	暴力団排除の推進 【関係各課】	岡崎市暴力団排除条例に基づき、市、市民及び事業者が一体となり暴力団排除を推進します。
⑨	自傷・他害行為や心神喪失者等への適正支援 【健康増進課】	自傷他害の恐れがある場合の警察官通報の受理・進達に関連する支援や心神喪失者等医療観察法に基づく地域精神保健福祉活動等、再発予防につなげる適正支援を図ります。
⑩	再犯防止対策の推進 【地域福祉課】	岡崎市再犯防止推進計画に基づき、犯罪の再発防止に取り組めます。

活動指標	現状値(令和4年度)	目標値
わがまち防犯診断(仮)実施回数	－(新規事業)	1回以上/年

(2) 防犯カメラの設置整備促進

自主防犯活動による「地域の目」は、犯罪の発生を防ぐ効果がありますが、深夜や早朝等の活動が困難な時間帯や特に注意が必要な箇所について、街頭に防犯カメラを設置することで、自主防犯活動を補完し、犯罪が起こりにくい環境整備を図ります。

事業【担当部局】		実施内容
①	小中学校敷地内への防犯カメラ設置促進 【教育委員会施設課】	小中学校内へ防犯カメラの設置を推進し、児童・生徒の安全確保を図ります。
②	簡易設置型防犯カメラによる機動的な犯罪対策の推進 【防犯交通安全課】	多発する犯罪に対し、機動的に設置が可能な簡易設置型防犯カメラの活用を促進します。
③	治安状況を踏まえた街頭防犯カメラの設置場所の検討 【防犯交通安全課】	治安状況を分析し、警察署と連携し、治安情勢の分析による効果的な防犯カメラの設置場所を検討していきます。
④	防犯対策基金を活用した防犯カメラの設置・管理の推進 【防犯交通安全課】	防犯対策基金を活用し、街頭防犯カメラの継続的かつ適正管理を推進します。
⑤	《重点事業③》 街頭防犯カメラのネットワーク化の推進 【防犯交通安全課】	重大事案発生時に迅速かつ効率的に対応するため、防犯カメラ映像を迅速に抽出することができる街頭防犯カメラのネットワーク化の検討を推進します。
⑥	人流カメラの防犯施策活用の推進 【都市施設課】	乙川リバーフロント地区の人の流れを分析する人流カメラを活用した防犯対策を推進します。
⑦	地域防犯カメラ維持管理費補助の推進 【防犯交通安全課】	地域が設置した街頭防犯カメラの継続的かつ適正管理を図るため、維持管理費に対する補助制度を推進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
街頭防犯カメラの効果検証及び設置場所の検討	－(新規事業)	毎年実施
街頭防犯カメラのネットワーク化の構築	－(新規事業)	方向性の決定

(3) 防犯灯の設置整備促進

犯罪が発生しにくい環境のひとつとして、明るい環境が挙げられます。地域からの要望に基づいた防犯灯の設置により、地域が抱える不安を解消し体感治安の向上に繋がります。また、現在、約27,000灯の防犯灯が整備されていますが、適正な維持管理に努めるとともに、今後は、脱炭素化社会の推進に配慮した整備の検討を推進していきます。

事業【担当部局】		実施内容
①	地域要望を踏まえた防犯灯の整備促進 【防犯交通安全課】	市民の安全・安心を確保するため、地元要望を踏まえた防犯灯の整備を促進します。
②	脱炭素化社会の推進に配慮した防犯灯の整備 【防犯交通安全課】	電気の供給が困難な箇所等へ太陽光発電式の防犯灯の整備を検討していきます。
③	防犯対策基金を活用した防犯灯の整備促進 【防犯交通安全課】	防犯対策基金を活用し、防犯灯の整備促進及び継続的かつ適正管理を推進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和12年度)
防犯灯整備数	27,115基	28,500基

基本戦略Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪等への対策

(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策

子どもや女性、高齢者は、犯罪被害に遭いやすいことから、国や県においても、子どもや女性、高齢者を犯罪から守る施策を推進しています。

本市においても都市宣言『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』の実現に向けて、悪質な犯罪から子どもや女性を守るため、様々な面からの犯罪対策の充実を図ります。

事業【担当部局等】		実施内容
①	防犯ブザーの配布促進 【防犯交通安全課】	小学校新一年生へ防犯ブザーを配布し、自分の身は自分で守る意識の醸成に繋がます。
②	小中学校を対象とした体験型防犯教室の実施 【防犯交通安全課】	児童・生徒自らが被害にあった際を想定し、実際に防犯ブザーの使い方や逃げる際に注意すること等を実践方式で学ぶ体験型防犯教室の実施を推進します。
③	教師及び保育士等を対象とした不審者侵入訓練の推進 【防犯交通安全課】	校内や園内へ実際に不審者が侵入してきた際を想定し、教師や保育士等を対象とした不審者侵入訓練の実施を推進します
④	校内防犯用具の設置や校内危機管理マニュアルの作成 【教育委員会学校指導課】	校内への不審者侵入に備えた防犯用具の設置や危機管理マニュアルの作成を推進します。
⑤	通学路安全点検による防犯マップの作成 【教育委員会学校指導課】	学校や警察と連携した通学路安全点検を実施し、校区内の防犯マップの作成を推進します。
⑥	生徒指導主事会及び中学校区児童・生徒健全育成協議会の開催 【教育委員会学校指導課】	健全な学校生活や教育活動を進めるための連絡会議等の実施を推進します。
⑦	スクールサポートボランティアの促進 【教育委員会学校指導課】	子どもの見守り活動を行うスクールサポートボランティアの促進を図ります。
⑧	女性対象防犯教室の実施 【岡崎額田防犯団体連絡協議会】	実践的な護身術を学ぶ女性対象の防犯教室を警察や防犯団体等と協力し実施します。
⑨	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 【家庭児童課】	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ、公共施設等での『パープル・ライトアップ』を実施し、女性の人権尊重の啓発を図ります。
⑩	若年層への性暴力被害予防の推進 【家庭児童課】	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、若年層の性暴力被害防止の啓発を図ります。

事業(活動指標)【担当部局】		実施内容
⑪	インターネット上の犯罪から身を守る情報モラル教育の推進 【教育委員会学校指導課】	SNS 等をはじめ、インターネット上での犯罪に巻き込まれないための情報モラル教育を推進します。
⑫	児童虐待防止・DV 防止のための啓発活動の推進 【家庭児童課】	児童虐待の早期対応と防止に係る普及啓発及びDVを容認しない社会の実現を図ります。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値
体験型防犯教室の実施	23回	25回以上/年
女性対象防犯教室の実施	1回	毎年実施

(2) 高齢者に対する犯罪や暴力への対策

岡崎警察署管内の令和3年中のオレオレ詐欺、架空請求詐欺等の振り込み詐欺等特殊詐欺被害件数は35件、被害総額は5,994万円となっています。

被害の多くは、固定電話を入り口とした高齢者を狙った犯行が多いため、犯人との接触を防ぐために効果的な特殊詐欺対策装置の普及を図ります。また、注意喚起の情報が高齢者へ広く届くように、関係部局等と連携しながらネットワークづくりを推進し、都市宣言の実現に向けて、高齢者を悪質な犯罪から守っていきます。

事業【担当部局】		実施内容
①	特殊詐欺対策装置の普及促進 【防犯交通安全課】	高齢者を狙った特殊詐欺対策として、特殊詐欺対策装置購入費に対する費用に対し補助金を交付し、対策装置の普及を図ります。
②	金融機関と連携した振込詐欺防止キャンペーンの実施 【岡崎額田防犯団体連絡協議会】	金融機関において、振り込み詐欺等の特殊詐欺対策防止キャンペーンを警察署や防犯団体等と協力し実施します。
③	高齢者等虐待防止ネットワーク会議の開催 【障がい福祉課/長寿課】	高齢者及び障がい者の虐待防止のための課題や対策等を関係機関等と共有するため、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議を定期的開催します。
④	高齢者等見守りネットワークづくりの推進 【防犯交通安全課】	高齢者を狙った特殊詐欺被害や悪徳商法等についての情報や対策を関係機関が共有し、迅速な対応ができる体制づくりを推進します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和12年度)
特殊詐欺対策装置補助金交付申請累計	455件	2,500件

(3) 多発する犯罪対策の促進

犯罪は、社会情勢を背景に犯行の手口や被害者の対象、多発地域が傾向も変化してきます。犯罪発生状況を注視し、多発する地域については、防犯対策重点地域として設定し、防犯パトロールの強化及び犯罪の分析による効果的な対策を促進します。

事業【担当部局】		実施内容
①	《重点事業④》 犯罪発生状況の分析による防犯パトロールの強化 【防犯交通安全課】	地域や犯罪の特徴にあった効果的な防犯パトロールや注意喚起を推進します。
②	防犯対策重点地区の設定 【防犯交通安全課】	市内駅周辺及び住宅侵入盗、自動車盗・自転車盗認知件数のワースト3位までの地域を防犯対策重点地区として設定し、防犯対策を強化します。

活動指標	現状値(令和3年度)	目標値
市による防犯パトロール実施数	242回	240回以上/年

基本戦略Ⅳ 犯罪被害者等支援の推進

(1) 犯罪被害者等支援体制の推進

犯罪の未然防止対策だけでなく、万一、犯罪等により被害を受けてしまった当事者や、その家族の方々の不安や恐怖を軽減するため、犯罪被害者等の当事者の実情を踏まえ、いつでも適切な支援を受けることができる誰一人取り残さない支援体制を推進します。

事業【担当部局】		実施内容
①	総合支援窓口の充実 【防犯交通安全課】	犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、各関係相談窓口と密な連携による犯罪被害者等に寄り添った支援を推進します。
②	犯罪被害者支援制度等のあっせん 【防犯交通安全課】	国・県における各種犯罪被害者等支援制度を活用し、被害者への支援を推進します。
③	犯罪被害者等支援ハンドブックの作成 【防犯交通安全課】	犯罪被害者等に関連する様々な問題に対して、迅速に対応するため犯罪被害者等支援ハンドブックを作成します。
④	犯罪被害者等に対する防犯ブザーの配布 【防犯交通安全課】	被害にあってしまった方や被害にあう恐れのある方へ防犯ブザーを配布します。
⑤	市営住宅への一時入居 【住宅計画課】	市営住宅の目的外使用許可により、犯罪被害者等の住居を確保することで、その後の自立に寄与します。
⑥	民間賃貸住宅の入居等に関する相談 【住宅計画課】	民間賃貸住宅への入居を希望する犯罪被害者等の相談に応じ、物件情報等の情報提供を行います。
⑦	重大事案発生時での連携体制の構築 【防犯交通安全課】	犯罪情報等を関係各所等へ迅速に情報を提供し、連携が図れる体制の構築を図ります。

活動指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
連絡体制の構築	－(新規事業)	連絡体制の構築

(2) 犯罪被害者等支援に関する意識の醸成

万一、犯罪に巻きこまれてしまった場合、犯罪被害者等が社会から孤立することなく、安全に安心して暮らせるためには、地域社会が犯罪被害者等が不安や恐怖を感じながら、日常生活で抱える問題等について理解を深めていくことが必要です。また、犯罪被害者等に寄り添った継続的な支援の充実を図るため、市の方針等を示した犯罪被害者等支援条例の制定を推進します。

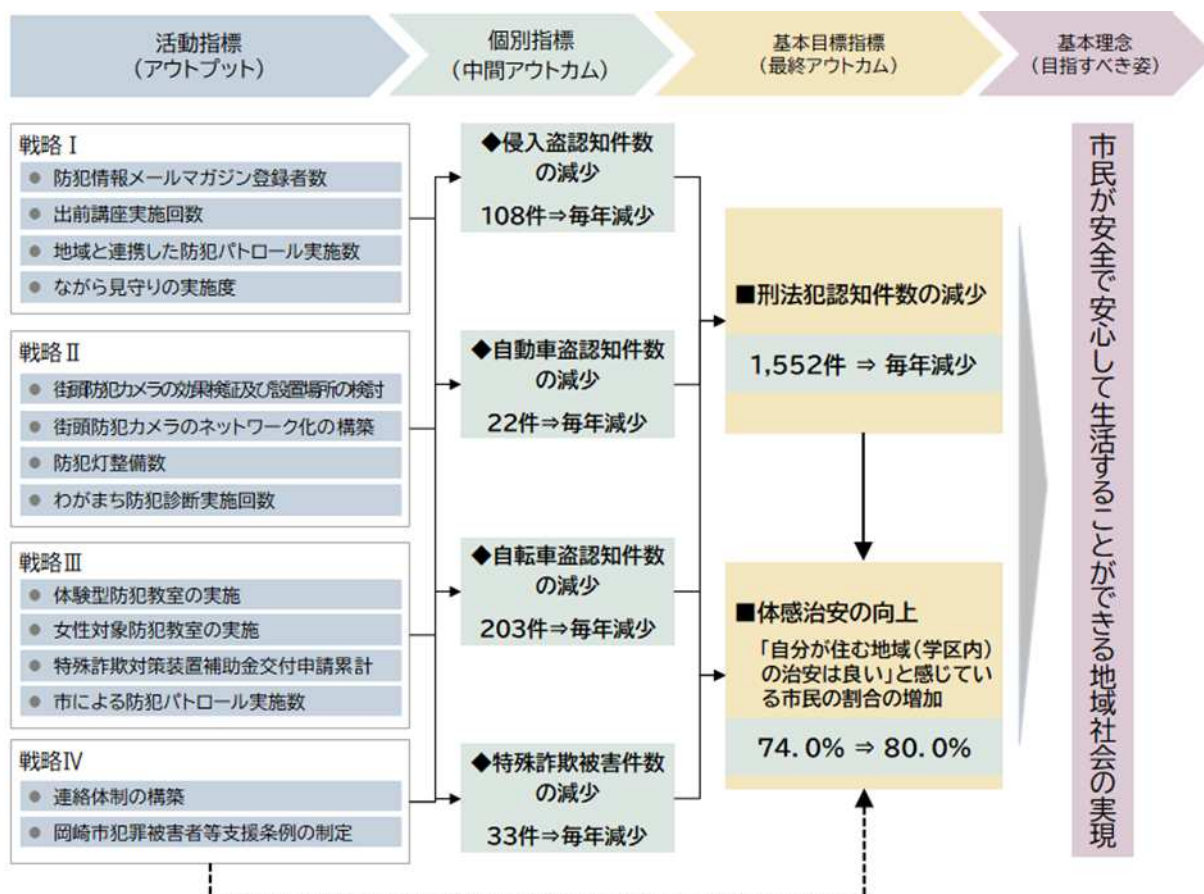
事業【担当部局】		実施内容
①	犯罪被害者等に関する啓発活動の推進 【防犯交通安全課】	犯罪被害者等が抱える問題について、市民への理解を深めるパネル展等の活動を推進します。
②	《重点事業⑤》 岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定 【防犯交通安全課】	愛知県犯罪被害者等支援条例を推進するとともに、市や市民、事業者等の責務や市が推進する犯罪被害者等に寄り添った支援の方針等について示した条例の制定を推進します。

活動指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定	－(新規事業)	制定

第6章 計画の実現に向けて

1. 計画の進行管理

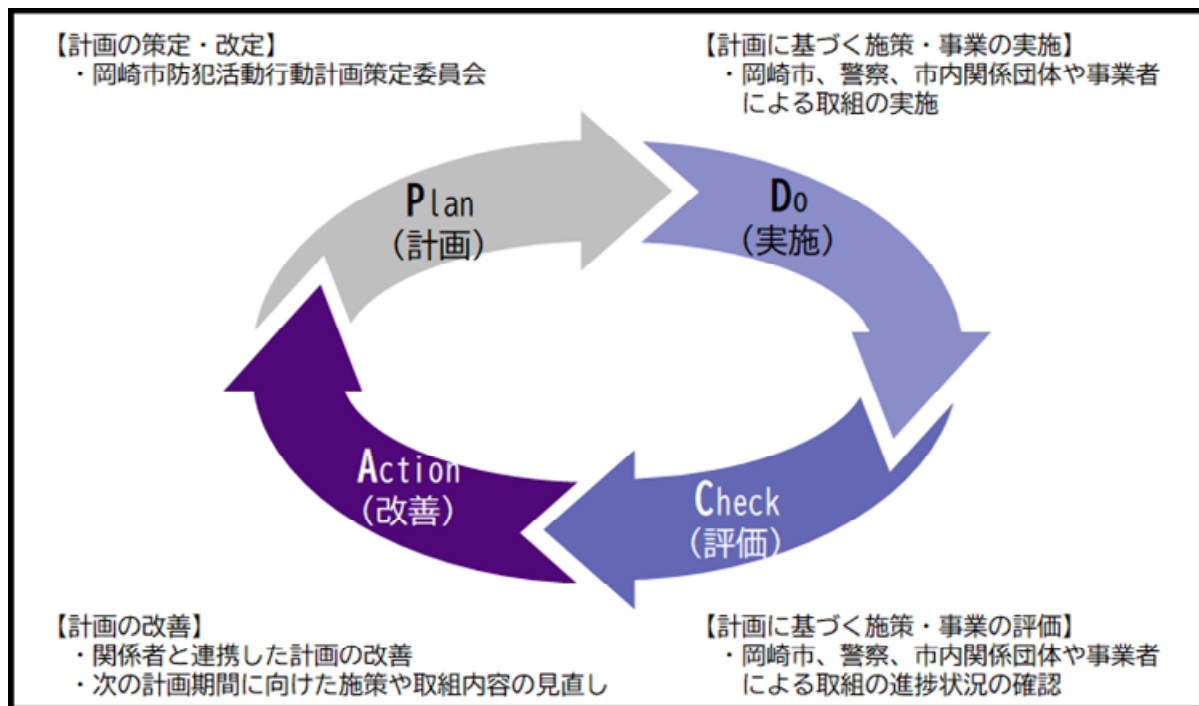
本計画の体系を示します。基本理念(目指すべき姿)を実現するために、活動指標(アウトプット)、個別指標(中間アウトカム)、基本目標指標(最終アウトカム)を設定し、達成を目指します。



2. 計画の推進体制

本計画は、毎年施策の進捗状況を確認するとともに、PDCA サイクルに基づいて、継続的な計画の見直しと充実を図り、次期計画へ継承していきます。

また、市と警察を中心としつつ、市民、市内関係団体、市内事業者がそれぞれの役割分担のもと連携し、総合的に推進します。



第7章 資料編

1. 岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例

は、犯罪のない安全・安心なまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪防止に対する意識を高め、もって犯罪の機会を与えない活動を推進し、市民が安全で安心して生活することができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が協働し、犯罪が起りにくい生活環境を保持することにより、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪防止に対する意識の高揚のための啓発活動、情報提供、環境整備その他の必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、子ども、女性、高齢者等に配慮するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員に対し、犯罪防止に関する啓発及び訓練を計画的に実施し、その意識の高揚に努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する財産について、犯罪の防止に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域社会の一員として、市及び関係機関が実施する犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自主防犯活動の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、積極的に自主防犯活動(犯罪の防止及び安全の確保のために、自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。)を推進するよう努めなければならない。

2 市民又は事業者は、自主防犯活動団体を組織することができる。

- 3 市は、市が適当と認める自主防犯活動団体に対し、自主防犯活動の推進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防犯活動行動計画)

第7条 市は、犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯活動行動計画を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の防犯活動行動計画を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(情報の共有と連携)

第8条 市、市民、事業者、自主防犯活動団体及び関係機関は、犯罪防止に関する情報を共有するとともに、緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市防犯活動行動計画は、第7条第1項の規定により策定された防犯活動行動計画とみなす。

2. 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市防犯活動行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第4条 委員長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合

(3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合

2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務については、市民安全部防犯交通安全課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3. 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会委員名簿

任 期 : 令和4年6月23日～令和5年3月31日

役 職	氏 名	備 考
委員長	ひの きみひろ 樋野 公宏	有識者 (東京大学大学院 准教授)
委員	あきやま よしこ 秋山 佳子	岡崎金融協会 (株式会社三菱 UFJ 銀行岡崎支店)
委員	おの みさよ 小野 美菜代	岡崎市 PTA 連絡協議会 副会長
委員	かたやま こういち 片山 鑛一	公募委員
委員	さかもと さやか 坂本 彩	公募委員
委員	すぎはら えみこ 杉原 恵美子	岡崎少年愛護センター
委員	たぐち たつや 田口 竜也	岡崎額田防犯団体連絡協議会 会長
委員	ながさか ひでし 長坂 秀志	自主防犯団体連絡協議会 会長 (岡崎市総代会連絡協議会 会長)
委員	ながた ひでみ 永田 英巳	愛知県岡崎警察署 生活安全課長
委員	よしだ さりな 吉田 さりな	公募委員

全委員数に対する女性委員の比率 50 %

4. 第5次計画の取組と第6次計画における施策の位置付け

第6次計画						第6次計画の戦略・施策名		
基本施策	施策内容	No.	推進事業・関連事業	担当課等	取り組み経過	方向性	戦略	施策名
基本施策Ⅰ	防犯啓発活動の推進	1	不審者侵入訓練・防犯教室の実施	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
		2	地域福祉センター等での防犯出前講座の実施	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		3	小学生への防犯ブザーの配布	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
		4	地域安全市民総決起大会の開催	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		5	安全なまちづくり県民運動の実施	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		6	自転車盗難防止キャンペーンの実施	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		7	年金支給日金融機関振り込み詐欺防止合同防犯キャンペーンの実施	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		8	住宅展示場等での住宅対象侵入盗被害防止キャンペーンの実施	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		9	高校生や大学生を対象とした振り込み詐欺グループに利用されないことの周知	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		10	ショッピングセンター等での自動車関連窃盗被害防止キャンペーン	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		11	女性(防犯協会加入事業所)対象防犯教室の実施	同額協議会	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
		12	薬物乱用防止の啓発	保健衛生課	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		13	小中学生を対象とした情報モラル教育	教育委員会 学校指導課	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
		14	青少年非行防止街頭啓発、非行防止のための事業所での街頭補導活動	教育委員会 社会教育課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		15	学生向け防犯マニュアルの作成、更新	看護専門学校	未実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		16	指定管理者、全館委託管理者への防犯実務研修会の実施	施設所管課	未実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
	防犯情報の提供の充実	17	SNSを通じて犯罪発生状況やキャンペーン実施などを周知	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信
		18	不審者情報等の防犯情報『防犯情報メールマガジン』の配信	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信
		19	市営住宅入居者への防犯情報の提供	住宅計画課	実施	継承	戦略Ⅰ	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信
		20	各単位老人クラブへの愛知県警察からの防犯情報の伝達	長寿課	実施	継承	戦略Ⅰ	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信
		21	来庁者及び職員的安全確保のため、職員による市役所本庁舎での防犯訓練を行う	庁舎車両管理課	未実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
基本戦略Ⅱ	防犯パトロール活動の充実	22	防犯パトロール用資材の提供	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(3) 自主防犯活動の活性化促進
		23	青色回転灯の貸与	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(3) 自主防犯活動の活性化促進
		24	防犯パトロールマニュアルの配布	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅰ	(3) 自主防犯活動の活性化促進
		25	青色回転灯装備車による昼間パトロール(職員)	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅲ	(3) 多発する犯罪への対策促進
		26	市民活動総合補償保険の周知・活用による自主防犯活動支援	市民協働推進課	実施	継承	戦略Ⅰ	(3) 自主防犯活動の活性化促進
	防犯灯の整備	27	防犯灯の整備	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅱ	(2) 防犯灯の設置整備促進
	防犯カメラの街頭設置促進	28	市内の防犯のため、街頭に防犯カメラを設置	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅱ	(1) 防犯カメラの設置整備促進
		29	庁舎内の防犯のため、市役所本庁舎内に防犯カメラを増設する	庁舎車両管理課	実施	継承	戦略Ⅱ	(1) 防犯カメラの設置整備促進
		30	施設保全及び防犯のために東岡崎駅前広場や交通広場、ベデストリアンデッキにカメラを設置	拠点整備課	実施	完了	-	-
		31	児童生徒の安全のため、登下校で使用する門に防犯カメラを設置	教育委員会 施設課	実施	継承	戦略Ⅱ	(1) 防犯カメラの設置整備促進
	暴力団排除の推進	32	公の事務、施設からの暴力団の完全排除	関係各課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
	その他防犯環境整備の取り組み	33	放置自転車の撤去	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		34	乙川ハーパーフロント地区の人の流れを分析するため、街頭にカメラを設置	都市施設課	実施	継承	戦略Ⅱ	(1) 防犯カメラの設置整備促進
		35	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	障がい福祉課・長寿課	実施	継承	戦略Ⅲ	(2) 高齢者に対する犯罪や暴力への対策
		36	大麻・けし等の除去、岡崎地区薬物乱用防止推進協議会の開催と活動の活性化	保健衛生課	実施	継承	戦略Ⅰ	(2) 防犯まちづくり意識の高揚と防犯知識の習得
		37	自衛他害の恐れがある場合の警察官通報の受理・連送に関連する支援、心神喪失者等医療観察法に基づく地域精神保健福祉活動等、再発予防につながる適正支援	健康増進課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		38	児童虐待防止・DV防止のための啓発活動の実施	家庭児童課	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
		39	ごみステーションの張込みによる、資源ごみの持ち去り行為への警告及び注意	ごみ対策課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		40	樹木剪定による見通しの確保、公園灯の設置	公園緑地課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		41	空き家対策の推進	住環境整備課	実施	継承	戦略Ⅱ	(3) 地域の防犯力を高めるまちづくりの推進
		42	岡崎少年愛護センターによる不審者情報の提供	教育委員会 社会教育課	実施	継承	戦略Ⅰ	(1) 地域の特徴を見える化した犯罪発生状況の発信
		43	校内防犯用具の設置、通学路の安全点検、小中学校区防犯マップの作成、学校危機管理マニュアルの作成と訓練の実施、生徒指導主事会開催、連携強化のための中学校区児童・生徒健全育成協議会の開催、スクールサポートボランティアの拡大	教育委員会 学校指導課	実施	継承	戦略Ⅲ	(1) 子ども・女性に対する犯罪や暴力への対策
基本戦略Ⅲ	振り込み詐欺等特殊詐欺対策の推進	47	通話録音装置等の購入支援	防犯交通安全課	実施	継承	戦略Ⅲ	(2) 高齢者に対する犯罪や暴力への対策

※再掲は表示してない

5. 市民意識調査結果

別途、ホームページで公表していますのでご確認ください。
(<http://.....>)

第 6 次岡崎市防犯活動行動計画

【発行】 岡崎市

【編集】 岡崎市市民安全部防犯交通安全課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話：0564-23-6525 FAX：0564-23-6570

e-mail：anzen@city.okazaki.lg.jp

HP：https://www.city.okazaki.lg.jp/index.html

リサイクル適正の表示：印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。